

5 6 7 8 9 18
50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 18

始



289
M051



敢闖七十五年

森川 挑吹著



著者寄贈本

著者 最近ノ肖像



著者ノ人世觀ト其ノ筆蹟



人生より神を信じ、怠心
全力找盡し、其の使命
を達成する所尔あり至

昭和十六年秋 拙次



序

予は、昭和十三年、齡古稀になつた。其の春京都平安神宮の枝垂櫻が満開の頃、五男正雄の紫野の寓に滞在した。一夜談偶、予が歩んで來た過去の實歴の一端に及んだ。正雄は、然うした談話は、兄妹を始め、後輩の人々の聞かんと欲する所であらうから、七十年の回顧錄を書き遺して貰ひたいと求めた。予としても過去を顧みると、神の御國を地上に建設する使命奉仕を、各方面に盡させて貰つて居る、素より微力の者ではあるが、足りない乍らも全心全力を盡して、使命達成に邁進して來た。之を語るに興味無しとせぬ。但言語では、子孫や後進に及ぼす事は出來ない。不文の予として至難事ではあるが、話す丈けの事を其の儘書き綴る事にしようと考へた。然し今日から始めようか、明日から取り懸らうかと思ひつゝも容易に執筆する事が出來ない。殊に、予には、宿痼の膽石病が在つて、時々

發作を起すので、殊更億劫になり勝ちであつた。其の間にも、蠶絲業關係で支那滿洲の視察旅行に出ねばならず、續いて妻の永眠に逢ひ心に一大打撃を受けた。殊に年と共に膽石病の發作が激しくなつて、病床に呻吟する日も少なくなかつた。然うした中に在つて、當面の蠶絲業は折柄一大轉換期の急潮に棹さし、全國蠶種業組合聯合會會長として、自己の職責を果す事が辛じて出來ただけであつた。それやこれやで、事は一層遷延した。然るに、去る二月十九日東京で寒冒に罹り、翌日歸宅して臥床した。二十一日の朝は重症となり、一時は危篤に陥つた。其の時予は、靜かに默想して、神様は予を召し給ふのであらうか、と考へた。然し今神様が予を召し給ふとすれば、予の現世に於ける使命は爲し遂げられて居ない、未だ多くの部分を残して居る、故に今予を召命し給ふ事は決してない、尙暫らく餘命を保たしめて其の完成を成さしめ給ふ、と確く信じた。而して周圍の人々に、予は今死ぬる事は無いと大聲で告げた。醫師等が對診の結果、

餘命一週日を出でまいと云ふ宣告に、一家近親眉を寄せて居る所に、病人が大聲を發し、且つ案外平氣で居るのに周圍の人々は寧ろ驚いた。果せる哉、予の病氣は、危機を脱して快方に赴いた。恢復は頗る急速で、發病二十五日目には離床して庭内の散歩が出來、五十日後には殆んど病前の情態を取り返した。然し未だ筆を執る程には氣力がないので、猶靜養を繼續した。斯して五月初旬には、體力、精神力共に恢復した。愈々筆を執つた。文筆の事に馴れぬので、筆は遅々として進まなかつた。然し、神様の御召命は何時来るかも知れぬ、古歌にも『明日ありと思ふ心の徒櫻、夜半に嵐の吹かぬものかは』とある。折角餘命を與へられながら其の事業の一部なる回顧錄の起稿を怠つては相濟ぬと即ち鈍筆を呵し、努力苦心、満幅の誠意を打込んで本編を作る。

本書編纂に際し、資料の蒐集に就ては親友戸谷清一郎氏の勞に負ふ所多大であり、又蕪雜なる草案の整理及び校正には畏友某氏を煩はした、記して孰も深く謝

意を表する。

更に、住谷天來老兄が跋文を寄せられたるは、予の歓喜に堪へざる所、是亦平素の教導と高誼と併せ誌して感謝する。

四

昭和十八年四月
森川抱次

目次

一 予の郷土と幼年時代	二
二 少年時代	三
三 青年時代上	四
静養時代	五
製絲見習と家屋の改築	六
学生時代	七
生死と人生の問題	八
遊學の中止と療養	九
村政權乘取派の暴舉粉碎	十
四 青年時代下	十一
公娼廢止後の再設問題	十二
新聞經營の苦闘	十三

縣會計課の紊亂と筆禍問題	八一
社内の紛争と訴訟問題	八六
日露戰役と我が社の奮闘	八九
第三次公娼設置運動	九〇
公娼再設問題の終熄	九三

郡司大尉の講演と予の禁煙	西四
鏹毒事件と田中翁の禁煙	九六
京都博覽會と關西旅行	一〇三
伊勢崎織物業組合の紛争と調停	一〇四

五 壯年時代

伯父の永眠と南城家の入信	一八
妻の永眠と其の後	二〇

青少年の教育	一三
土地改善と耕地整理	二〇

六 地方改善と耕地整理

水利組合と地方改善	二八
-----------	----

土地改善と耕地整理	二〇
-----------	----

七 村長就任

縣會議員選舉	一四
--------	----

知事の暴政と政友會議員の盲動	一四
----------------	----

八 縣會議員附衆議院議員候補者	
縣會議員選舉	一四

九 群馬社創設と其の後

大芝知事轉任後の縣會	一四二
中央政變と地方議會	一五三
衆議院議員候補者	一七一

財界不況と農村更正運動	一八六
信用組合長就任	一九一
衆議院議員選舉	一九一

十 痘魔の征服と予の人生觀

病魔の征服と人生觀使命觀	一四〇
蠶絲業に對する根本觀念	一四四

表彰と委員拜命	三七
支邦視察旅行と妻の永眠	三八
聯合會長就任と蠶絲業革命期	三三
紀元二千六百年記念式と表彰	三三
時局と蠶絲業界	三五

十一 社會事業

青少年に對する矯風運動	二四二
-------------	-----

宿痾との敢闘と蠶絲業の其の後	二四七
少數同胞に對する差別觀念の撤廢	二五三

廢娼運動	二六	上毛孤兒院・上毛愛隣社	二八三
養老事業	二五	群馬學院	二八五
廓清會群馬支部の結成	二九	群馬啓明會	二八七
群馬純潔同盟	二八		

十二 教育事業

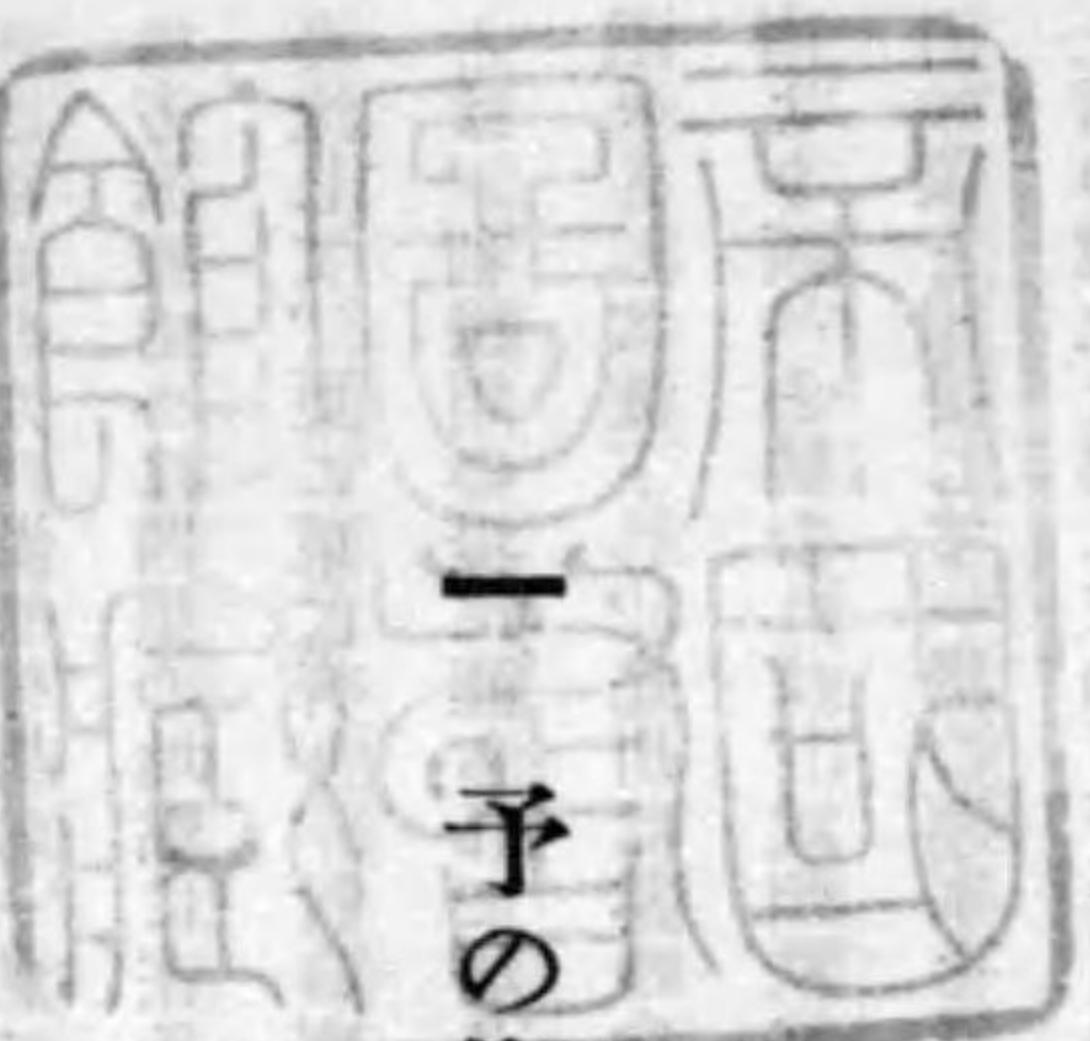
教育事業	二九	群馬縣育英會	二九一
盲聾啞教育	二九	佐波蠶業學院	二九四
共愛女學校	二五		

十三 予の宗教

十四 むすび

跋
住谷天來

三九



—予の郷土と幼年時代

予の郷土と幼年時代

予の郷土群馬縣佐波郡名和村大字柴は、今から七十餘年前には上野國那波郡柴驛といひ、後、柴町と改稱された。關東平野の一角に位し、西の方妙義山へは十里、西北の方榛名山へは七里、而して北方赤城山へは四里の地點に在る。利根川は、村の西端を北から南に流れ、西から來た烏川とこゝに合流して、更に東に奔り、村の南部を割して上武の境上を東に流れて居る。斯して、予の村の西と南とは、利根川の堤に涯られて居る。試みに此の堤上に立てば、眼下の激流は、廣々とした河原の間を滔々として流下し、烏川は其の會流地に至るや汪洋として緩やかに利根川に注いで居る。眼を上げて南より西へと眺むれば、武州秩父の連山と上州多野の御荷鉢、破風の山々とは、遠く巍峩突兀たる名山妙義と相接して一脈の連峯を爲し、其の背後には二千五百米の淺間山が四六時中煙を噴き灰を吐き上信の境上を壓して聳えて居る。淺間山の天明三年の大爆發は有名である。同年四月九日大鳴動あり、七月五日大爆發を起し、續いて六七兩日に涉り激動益々甚しく、天地晦冥日中燈火を點する程となつたが、噴出したる砂礫は、遠く關東平野の各地に降下し、予の村でも積礫寸餘に及び、其の砂礫

は今猶處々に小丘を爲して居る。當時噴出したる熔岩は、北麓上州吾妻高原に押出され『鬼押出し』の奇勝となつて現存し、觀る者をして驚嘆せしめて居る。更に其の熔土熔岩は、吾妻川の谿谷を流下して利根川に入り、遂に予の村と西岸五料宿（現在芝根村大字沼之上）の低地を埋めて漸く停止した程で、（其の地迹は現在桑園となり、巨巖大石が磊塊として散亂して居る）、各地の被害は言語に絶した。冬季に於ける淺間山は白雪に蔽はれ、其の形容は靈山富士に髣髴として、山嶺には毎に濛然たる噴煙を認める。雄偉なる山容は、予等をして仰がしめるに足るものがある。

さて、西より北へ眼を移せば、榛名、小野子、子持の峯巒重疊として雄麗なる景趣を呈して居る。更に遠く三國、清水の連嶺を隔てゝ越後の諸峯を望む雄大なる情景は、筆に盡し難い畫趣である。北は上野三山の首位赤城の雄大なる山裾が遠く廣く伸びて、西は上州の中央に到り、東は野州の國境に及んで居る。日光の連山は、其の東北に雄姿を見せて居る。東は關東の大平野で、肥沃なる桑園と乾田、とが連續して居り、其の間に夏は翠綠を滴らす樹林を點綴して居る。其の一角に誠忠の巨人新田義貞公と勤王の烈士高山彦九郎先生を祀る金山を仰ぎ、遙かに水戸藩勤王の浪士武田耕雲齋、藤田小四郎等一黨の籠營を以て知られたる常陸の筑波山を望み、志士の襟懷を偲ぶことが出来る。予の郷土

は、斯した自然の景勝に恵まれて居る。

源頼朝が鎌倉に幕府を創設した當時の領主は、頼朝の智囊大江廣元の息政廣で、那波駿河守と稱した。城地は、現在の名和村國民學校の敷地と其の附近一帯で、平地に外廓を廻らして濠を深くし、中央に小高き丘を築き、其處に天主閣を築造したのである、天正の初年武田、上杉兩雄争霸の頃迄續いて滅亡した。予の幼年時代には、城址の一部がまだ残存して居たが、其の後幾變遷して、一部は小學校の敷地となり、更に大正二年以後の耕地整理に依り、乾田又は住宅地と化して今は跡方も無くなつた。其の後村民有志相謀り、事蹟を後世に傳ふる爲、徳富蘆峯氏の揮毫に成る『那波城址碑』を小學校庭前に建設して記念とした。當時那波氏は、那波郡を中心として、佐位、勢多、群馬の一部を合し、赤石城（現在の伊勢崎市）を併せて其の附近六十六郷を領有して居た。其の墳墓は、柴の泉龍寺に現存して居る。

明治二十二年三月市制町村制施行の際併合した村に初めて名稱を附するに方り、舊郡名で又城名であつた『那波』を採つて『那波村』と爲さんと欲し、村民は村當局と共に大に運動したのであるが、關係町村の同意を得る至らず、遂に郡當局の仲裁に依り、何の縁故もない南朝の忠臣名和長年公の姓

を冒す事になり、『名和村』と稱するに至つたのである。

柴驛は、維新前徳川幕府時代は、例幣使街道の要衝であつた。例幣使街道とは、毎年京都朝廷より日光の東照宮に幣帛を献ぜらるゝ勅使參向道路の謂である。柴驛は、利根川の渡船場があつた關係で所謂問屋場（廻送業）を設置し、専ら例幣使の荷物の運輸を司らしめ、其の傍平素通行の諸大名や一般人の旅行に便を與へた。其の衝に當る者は、柴驛の名主と役人で、監督は藩主と徳川幕府の直轄とが併用せられ、其の役人の職務と權威とは非常に重ぜられた。殊に例幣使通行の際は、其の所要人夫は所屬領地の如何を問はず、柴驛問屋場役人の自由裁量により、附近町村へ徵用命令を發する事が出来た。従つて近接町村の役人が、柴驛の役人に對し、其の好意を失はぬ様にと平素意を用ひ、爲に柴驛の役人が自然威張る様になつたのは勢ひの免れざる所であつた。猶勅使は、此の地の本陣に宿泊する例になつて居たので、領主は萬事に深き注意を拂ひ、其の頃領主の城下には無かつた消防設備も柴驛には整備した。勅使滯在中萬一出火でもあつたならそれこそ重大問題となるので、領主は特に此の地の壯年をして消防隊も組織せしめ、器具被服一切領主より支給された。纏印は、歌聖柿本人麿の火消の歌に因みて人を付け、印半纏は柿色であつた。斯して特別扱をされたので、自然彼等消防隊も威

張る様になつた。斯様な譯で柴驛は、他の町村とは何となく趣を異にして居た。

寶曆年間、利根川が氾濫して堤防が缺潰し、爲に柴驛は從前の位置（利根川の流域七分川と稱して、其の十分の七を流下した地籍）より現在の處まで後退した。其の際藩主は、現在の位置に新たに住宅地を設定し、住民を強制的に移住せしめたのであつた。街路の幅員は八間として東西に延長し、別に南北兩側に裏街道を設けて區割を規定し、驛の東西出入口には柵を設け、例幣使滯在の際は特に番卒を置き警衛を嚴にして一般人の通行を禁止し、勅使及び其の扈從者の出入、人夫の調整等は此の柵内に於て行はれた。平素の通行人も多く、飲食店、料理店、旅舎、其の他商店が軒を並べ、戸數は僅かに百二、三十に過ぎなかつたが、家並も整つて居り、宛ら小都會の觀を呈して居た。

明治維新後鐵道の敷設に伴ひ、交通運輸の經路も全く變化し、例幣使差遣の制も廢せられたので、今は殆ど舊態を存せず、純然たる農蠶村と化するに至つた。即ち利根河畔及び曾つて淺間の熔土で埋められた平林を開墾して桑園となし、大に養蠶に勵んで居る。殊に利根河畔の桑園は蠶種製造用に適し、伊太利、佛蘭西等へ蠶種を盛んに輸出した時代には、蠶種製造を營む者も多くあつた。乾田も大正二年の耕地整理に依て増加を見、爾來益々米麥の増産に努力して居る。

利根の水流は、此の地を過ぎて漸く緩やかになつて居るので、舟楫の便は此處から開けた。往時江戸の貨物は先づ此處に輸送され、更に荷車や駄馬の便に依て前橋及び其の以北に運搬せられ、又逆に此の地方の農産物が江戸へ輸送される織場ともなつた。

此の地方は、徳川幕府創設時代より其の直屬の親藩たる酒井雅樂頭を領主とし、居城は厩橋（現在の前橋市）に在つた。酒井侯は、豊太閤の朝鮮征伐の際、徳川家の名代として出征し、其の凱旋するや、江戸に於て軍神八幡神社の用材を整へ、利根川の運輸の便を利用して此の地に送り來り、河畔の勝地をトして社殿を造營し（從前の八幡宮を合祀し）、厩橋より新道を開墾し、名代をして月參せしめた。其後更に厩橋にも別に社殿を建立した、今前橋市に鎮座せる縣社八幡神社がそれである。柴の利根河畔の八幡神社は、其の後洪水の爲に社地缺壊し、再度移轉して現在の場所に村社として奉祀されて居る。因に、同社の社司は栗原若狭と稱し代々奉仕して居たが、後零落して其の住宅地は予の祖先が買受け、現在の住宅地となつて居るので、年々祭典の際には、神輿が休憩する例になつて居る。・猶、巨刹萬松山泉龍寺は、柴驛の西北隅に位し、領主那波家の菩提寺であつた。鎌倉圓覺寺の開山白崖禪師の草創に係り、徳川時代に於ても舊領の儘朱印地を受け、宏壯なる七堂伽藍善美を盡し、多

くの末寺を有し、遠近に知られた禪寺であつたが、幕末水戸浪士が夜間利根川を渡船するに方り、此の寺に放火して照明の用に供した。まことに惜むべきことであつた。其の後本堂の再建を企てたが、建築中暴風の爲に倒壊して落成を見るに至らず。現在の本堂は、當時焼失を免かれた末寺の一小庵を利用したものであるが、之を見ても往年輪賓の壯美を偲ぶことが出来る。

却説、予の家は宗家が古く、祖先より此の地に農業を營んで森川市右衛門と稱した。市右衛門は家代々の名義であつたが、予の祖父より四代前の市右衛門幼名淺次郎といふ者が、その次男を現在の地に分家し、之に商業を營ましめ、家號を伊勢屋と稱した。自分の幼名を之に與へ森川淺次郎と名乗らしめ、副業として農業にも從事せしめた。故に歿後此の人の法號を耕商軒創基居士と證した。其の墓は泉龍寺の墓域に在る。此の分家の初代淺次郎通稱谷藏なる人は、頗る商才あり米穀と雜貨を商うた。地の利に着眼して大に舟楫の便を利用して、地方の米穀を江戸に搬出して之を賣却し、歸りの船には江戸より雜貨を購入して地方に販賣する等、運営の宜しきを制した。偶々當時厩橋の城主松平大和守の御用商を仰付けられ、其の倉米を江戸に販賣する事となり、相俟つて漸次商運が開け、地方米穀商の大手となつた。

二代淺次郎は、埼玉縣本庄町の石川嘉藤次の二男で、初代淺次郎の妻の實家より入つて養嗣子となつた者で、通稱を嘉平と呼び、先代の家業を繼承した。三代淺次郎即ち予の祖父は、埼玉縣兒玉郡五十子村の儘田家から養子となり、妻敬子は本庄町石川家から來たのである。祖父は通稱を茂喜次といひ性學を好み、算筆に堪能であつた。従つて利を争ふ商賣を好まず、多くは村役人として公務に盡力し、爲に營業は餘り振はなくなつた。尤も運輸の發達が之に拍車をかけたことは勿論で、一は即ち從來予の家では、利根の水勢が此の邊ではまだ幾分激しいので小型の舟を使用したが、水勢の全く緩やかな下流では大型船を用ふる様になり、江戸よりの船貨が著しく低減され、次には荷車の發達により、予の家の荷揚場から北前橋への陸上運賃も亦低下した等の關係で、遂に採算が出來ぬことゝなり、之が祖父の商賣嫌ひと相俟つて漸次退要の一途を辿り、江戸商賣は廢止の姿となるの餘儀なきに至つた。で、父が相續するや、家運の挽回を志さし、商賣に力を入れると共に農業を勵み、父母共々大に奮闘努力した。父は體軀堂々として腕力も強かつた。少年時代伊勢崎在連取村宇辻の多賀谷源兵衛の店に見習奉公に遣られた、同家は江戸取引も盛んにやり關東切つての豪商であつた。主人が父の大叔父に當るので、充分に仕込まれて心身の鍛錬を爲し、年期を終つて歸宅し、専ら家業に精勤し

た。

當時天下は、勤王と佐幕の兩論相對峙し、物情騒然たるものがあつた。江戸に於ては一時公武合體論が勝を制して、遂に和宮内親王殿下が御降嫁遊ばされた。而して其の御通路に例幣使街道も併用される事となり、柴驛の宿泊所たる本陣も從來のものだけでは不足だといふので、俄かに領主より予の家に脇本陣として座敷の新築を命ぜられた。仍つて晝夜兼行で工事を急ぎ漸く間に合つた。其の座敷は今も客室となつて居るが、處々に蠟燭を點して夜業をした跡が歴として遺つて居り、如何にも慌しい作業の光景が偲ばれる。

父は、慶應元年八月十五日、近村東上之宮村醫師徳江侗齋の養女壽美子を妻として娶つた。之が予の母である。父は性剛直、勤勉力行の人で、米穀と雜貨を商ひ、更に質屋を兼ねて資本の利廻りを良くした。朝は未明より、夕も晩く迄働いた。努力は報ひられて、家運は漸く挽回して來た。祖父は町役人として公事に盡し、家事は一切父夫妻が擔當した。父が育つた時代の柴驛は、斯うした宿場の通弊として風儀宜しからず、殊に青年等は兎角遊惰放佚に流るゝ者多く、父はそれを厭ひ、見習奉公から歸宅しても、然うした仲間に入るのを避ける様にしたので、彼等の間に於ける風評は良くなかつた

けれども、そんな事は毫も意に介せず、只管家運の挽回に傾倒したのであつた。

父は、斯して商業に勵むと共に、農業にも大に力を盡し、更に餘力を以て蠟種製造業に邁進し相當の成績を示した。當時蠟種は、主として横濱の輸出商に販賣して居たが、後年蠟種の輸出途絶するや、地方の蠟種製造家と仲繼業者は非常な損失を蒙つて倒産する者が頻出した。蠟種生産の本場と稱せられた隣村島村の如きは、殊に多くの倒産者を出し、一時は火の消えた様な有様であつた。然うした間に在つて、父はよく其の機を察し、前年來横濱出荷を止めて地方仲繼業者にのみ賣却して居たので全く損失を免れ、地方同業者の羨望の的となつたのであつた。其の後は方針を更めて、地方の養蠟家に直賣する事とした。尙、蠟種製造の外、普通の養蠟もする事とした。予が現在に至る迄蠟種業に從事し、業界に微力を致し得たのは、其の遺業の繼承に基づくものである。父は、予が學業を中止して家に居る様になつた翌年、明治二十四年秋から母と共に弟妹を伴ひ前橋市立川町に別居して、質屋を營み相當實績を上げた。父は、生來酒豪であつたが、之が祟つてか明治三十七年九月脳溢血に罹り、惜しい哉五十九歳を以て逝いた。

祖父も大酒家であつたが極めて健康で、明治維新後は町の名譽職に擧げられ、町會議員となり、學

務委員を兼ねて長く勤めた。明治十七年七月隣接の堀口外五ヶ町村併合後納稅主任となり、明治二十二年市町村制實施せられ名和村となるや再び收入役に擧げられ、老齢に及ぶ迄勤務し、八十六歳の長壽を保ちて明治四十四年四月永眠した。

母壽美子は、前橋藩主松平大和守の家臣南城類右衛門の女である。類右衛門は、男女十一人といふ多數の子實の持主であつたが、母は丁度其の眞中の六番目で、母の下に猶五人の弟妹があつた。然るに南城家は、食祿甚だ薄く、從つて母も窮乏の内に育てられ、幼少の頃他家に寄寓した事もあり、後に予の家から北方二十丁餘の隣村東上之宮徳江侗齋の養女となつた。徳江家は、祖先が那波家の浪士で、主家没落の後此の地方に土着して代々醫を業とし、農を兼ねて居た。徳江侗齋は家門の權勢を張る必要から松平家に取入つて其の配下に屬し、地方の郷士として御旅籠に鎗一筋の特權を獲得する事ある。

母壽美子は、前橋藩主松平大和守の家臣南城類右衛門の女である。類右衛門は、男女十一人といふ多數の子實の持主であつたが、母は丁度其の眞中の六番目で、母の下に猶五人の弟妹があつた。然るに南城家は、食祿甚だ薄く、從つて母も窮乏の内に育てられ、幼少の頃他家に寄寓した事もあり、後に予の家から北方二十丁餘の隣村東上之宮徳江侗齋の養女となつた。徳江家は、祖先が那波家の浪士で、主家没落の後此の地方に土着して代々醫を業とし、農を兼ねて居た。徳江侗齋は家門の權勢を張る必要から松平家に取入つて其の配下に屬し、地方の郷士として御旅籠に鎗一筋の特權を獲得する事ある。

に努めた。其の取持を母の叔母が嫁した松平家の權臣田永家に依頼する事になり、其の縁家なる南城家にも自然出入した。然るに南城家は、既に述べた通り、微祿の上に多數の子實を持て餘して居た所から、圖らずも話が運んで、娘壽美子を養女とする事になつたのである。それやはの縁故關係が役立つて、徳江家は豫ねての志望を達する事が出来た。然うした事情の故か、母は徳江家に於て特別に鄭重にされた。併し家は醫と農とを兼ねて居たし、養女ではあっても長子で、此の家にも四五人の弟妹があつたから、相當に心身の勞苦を重ねた。が、聰明で温良な母は、養父母には良き長女であり、義弟妹には良き姉であつた。義弟妹等は、永い間實の姉とのみ思つて居たとの事である。後年母が語る所に依ると、養父侗齋は、出入に乘馬を用ひたから、母は馬の手入れから飼料の世話を迄もした。農繁期には農夫と伍して田植は勿論、稻刈收納の仕事をも夜遅く迄働いた。其の勞苦、養父母に對する心遣ひ、弟妹の面倒を見る等並大抵の事ではなかつた。後年森川家に嫁入つて之が大に役立ち、夫を助けて家運挽回の功を成したのであつた。又其の聰明温良の性質は、自然男姑や義弟妹に親愛せられたのみでなく、近隣の人々にもよく交はり、雇人にも目をかけ、殊に質屋を營んで居た關係で、貧乏な人々に接する機會が多かつたが、其等の人々には毎に深き同情を以てし、店でも客に親愛せられ、

母が店に居る時は特に來客が多いので、自然店の客應待は母に任せ切る事になり、商賣は益々繁昌し、上下内外の信望を一身に蒐めたのであつた。其の頃一般農家では、婦人は學問手習をせぬのが通例となつて居り、母も其の例に漏れない一人であつたが、文字の必要を感じて店番の隙に、獨り商品の蔭で一所懸命に手習をした。又十露盤も父に就て稽古した。慧敏な母はよく習得したと祖父淺次郎は讃めて居た。

其の頃の男子は大酒する程偉いとされ榮譽とされた。前述の如く、祖父も父も大酒家であつたが、母は常に之を憂ひ、父を諫めて居た。予もいつしか父祖を見習つて五六歳の頃から飲酒することを覺え、二十歳前後には既に一升位も飲む様になつて居た。斯る幼少からの飲酒喫煙が予の健康に害を與へたことは申す迄もない。今から顧みれば、眞に慚汗の至に堪えない。二十四歳の時大に悟る所があつて此の惡習慣から斷然離脱し、後基督教の信仰生活に入り、之を今日迄持続することが出來たのは、實に感謝の極みである。予が一家を主宰する様になつてからは、禁酒禁煙を斷行し酒の道具を處分して了つた。唯老祖父だけは治外法權者として特別扱にしておいたが、併し祖父は此の舉を喜ばれ、自然節制さるゝ事となり、それが因を成して長壽を保たるゝに至つたものと考へる。

母は、子女を養育するに常に温情を以てしたが、時に子女が下賤の行爲を爲した場合には寸毫も假借せず、嚴重なる訓戒を與へて改悛せしめなければ止まなかつた。殊に人としての體面を重する點に就ては、最も深く意を注いだ。蓋し此は、何時となく母の心奥深く秘められてあつた武士的精神の致す所であつたと信する。母は予を深く信愛し、予の爲さんと欲する事に對しては、毎に厚き同情と理解とを以て支援してくれた。父や其の他の家族が反対する時でも、陰に陽に予の希望達成の爲に努力を惜まなかつた。予も又母に心から信賴した、而して予は、よし世間から棄てられる事があつても、一人此の母が味方してくれさへすれば、必らず萬難を排して邁進するてふ固き決心を有つて居た。思へば予が地上に於ける神の國建設の使命を感悟し、各種の方面に今日迄聊か力を致し得た其の最も大なる力は、我が母其の人の眞情に在つたことを確信する。之を想うて至深より感謝してゐる。而も母の在世中、報恩を念じつゝも爲した所の甚だ足らなかつた事を思ひ今更に悔を深くして居る。

母は、惻隱の情厚く、常に世の不遇薄倖の人々を扶助することを心がけた。殊に身内の者に對しては、一倍力を盡した。一例を擧ぐれば、父の妹が嫁して三人の子女を遺し若くして死んだ。其の婿になる人は、妻亡き後の慰籍を酒に求め、遂に大酒家となつて家業を怠る様になり、自然產も傾くに至

つた。母は、其の三人の遺児の内一男一女を引取つて、予等の弟妹の如くして養育し、家庭を營むに至る迄世話をした。他の親戚に對しても、同様によく盡す所があつた。故に親類縁者等は、孰れも母の徳を慕ひ、常に寄寓者が絶えなかつた。

母は又、予が信仰生活に入るや、進んで共に救世軍人となり、周囲の人々を信仰に導き、家庭集會の際の如きは、自ら萬端の世話を爲し、自らも喜び人々をも喜ばしめた。

母は晩年、東京市本所區荒井町の舍弟の寓に居住した。それは弟の家庭の都合上、監督の任を負うて貰つたのであるが、母自身も亦それを望んで居たのであつた。其の頃の母は、予が時々上京して親しく訪ねるのを非常に喜ばれ、予にもそれが此の上なき喜びであつた。が、母は、大正九年八月七十六歳を以て其の寓居に於て安らかに永眠された。

予には、兄と弟妹があつた。兄は應太郎と稱し、慶應元年御維新の混亂時代に生れ、性頗る溫良穎敏であった。明治七年初めて小學校令が布かれて各町村に小學校が設けられ、柴でも料理屋の跡を改造して小學校にした。兄は、其の以前から寺小屋の教育を受けて居たので、新設の小學校に入學するや下等三級（半年進級にて下等四年、上等四年在學）といふ其の時の最上級に編入されたが、大の勉

強家で成績は極めて優良であつた。家庭に在つては特に兩親に愛されたが、生來蒲柳の體質で餘り強健でなかつたから、予は常に兩親から『兄さんは丈夫でないから荒っぽい遊戯をしてはいけない』と戒められた。兄は、十四歳の時遂に病を得、療養に意を用ひ、前橋の縣立病院で治療を受け、一ヶ年餘りして大に輕快したので歸宅したが、其の後再發して自宅で療養に手を盡したけれども、其の甲斐なく漸次悪化し、明治十四年四月遂に十六歳を一期として世を去つた。兩親の愁傷は一通りでなかつた。予は時に十三歳であつたが、實に斷腸の思ひであつた。

予は、明治二年八月十五日夜、二男として生れた。其の日は恰も驛の鎮守八幡神社の祭典の當夜であつたから八幡様に縁りある者として、母は勿論家人一同の歡喜であつたといふ。當時產は血を穢として居たので、翌十六日の出生として届出でた、時方に維新初頭、人心猶安定せず、動もすれば大戰亂でも起るのでないかとの風説頻りに行はれ、物情騒然たる時代であり、擣て加へて明治元年（慶應三年）は凡て農作物が凶作で甚しく食糧の窮乏を訴へたので、各地に不穩な事件が起り、吾が上州でも貧民徒黨し、所謂『打壊し騒動』が所々に勃發した。當時支那米の輸入もあつたが、南京米と稱し頗る粗惡の古米であつた。予の家では、其等の米を賣買した。母が後日、予が背の低いのを見て

『それはお前が胎内に在る時、私が南京米を食べたので、充分に育たなかつたのであらう』と笑はれた事がある。が、思ふに、父は身の丈高く骨格雄偉、體重二十餘貫といふ堂々たる體軀の持主であつたが、母は身の丈低く横張りの肉付の良い體格であつたから、予は母に似たのであつた。

既に述べた如く、當時、人心未だ定まらず、諸政猶整はず、民衆は只安逸に右往左往して無爲怠業の状態であつた。而して無賴の徒は此の間に横行し、世の不安は益々増大した。其の頃、吾が柴驛は柴町と改稱された。當時代官役所は西方三里の群馬郡岩鼻町に在つたが、其處に初めて岩鼻縣廳が置かれた。時の權縣令大音龍太郎氏は『田畑に草を生やした者は打首にする』といふ嚴令を發し、怠慢不勞の徒を或は監禁し或は斬首した。斯した事は、此の過渡期に於て、農民の怠慢を戒むる必要上止を得ざる一時的措置であつたかも知れぬが、餘りにも苛烈な暴政ではあつた。で、民衆は唯戰々兢々として、禍の身に及ばん事を怖るゝのみであつた。斯した苛政は、上司にも憚ばれなかつたか、彼は在任僅かに七ヶ月にして罷免された。斯る曲折の時代を經由して維新の大業は、着々進捗整備したのである。

ニ少年時代

少 年 時 代

予の名は、義曾祖父徳江壽山老人が命名した。餘り類の少ない名であるが。それは舊藩主酒井家の先主で有名な畫家抱一の頭字を取つて抱二と稱したのである。然るに當時戸籍簿の記録掛が、予の家名が淺次郎であり、父が積次郎である所から、推量して二を勝手に次に變更して記録したので、遂に抱次と稱するに至つたのである。それも、小學校の最初の進級免狀を下附された時に至り、初めて二が次に變つて居る事を知つた様な事で、其の儘になつたのである。

予の少年時代は、溫順で育てるのに手數がかゝらず、樂であつたと母は話された。當時父も母も甚だ忙しく、殊に母は店を持つて居たから一層暇が無かつた。其の内に四歳下の妹が生れ、予は兄と妹の間に挟まれて、餘り大事にされなかつた。衣類は大抵兄のお下りで地味な柄を着せられた。所謂次男坊の冷飯扱を受けなければならなかつた。兎角するうちに、小學校へ入學する事となつた、時は明治九年四月であつた。兄は、其の小學校の上級生であつた。初めての小學校で、教師には多く藩士の學問の有る者を拔擢したので、總て武士流に嚴格に生徒を取扱つた。惡戯をした兒童は鞭打れる事

も珍らしからず、或は立番と稱して煮湯を盛つた茶碗を片手に持せ、片手に點火した線香を持せて、其の燃え終る迄直立させると云ふ嚴罰もあつた。生徒の年齢も一定せず、予は最年少者の初年級男女十七八名の組で、中には四五歳の年長者もあつた。學期は半年で下等上等に二大別し、何れも八級より一級迄四ヶ年を要し、上下通じて八年を以て小學校を卒業する事となつて居た。學期試験が半年毎に行はれて進級し、二ヶ月毎に小試験が行はれて席次が定められた。初めての小試験に於て、予は首席に進んだ。半年目の大試験は、郡内の各學校から選抜された教員が試験委員となり、佐位、那波兩郡内の小學校を聯合して十數ヶ處に於て施行された。予は、初めての大試験に成績優良で賞品を授與され首席で進級し、兄も同じく首席で進級した。兄弟揃つて好成績であつたから、町の學務委員であつた祖父は、大に面目を施した。家庭に於ても兩親は殊の外喜んだ。其の後進級試験毎にいつも首席で賞品を授與された。予等の小學校は柴町中町の聯合で、入學兒童の在學年限は何れも短かく、殊に女兒の就學者は少なかつた。男女共に二年位で退學する者が多く、女生徒にして下等一級迄四年在學した者は唯一人であつた、一歳の年長であつたが予と同級で、同じ机を占めて予の次席に居り、成績優秀で進級試験毎に予と共に賞品を授與され、非常に勉強家で、油斷すれば首席を奪はれる虞があつ

た。下等一級を卒業した時、郡長は郡内の優良生徒を招待し、賞品を與へて表彰した、それは頗る榮譽であつた。予の小學校からは、予と其の女子と二人であつて、女子で参加し得た者は他になかつた。其の女子は、惜しくも其れで退學した。兄は既に、予より先に其の榮譽を獲得して居た。予は、學校で教職員に従順であつたからよく愛された。然るに、或る日の放課後、突然職員室に呼ばれて叱責された事があつた。當時は教員の不足から屢々上級生が代つて教壇に立つことがあつた。其の日も予は、或る下級の教壇に立つた。其の級の生徒の一人に失策があつた。予は懇ろに諭して歸宅させたと云ふ事件であつた。予は、其の事實を陳辯したが、其の訓導は容易に了解しない。勿論予の受持は校長で其の教員ではなかつたが、頗る侮辱した言辭を弄して予を叱責した。予は容易に承服せず、益々抗辯した。殊に、其の侮辱した言の取消を要求して譲らなかつた。斯した所へ校長が歸校して、其の間を仲裁した。予は、其の訓導の面前に於て、校長に委細を陳述し、其の侮辱した言の取消を要求したが容れられなかつた。茲に於て予は、即日退校届を突付けて歸宅した。而して兩親に、其の顛末を報告した。それが學校の大問題となつた。其の訓導は、平素予が餘り従順であつたから少し甘く見て、予の陳辯に對し激昂した爲に、思はざる侮辱の言を吐露するに至つたのであつた。予の歸宅後校長は其の事實を調査して、予の陳述に誤りのないことを知つた。予は轉校を決意し伊勢崎校に轉入學の準備をした。翌日校長は、予の家を訪問して頗る釋明に力められたが、予は承知しなかつた。校長は、予が幼少から訓育を受けた最も敬愛する恩師であつたが、予は其の訓導の誤解は許容するとしても、侮辱した言は予の體面を傷つけたものであるから、其の點に對しては斷乎として譲ることが出来ないと其の趣旨を強調して、尊敬する恩師の釋明をすら容れなかつた。兄は曾つて予の事を父母に語つて、抱次は從順だけれども、言ひ出したら容易に譲らない、頑固で困る、といつたが、母は能く予の氣性を見抜いて居たので、それは彼の長所だと云つて居た。遂に戸長が、此の問題の解決を祖父に求められたので、母から懇ろに説諭せられて、再び登校する様になつた。

予は、幼少から餘り長上から叱言を聞く事は無かつた。唯、父と母から各一度言はれた事を記憶して居る。予が八九歳の頃、前の家の主人の葬儀があつた。野邊送りを終つて墓地から歸つた人々が地方の習慣で、喪家の前に鹽を出し、其の傍の白の上に皿に鹽を盛つておいてある。人々は、其の鹽を撒き、鹽で足を洗ふ型をして家に入る、それを淨めと稱して居る。其の時予も、葬式を送つた者であるから、大人と同じ様にするのだと云ひ出した、母は、お前は子供だからせずともよいのだと諭され

たが、承知しない、葬儀に大人も小人もない、近親の子供がやつて居る、予もすぐ向ふの小父さんの葬儀だからするのだと云ひ張つて、母を困らせた。母は予を家に連れ歸つて懇々訓したが、猶承知しない、母は止を得ず、灸點の嚴罰を行つた。流石強情の予も、それには降参して母に謝罪した、其の時は母も眼に涙を溜めて居た。

又、予は、或る時十八史略を教科書に用ゆる様になつた。上等五級で十三歳位の時であつた。斯うした幼年の下級生に無點の漢文を課するといふ事は、今から考へると随分過重なことであつたと思はれる。其の難解の場所に豫習の際朱紙を貼つて其の便に供して居たが、その紙が無くなつた。此の朱紙は予の店に賣つて居なかつた。父が伊勢崎へ出た序に買つて來てくれる様に頼んで置いた。然るに父は、子供の玩弄用にするのだと思ひ違ひして、返事だけで容易に買つて來て呉れなかつた。或る時父が商賣上の事で何か考事をして居る際に、子供心に閑暇で居るのだと考へて、朱紙の購入方を強く督促した。父は、最初の内は軽く返事をして居たが、再三蒼蠅く強要したので、平素性急の質である上に大切な考事を妨げられた父は、非常に立腹して予を打ち叩かうとした。予は驚いて懸命に逃げ出した。父は、何處迄も追ひかけて來た。母が其の騒ぎを知つて父を制止した。それで予は打たれず

に済んだが、後に母から、父の大切な考事の邪魔をしてはならないと訓戒された。最初予は、約束を履行してくれないから父が悪いので、督促した自分は悪くない、それに對して父が予を打つと云ふ事は無法であると憤慨したが、時と場合を考へず、父の大切な時間を妨碍した事は、重々予が悪いのだと母の訓戒で承知する事が出來、謹んで父の膝下に謝罪した。父は、先の立腹した時と打つて變つて、微笑を含んで明日は必ず買つて來てやる、そんな大切な用とは知らなかつた、玩具にするのだとばかり思つてつい延して居た、と辯解されて事は圓満に解決した。

予が十二歳頃、養子の話があつた。一は、郡の學區取締（今の郡視學）で郡内切つての資産家で予の家の遠縁に當る者から、次は、母の兄が女の子ばかりで男の子が無いかから、豫じめ養子にして置きたいとの要望であつた。が、兩親は、兄が病弱なので萬一の場合を虞つて、兩者共に謝絶したのであつた。果してそれから一年経つか經ぬかに、其の顧慮した事が事實となり兄が夭折したのは、まことに遺憾な事であつた。

予の町は、其の昔柴三町と稱し、次の中町と下柴と呼ばれた堀口とを併せての宿場で、當時既に時代の推移による交通路の變更と共に普通農村に轉化し、明治十二三年頃から町民の生活は漸く困難に

なつたが、從來の遊惰の風習はなか／＼に去らず、殊に予の生れる以前から柴三町には妓樓が六七戸も在つて、毎戸三四名乃至六七名の娼妓が居た。柴の町内には四軒在つて、最も殷賑を極めた。予の近所の親戚にも一軒在つて、其の家は一番繁昌した。是等は、明治九年頃縣令に依つて廢止されたが、予は、其の有様を子供時代に實見して居たので、それが予をして一生を公娼廢止と賣淫絶滅運動に獻げしむる基となつた。斯した土地柄であつたから風紀は寔に悪く、從つて町費の収納も甚だ不良で屢々戸長の辭職騒ぎを繰返した。爲に學校費の支出が困難で、時々教員の俸給を延滞する事があつたから、自然の勢ひで教員も薄給者を採用することとなり、其の數も不足勝であつた。從つて屢々上級生が教員の代行をする事があつて、予の如きは常に其の選に當てられた。斯した學校の實狀であつたから、予等は學力不充分の教員に教育せられたわけであるが、其れが爲に自習を餘儀なくせられ、其の良習慣を養はるゝ事にはなつたのである。

明治十年西南戰役の際、兌換紙幣を亂發した爲インフレの空景氣を起したので、戰後時の政府は之が回収を急ぐと共に、松方大藏大臣の財政緊縮政策を實行した。明治十四年頃から國內一般非常に財界の不況に陥り、本縣に於ても、機業地たる桐生町の如きは倒産者が續出する有様であつた。更に之

に次で東北及び關東を初め各地とも農產物が凶作にて、國內騒然として人心に安定なく、再び戰爭が起るのではないかとの流言が蜚び、予等は子供心にも何となく世界が闇黒に成つた様な氣がした。此處彼處に盜難が續出し、物騒な事であつた。明治十五年には柴町でも食糧の窮乏から摘草が盛んに行はれ、其を混合して雜炊を作つて食する者が多かつた。平素は馬糧にする麸や大麥屑等が、予の店でも盛んに賣れた。又、或る者は、薬の或る部分を柔かく煮て其れを餅に混ぜて食べた、所謂薬餅事件が持上つた。豆腐穀の壽司は珍しく無かつた。

ところで、柴町には豫て例幣使時代の問屋場の揚錢（利益金）が當時の役人の丹精により四千餘圓（當時の貨幣價值としては頗る多額のもの）を積立金とし、戸長外役人等を共有管理人として所有して居た。勿論當時は、現今の様に銀行や產業組合の如き貯金機關が無いから、是を町稅不納者の立替拂として貸付金にして居た。所が、斯した際に當り、かねて町政に失脚した二三の者が、自己の勢力回復を策し、多數無知の町民を煽動し、此の積立金の分配を呼號した。此の好餌に前後の思慮もなく雷同する者が續出し、其の爲に會合は連日催され、恰も百姓一揆の様な大騒動を惹起し、泉龍寺を會場として大鐘を亂打し示威運動が行はれた。會衆は多數を以て町役場に押寄せ、強制的に談判する事と

なつた。併し斯した不況時代に貸付金を強ひて取立て分配しようとしても、それが實際の問題として實行不可能なことは、共有金配分派の頭目の人々等はよく承知して居た。故に役人派が進んで其の會衆に積立金の現状を知悉せしむるか、彼等の總代人を之が處理委員にでも擧げて善後處置に參加せしむるの策に出でたならば、多數町民も現在俄かに爲し能はざる事を知つて納得したであらうに、彼等は唯徒らに拒絶策をのみ固執し、殆んど無策の學に出でた爲、會衆の多數は今にも分配金を得られる日景氣回復の曉迄此の儘に据え置き、機を見て共同の利益の爲に使用の道を講ず可しとし、正論を主張の如く思惟して、此の騒動に油を注いだのであつた。が、中產階級の穩健な人々は是に反対し、他が、結局警察と郡の取扱により書面を以て要求する事となつた。そこで配分派は書面を作成して調印を取り始めたが、果せる哉町民中共有金の借用人が多數を占めて居たので、其の半數をも獲得する事が出來ず、集會は一先づ散會した。然るに又々内密に調印運動が開始され、若し共有金の借用人が此の運動に加盟し請願書に調印したならば、他日精算の際其の金は棒引にするとの内約を與へたので、共有金の借用人が續々加盟調印する事となり、忽ち大多數の連署を得、書類は共有金保管者に對する

辭職勸告の形式を以て提出された。元來共有金分配派の頭目は之を以て自己等の町政權獲得の手段に供したもので、役人派が徒らに舊式の役人風を固執し、又其の共有金を町の利益の爲に使用せんとした間に、多數の共有金借用人が自己的借用金棒引の密約に買收されて内應した爲に、遂に一部の町政權乘取策謀者輩に乗せられたのは誠に致方のない事であつたが、此の騒動が因を爲して、他日共有金は皆無に歸し、町は兩派に分れて争ひ訴訟事件までも惹起し、其等の失費の爲に町は極度に疲弊困憊に陥つたことは、返すゝも遺憾至極であつた。斯くて摺つた揉んだの騒ぎの内に現管理者等の任期が満ち、遂に町民多數の投票の結果配分派が勝利を占めて其の職を奪つた。今迄失意の人々が俄かに役人に爲つたので威張る事は一通りでなく、元の役人派や穩健派は頭が擧らなかつた。斯る内に二三年を経過し、其の間に共有金管理事務は總て内密に行はれた。其の任期満了に先立ち、穩健派の人々から現共有金管理者等に對して、決算報告が要求された。既に此の時多數町民は現共有金管理者たる元の配分派が此の配分をも爲さず、彼等が唯威張る事と其の事務所に集合しては、盛んに飲食する事に氣づいて、今更彼等に欺かれたことを知る様になつて居た。そこで町民一般に配付された決算報告書を見るに、共有金の大部分は貸借精算の結果違算として棒引され、殆ど一錢の剩餘もなく、唯鐵

の大鍋一個を残すのみであつた。此の無法の處置に對して町民は非常に激昂し、憤慨し、曩に附和雷同して騒動に參加した無知の民衆は、今更馬鹿を見た事を知つた。茲に於て、舊役人派及び穩健派の人々は、其の不當の處理に對する民事訴訟を前橋區裁判所へ提起した。原告も被告も各數人の辯護士を依頼して争ひ、第一審に於ては原告の舊役人派が敗訴となり、直ちに東京控訴院に控訴したが、其處でも役人派が敗訴した。それは最初原告が出訴の方法を誤つて居たからで、共有金決算の引直しと共に由つて生じた不法の金員を被告管理者に支辨せよとの事であつたが、之は不法決算引直しの訴訟は至當であつたが、それ以上は往々過ぎて、未知の金員を支辨するの理由無しとの點に於て敗訴と爲つたのであつた。其事が判つたので、舊役人派と穩健派とは、更に訴訟の仕直しをする事に決し、共有金管理者等は最初の訴訟には勝つたが、再度の訴訟に敗訴するは既定の事に見られたから、彼等は窮地に墜ち、町民の多數も彼等を見棄てた。然し此の數年間の訴訟で互に多額の出費を爲し、殆ど血の出る様な無理算段をして勝敗を争ひ、加ふるに連日の集会騒ぎで業務も怠り、爲に町民は疲弊困憊の極に達し、葬儀や婚禮さへも満足に執り行ふことが出来ない位であつた。此の間に在つて、父は、該事件には餘り關係のない立場にあり、祖父は町役人として當面關係者の一人であつたが、予は

東京遊學不在中の事で直接には關係を有たなかつた。予は、學生生活を終つて歸郷した時、此の長年月に亘つた騒動の解決者等に懇請されて、久しく係争した兩者を融和させ、永く暗黒不快であつた柴町を明るい幸福平和な元の姿に還したのであつた。其の顛末は『青年時代』の條下に詳記する。

三青年時代上

靜養時代

予が小學校を卒業したのは、明治十七年の三月であつた。當時本縣では、中學校は都塵を遠く離れた處に置くべきであるとて、赤城山南麓の勢多郡小暮村に設置したが、餘り不便なので移轉問題が起り、一時廢校の姿となつて居たことがあつた。予は、其の頃餘り健康が勝れず、予の家では既に兄が夭折して居たので、予を上級學校へ送ることがあつた。予は、當時地方では、小學校を卒業する者さへ稀な位で、上級學校の教育を受ける者などは、殆ど一郡内幾人と云ふ位に少なかつた。予の先輩に當る青年等は、大體縣の勸誘に従つて師範學校に入學する者が多數であつた。予は、健康を恢復する爲に暫らく靜養する事とし、殆ど毎日の様に魚釣りに出かけたが、後には釣りをやめて投網に興味を有つ様になつた。予の家で曾て舟楫の便に利用して商賣した其の時の利根川沿岸の着船場は、其の頃迄は、再び前橋町の有志が組織した運便組と稱する廻送問屋が、以前予の家で經營した通りの小舟を利用して、東京間の貨物の運輸をして居た。明治十七年八月、日本鐵道會社線高崎前橋間の聯絡が、利根川對岸の石倉迄竣工して前橋驛が設置せられたので、運便組の貨物取扱所も其處に移轉した。

製絲見習と家屋の改築

柴町の出張所は廢止された。其の着船場附近一帯は、利根本流の支線となつて、水位は深く、流は極めて緩やかで、恰も池か沼の様な様態をなし、自然魚族の集棲に適し、釣にも、網にも、好適の場所と爲つて居た。それに、運便組の敷地と着船場一切を予の家で譲り受けたので、漁場も殆ど予の家の専有になつた形であつた。後年河川改修の實施により河の流域が變更されて、今では前日の漁場は砾々たる河原地と化つてしまつたが、當時予は毎日、其處で魚釣りや投網に日を暮らし、一年餘にして稍や健康が恢復した。其の間予は、伊勢崎町醫師栗原元良氏に學び、又時に父の農業も手傳つた。

當時父は、絲繭養蠶を多くした。從つて收繭も多かつた。繭價と絲價との開差が多く、繭價は低廉であつたから、繭の販賣は不利であつた。そこで、地方の有志が相計り、座織製絲をして之を横濱に出荷販賣する事とし、父も其の組合員となつて座織製絲をした。予は、其の年から製絲見習として、前橋町の勝山製絲場へ伯父の南城の家から通勤した。此の製絲場は、當時横濱生絲市場で金橋の商標

で優良品として有名であつた。予は、此の工場に居ること約一ヶ年足らずで歸宅した。此の経験は、他日予が蠶絲業界に入るに及んで大に役立つた。

予の家は、從來商舗としての假屋で、養蠶をする爲に蠶室はあつたが、それだけでは室が足らず不便を痛感して居たので、明治十八年秋家屋の改築を企圖した。當時予の地方で家屋を新築する場合普通に行はれた方法は、先づ其の用材を現木で蒐集し、自ら製材して用ふるのであつた。父は多忙の身であつたから其の繁を厭ひ成るべく年數の経つて居ない古家を購入する事にして各方面を物色した。時恰も財界不況の真最中で、賣家は幾らもあつたので、父は屢々出入の棟領を連れて検分に行つたが、いざとなつて見るとなかゝ適當と思はれる家がなかつた。明治十六七年は不景氣のどん底で、諸物價暴落の絶頂であつた。十七年十一月には埼玉縣秩父郡に起つた窮民救濟の暴動事件が本縣にも波及し、遂に軍隊の出動に依つて鎮定した。又一面には所謂菓餅騒動の時代で、賣家の價格も極めて低廉であつたから、經濟上改築の好機ではあつたが、時節柄世間に對して遠慮す可きであるとの事に家族會議は一決した。果して翌十八年には景氣回復の曙光が見へ、諸物價昂騰の兆を示した。前年父は新築後僅かに二ヶ年と云ふ新らしい家を買はうとしたが、前陳の理由で延期して居た所、其れが此の秋驚ろいた。

になると殆ど倍額に近い價格を唱ふるに至つた。父は、予に其の家の買收を命じた。場所は予の家から二里を隔つる利根川對岸の埼玉縣田中村であつた。予は、遂に前年のそれよりも七割高の價格を以て、買收の契約を締結して歸宅した。而して直ちに改築に取り懸つた。大工及び薦職の賃銀は一日十八錢、其の他の手傳人夫は米飯と酒一本で謝絶し切れない程の申込があつた。當時は米價が總ての基準を爲して居たが、四斗五升入一駄（二俵）が六圓であつた。父は、此の改築の監督を予に命じた。從來のものを倉庫に改装し、それに併行して新らしい家を建てた。其等の仕事は、予の健康を恢復するに大に好影響を與へた。造作工事の幾分を残して、翌十九年の夏迄に大體の建築は終了した。予は、此の建築をした事によつて、將來の爲にまことに良い經驗をした。我が名和村小學校の新築も殆ど同年月に成された。其の頃縣下に在つては、小學校舎の新築は甚だ稀であつて、縣からも獎勵されて居た。校舍落成は村を擧げてのお祭騒ぎで、縣知事も臨場した程の盛儀であつた。此時の校長は、先輩の友人で予より三四歳の年長で當村出身の青年であつた。其の校長が強ひての依頼で、予は僅かの期間代用教員を奉職する事になり、謝禮として月々金四圓を支給するとの助役の申渡に其の薄給に驚ろいた。

學 生 時 代

予は、健康が益々順調に進み殆ど平常に復したので、遊學の志に燃えたが、父は容易に許してくれなかつた。予は志望の達成を求めて母に頼つた。父が常に尊敬して居る母の義父徳江侗齋翁を煩はして父に助言して貰つたが、矢張り父は承知しない。萬策盡きた所で一計を案じ、予と同年になる母の義弟が當時東京に醫學を修業して居たから、其處へ遊びに行くと云ふ事にして、漸く上京を許された。上京して後書面を以て再三就學を懇請した。加ふるに、母の取成しと祖父淺次郎の助言とに依つて、父も漸く許してくれた。當時米價は昂騰して一駄七圓であつたから、予の學資も毎月七圓と定められた。之は、其の頃としても隨分切詰めた額であつた。下宿料は義叔父と同居したから、間代六疊が一圓で其の半額を負擔すればよく、大に節約ができた。

予は高等商業學校に入學の志望であつたが、それには英語の力が足りないので準備として先づ中等學校程度の私立豫備學校に入學する事に決めた。當時駿河臺に成立學舎と共立學校の二校があり、何れも二千人位の生徒があつて當時としては可也の大きな學舎であつたが、予は成立學舎に入學した。

其の學校では、學課毎に別の教室で教へられた。英語は學力が不十分であつたから十四五歳の年少者と伍して初步から學び、漢學は最高級に編入された。其は明治十九年十月の事で、翌二十年四月東京商業素修學校に轉じた。高等商業の入學には、毎回此の學校の出身者が多數を占めて居たからである。就學年限は三ヶ年であるが、予は入學試験の結果二年後期に編入された。該校の學課は概して樂であつたが、英語だけは學力不足の爲に苦み、課外に英語専門の個人教授の私塾に通つて勉強した。素修校の校長は漢學を受持つて居たが、頗る嚴格の人で生徒間によく物議を起した。或る日、予が教科書を忘れて登校し、隣席の學友に見せて貰つて居た。すると校長は、予の傍に來て『教科書は何うした』と詰問した。予は失念した事を述べて許しを求めた。所が『辨當を持參したか』と再問されたので、持參した旨を答へると、校長は聲を勵まし、學生として辨當を持つて來ながら教科書を忘れるとは不届である、と大に面罵し退出せよと命じた。予は此の命令に服せず、猶室內に在つて講議を聞いて居た所、校長は強いて予を室外に押出さうとしたが、予は頑として應じなかつた。校長は『何故命令に従はないか』と詰つた、仍つて『私は講義を聽く權利を有つて居る、生徒として月謝を納入して居る者で、教科書を忘れたと云ふ一時的な過失で退出を命ぜらるべき理由はない』と強辯した。其

の内平素愛されて居た習字の教師の取成しで事は済んだ。後日、此の大場永盛校長は臺灣の警察部長となられたが、頗る當り役だと思つた。猶予は、此の外簿記の私塾にも通學した。

予の母方の近親者で張三石と云ふ老人があつた、軍醫正であつたが、當時は退官して駿河臺に寓居して居た。予は一日其の寓を訪問した。久振に近親の青年を迎へて頗る喜ばれた。此の老人に一人の實子があつた、女子で婿と共に上海の三井物産會社に行つて居た。老人は、予の志望を尋ねられた。予は答ふるに、高等商業學校入學の事を以てした。老人は、現在同校出身者の多くは地方商業學校の教員として奉職して居るが、それよりも寧ろ直接商業に從事する爲には支那に往け、今後日本の青年は支那の貿易に力を注ぐ可きだ、と大に論ぜられた。予の心も大に動いた。老人は、當時の軍醫總監松本順先生と懇親の間柄であつたから、同氏を通じて三井物産會社々長馬越恭平氏に懇請すれば、會社の上海支店に入社する事が出来る、現在の學校を卒業したら直ちに其の道を擇べ、と懇ろに勧められたので、予は老人の好意を謝し、其の斡旋を依頼して歸つた。其の後屢々訪問した。彌々學校の卒業期が近づいたので其の事を督促して見たが、最初とは打つて變つて、予を推薦する熱がすつかり冷めて居る事に氣づいた。後日原因を探つて見たら、張老人が、予の母の兄に當る南城の伯父の許に

其の事を云つて遣られた所が、予は森川家の相續人であるから、支那行の如きは断じて止めさせる様に、との厳しい依頼状を出された爲であつた。

こゝで予は、方向を轉じて、當時憂國の志士荒尾精氏の設立した日清貿易研究所（後の東亞同文書院）に入所を志し、入學志願書を調へ様としたところ、それには戸籍謄本添付の必要があり、其の頃戸籍謄本は戸主の申請に由つて交付されたもので、そこには祖父が納稅主任として役場に居たので、忽ち兩親の知る所となり、遂に志を果さなかつた。後日京都若王子山頭荒尾先生の碑前に佇つて感慨無量であつた。明治二十七八年日清戰役に際し、日探として敵情偵察の要務を果した幾多憂國の志士は、此の門下から輩出した。

明治二十一年三月初旬から復び健康を害し、腸疾患より神經衰弱症になつて止むなく歸省した。

生死と人生の問題

予は、此の頃から頻りに、死と云ふ問題を考ふる様になつた。死とは何ぞやてふ課題は、寝ても覺めても予の腦裡を去らなかつた。死は果して滅亡であるか、其れとも第二の世界に達する永遠の靈的

生活に移る變化であるか、兎つ追ひつ繰返し／＼黙想するのであつた。道往く時にも、机に向つて居る時にも、常住座臥、此の一事は予の念頭を去らなかつた。唯睡眠と食事の間だけ僅かに打ち紛れて居る位で、此の悩みは日を経るに従つて益々深刻になつて來た。遂に禪に依つて解決を得んと欲し、當時に於ける禪の大家鎌倉圓覺寺の老師今北洪川和尚の門に參禪したが、容易に死の問題を解決するに至らず、或る日豫て知を辱ふした圓覺寺末院淨智寺に到り、和尚に面會して生死の問題に就て質問した。和尚は懇切に釋き明してくれた、而して生ある所には死あり、輪廻して盡くる時はない、人生一切是空也と喝破されたが、鈍根劣才の予は尙直ちに悟道に達する事が出來ず、心の悩みは依然として續いた。斯る時に予は、一日鎌倉山内から雪の下を散歩した、時は恰も秋方に酣、好晴一碧の空の下で、畠は既に收穫の時が來て、其の邊には早や甘諸の葉が茶色がゝつて居る。其の中に不圖、色づいて來た唐辛子が、朱に茶と青とを點々と交雜して居るのが眼に止まつた。予は宿舎に歸つてから静かに考へた、唐辛子は春地上に種子を蒔かれ、追々成長して秋になると實を結び、成熟するに従つて青色は變じて茶色となり、更に朱色となつて、遂には農夫に收穫せられる。而して一部は食膳に上り、一部は翌年の種子として收められる。其の幹と葉と莢とは枯らして燃料とせられ、灰となり肥料

となつて還元する。地上の諸物に死滅はない。唯形體が變化するだけである。人生も亦斯の如く、地上の形體は死の限界に於て變化を生じ、肉體は墓地に埋葬され腐化して枯骨を遣し、人間は靈界に入る。死は肉體の分裂變化の一作用に過ぎないので、滅亡ではない。又、靈魂は、人間の生命其の物であつて一切不滅である、と識ることが出來た。斯く死の問題を解決する事が出來、暗黒の中に光明を得て、大なる歡喜に充された。以上は當時、單純な予の考方であつたが、それは予を救つて精神問題に入らしむる一階段であつた。是より先、予は、此の人生問題を考へる様になつて以來神經衰弱に陥り、身體は見る影もなく衰弱し切つて、斯の問題を究める爲に、或は死に至るのではないかと思はれた。或る友人は、予の憔悴した姿を見て、何うしたのかと問はれたので、其の事實を告げた所、友人は、其の頃人生問題に苦惱した末、人生を不可解として華厳に投湯自殺した藤村操の事件を例證して然うした問題に餘り頭脳を虐使しない方が可いと懇々忠告された。然し予は、人間が人生問題を究めず、唯祿々として生きんよりは、寧ろ之を真剣に研究して、若しそれが不可解であるならば、絶望して自殺する様な事にならうとも、それで本望であると考へた。人は、多く青年時代に於て此の問題に逢着するのであるが、それは其の人に取りては幸福に入るの門で、其の解決に依つて運命は開拓せら

れ、意義ある生活に入る事が出来るのである、若しも斯うした貴重な問題を危険視して、臆病にも回避せんとするならば、遂には人生の大行路に於て失脚する者となるであらう、と應へた。而して更に進んで、之を徹底的に究めなければならぬと決心を強くした。

遊學の中止と療養

予の神經衰弱症は、生死の問題解決と共に追々快方に向つたが、腸疾患は依然として治癒しなかつたので、鎌倉よりの歸途東京に於て、駿河臺の杏雲堂病院に赴き佐々木東洋博士の診察を受けた。博士は、藥餌療法と共に温泉療法を試みるを可とせられ、特に熱海温泉を勧められた。依つて予は其の年の秋初めて熱海温泉に赴き三週間滞在入浴した所、其の効驗著しく、さしもの腸疾患もすつかり全快した。爾來熱海温泉の愛好者となつて、殆ど毎年出懸ける様になつた。

予は學生時代、頗る攝生に意を用ひ、夜は十時就寝、朝は六時起床と定め、厳格に之を遵守した。同宿の學生等の多くは醫學生であつたが、其の起居はまことに不規則で、夜遅く寝るから従つて朝の起床も遅く、大抵八時過といふ有様であつた。予は室に、外來客は午後十時には退室してくれる様に

と掲示しておいた。で、寮友の間で、予を衛生課長と呼ぶ様になつた。又或る夏、大磯の海水浴に、東京で同宿して居た同年の義叔父と同行した。當時は未だ我が國海水浴の初步であつた。之は軍醫總監松本順先生の唱導で始まつたので、それ迄は健康の爲に海水に浸ると云ふ事は餘り實行されて居なかつた。其の頃の好適地として神奈川縣下大磯が推薦されたが、漸く旅館が出來始まつた位で、まだ別荘などは餘り無かつた。予等の滯在した頃、松本先生は大磯の別荘に在つて、毎朝日の出の直前、濤龍館前の浴場に出懸けられた。予等が朝寝坊して少しでも遅れると叱言を言はれたものであつた。予は、前述の近親者張三石老の事など話したので、何時も懇切に談話してくれられた。頗る平民的で殊に青年に伍する事を喜ばれた。朝の水浴は、何時も松本先生を中心に、攝生問題に就て懇談した。斯した二夏を過したことは、予の健康上甚だ有益であつた。

有る朝痰を吐いたところが、それは血が混つて居る血痰である。それを見ると、予はびっくりした。が、翌朝も同じ様なものが出了。予は恐れたので、其の事を秘密にして誰にも話さなかつたが、然し予は、確かに肺結核になつた、最早餘命幾許もない、長くて三年、短かければ一年内だと思つた。そこで予は、前橋市の萩原密藏（文士萩原朔太郎氏の嚴父）といふ懇意な醫師の診察を受けた。

醫者は、懇切叮嚀に診察をしてくれたが、毫も心配な様な病氣の形跡は認められないと断定した。而して予が咯血だと思つて紙に收めて持参したものを見て、それは多分鼻腔から出たものが咽喉に廻つたのであらうと云はれた。予は此の診斷により一時蘇生の思ひがして喜んで歸宅したが、後になつて萩原醫師が予を落膽させない爲に態とあゝ言はれたものであらうと疑ひ、爲に予の顔色は甚だ勝れなかつた、それを見て母は非常に心配した。で、予は上京して佐々木博士に診察して貰つたが、博士も今は左様な容態ではないが、如何にも衰弱して居るから當分休學靜養する事とし、攝生と營養とに注意せられるがよい、と指示された。茲に於て予は遂に學業を中止せねばならぬ事となつたが、其れは予に取りて頗る重大な問題であり、終生の痛恨事であつた。燃える前途の希望を挫折される事は何にも残念である、去りとて病弱の身を如何とも爲る事が出来ない、煩悶に煩悶を重ねたが、結局學業を中止して熱海に靜養する事となり、居る事一ヶ月にして歸宅し、快々として何の樂みも無い日を送り迎へた。

村政權乗取派の暴舉粉碎

其の頃予の村は、村民が二派に別れて對立抗争し、殊に北部大字董塚選出の村會議員五代某は、頗る不遇の地位に在つたので、村會毎に村當局に反対の態度を執り烈しく攻撃した。當時の村會議員は概ね温良の人々で、辯論の如きは殆ど持合せて居なかつた。然るに五代某は辯論が達者で、何時も出鱗目の法律論を持出しては、他の議員等を煙に捲くことに成功した。偶々予等青年が傍聴に出かけ、村會の散會後五代某に其の引用した法律第何條を質問すると、それが全然見當違ひであつて、殆ど場當りの議論であつた事が暴露するのも珍らしくなかつた。彼は私かに手を廻して同志を集めることに腐心し、役場乗取を策し、明治二十六年十一月の村會議員一名補缺二名増員選舉に際し、此の内二名を得れば自派の勝利となり、次代の村長の椅子を獲得する事が出来るので、甚だ猛烈な選舉運動が展開された。最初の内は餘り村民に顧みられなかつたが、例の宜い加減な材料を捏造して、役場内に不正の詐欺取財があるとて村民に訴へたので、純朴な村民達は其れを真に受けて、追々同意する者が出て來た。最初は、役場當局初め役場支持の温良な村會議員等も高を括つて居たが、段々競争が激烈になつて、其の候補者も予の町と大字山王道とから各一名宛兩派が殆ど家を並べて居り、他の補缺議員は殆ど定められた大字阿彌大寺からであつた。選舉當日間際になつて勝敗は逆賭し難い程になつて

來たので、役場當局初め穩健なる支持派は、俄かに對戰策を講すると云ふ周章振りであつた。遂に予等青年に助力を求めて來た。折しも予の町の一旅館で、一味の村會議員と其の候補者及び同志首腦部の示威的懇親會が開かれ、大に氣勢を揚げる事となつた。予は當時、消防組の部頭をして居た。其の會場が消防組の器具置場で、其の座席も消防組の常會場となつて居たので、其の宴會を拒絶する様に消防組の多數は旅館主に迫つた。所が、旅館主は、既に酒肴の支度を調へたから、是非勘辨して其の場所を使用させてくれと歎願して來た。之を一舉に粉碎しなければ、彼等の暴舉を成功させる事になるから、予は一計を案じて其の請を容れ、器具置場と其の附近に俄作りの筵引の座席を設けて集會をした。而して時の到るを待つた。然るに宴方に酣なるに及び、醉が廻り席上演説が始まり、大聲を以て予等消防組に對して悪口雜言するに至つた。で、消防組は總代を以て談判をする事となつた。予等は豫て準備をなし、旅館の周圍を他字の同志の援を得て包圍して置いた。時は當に夜に入り、俄かに消防の出動信號を發したので、宴會の會衆は驚いた。彼等は既に味方の大勝利を夢想し、鰐飲して醉が充分に廻つて居た。消防の總代人は、駐在巡査立會の上、正々堂々と談判を開始する事となつた。宴會の會衆は狼狽して逃げ出したが、村會議員と候補者を初め重立ちたる人々は、包圍せる警戒網を

脱出する事能はず、其の演説者の五代某初め村會議員は、隣家が候補者の家なので、其處に隠れたのであつた。宴會場は殆ど人影は無くなつた。斯くする内に、夜は深更に及び、駐在巡査は明朝夜明け迄待つ事を要請されたので、包圍の儘夜を徹した。翌早朝談判に及んだところ、彼等は昨夜醉餘の結果なる事を以て陳謝すると同時に、役場不正問題の宣傳に對しても取消を聲明するに至つた。茲に於て、彼等一味は白晝公然退散する事が出來ず、又村民の激昂を恐れて、巡査附添の下に裏道を通つて利根川沿岸より舟にて隣縣本庄町に逃れ、村會議員選舉の終了を待つて隠かに歸宅した。然うした事で、選舉の結果は穩健派の大勝に歸し、遂に村政を彼等暴舉の蹂躪より救つた。然るに其の直後、穩健派は祝賀の宴を催して、予等青年數名を招待する事にした。而して、其の席に藝妓を侍さしむる計畫であった。予は、其の招待を拒絕する事にした。而して、其の席に藝妓を招くが如きは以ての外の心得違ひである、且つ其の祝宴も質素に致す可きである、勝利とは云へ、同じ村民間の争ひである、將來は斯る對立抗争の絶滅を期す可しと忠告した。俄然其の催しは一變して、予等の申入れ通りにした。爾來彼れ五代某氏等は村民に信を失ひ、村政平和の基礎を築いた。

奴隸解放と公娼廢止問題

我が國に於ける廢娼問題は、明治五年七月秘露國の汽船が清國の労働者を買つて歸航の途上、暴風を避ける爲横濱に寄航したに端を發する。其の時清人の一人が暗夜浪を潜つて遁れ、英國軍艦に救ひを求めた。それが横濱警察署に訴へ出たので、我が政府の重大問題となり、明治天皇陛下の深き御思召により外交問題として、當時參事たりし大江卓氏が神奈川縣令に任命され、奴隸解放の一大快舉を斷行されて支那人二百三十餘名は救はれた。其の結果、日本内地にも娼妓と云ふ奴隸契約が認められて居るではないかと云ふ問題が起り、秘露の辯護人から娼妓年期證文を證據書類として提出された、が、此の問題は結局露國皇帝の仲裁判決に由る事となり、遂に日本の勝利となつて落着した。然し我が國の娼妓は當に奴隸に相違ないので、太政官は明治五年十月二日附を以て、奴隸解放令を發するに至り、埼玉、岐阜、和歌山、鹿兒島の四縣は之を實行したが、其の他の府縣は貸座敷なる一種の欺瞞的名稱の下に營業を繼續する事になり、後埼玉縣は、熊谷縣の移管問題の爲、兒玉、大里二郡の編入に依り、深谷、本庄兩町に存置せる貸座敷營業の繼續により、遂に廢娼縣となる事能はず、岐阜、和

歌山、鹿兒島の三縣も後日再設する事となり、日本全國擧げて公娼を存置する事となつた。斯して明治初年に於ける奴隸廢止の好機會は去つた、惜む可き事であつた。

群馬縣の廢娼問題

我が上野國は、中仙道の要路に在つて、例幣使街道と共に、諸大名の參勤交替、京都朝廷の奉幣使の往來等が多くあつて、各驛に飯盛、酌婦等が跋扈して盛んに風紀を亂したが、其れが後には女郎屋となつて、公然醜業を營む様になつた。明治九年、群馬縣令楫取素彦氏は、政府の訓示に本づき各驛の女郎屋を整理し、改めて貸座敷取締規則を制定し、公娼制度を確立して、縣下十一ヶ所の宿驛に之を免許したのであつた。然るに之が因をなし、附近町村の風紀は益々亂れ、博奕は一層流行し怠惰の風習は熾んに浸潤し、農村衰退の機運を激成するに至り、識者の間に警醒の聲が漸く盛んに起つて來た。殊に碓氷郡は、坂本、安中、板鼻の三ヶ町に、而も近距離に設置されて居たので、其の被害は一層甚しかつた。

當時基督教の先覺新島襄先生は、郷里安中町を中心に郡内の布教に努め、地方の有志湯淺治郎氏を

初め歸依する者多く、自然風俗廓清の聲が盛んになつた。

時偶々碓氷郡の有志眞下珂十郎氏が居村の青壯年初め自家の雇農夫等が毎夜遊里に出入し、從つて業務を怠るの實状を見て、娼妓營業改善案を明治十一年十一月の縣會に請願書として提出した。それは大多數を以て採擇決議せられ、時の縣會議長宮崎有敬氏より楫取縣令に提出された。

此の問題を契機として、明治十三年十二月の縣會に、公娼廢止建議案が提出せられ、議員四十五名中三十五名の大半を以て可決せられ、是亦縣令に提出された。縣廳内部に於ては此の建議に對し盛んに研究が行はれ、急進と漸進の兩意見が對立したが、結局孰も早晚廢止すべきであるとの議に一致した。斯る間に、本問題に對する縣下の輿論漸く沸騰し來り、明治十五年三月の縣會に再度廢止速時斷行の決議案が提出せられ、直ちに可決して縣令に提出した。其の頃貸座敷業者等は、風雲急なるを見て、前橋町に數十名を會し、廢娼運動の急先鋒湯淺治郎氏の宿舍に押寄せて擲れ殺せの大騒擾を起したが、幸に警察の取締に依つて辛じて事無きを得た。斯く廢娼運動の急を告ぐる明治十五年四月十三日、突如として縣令は、明治十六年六月限伊香保村廢止を發令し、亞で翌十四日全縣の廢娼令が布達された。其の全文は左の如くであつた。

甲第二十七號

管下貸座敷營業及娼妓稼ノ儀今般詮議ノ次第モ有之ニ付來ル明治二十一年六月限り廢止候條此旨布達候事

但シ貸座敷所在外ノ地ハ勿論從來所在地ト雖モ自今新タニ貸座敷開店ハ不相成候事

明治十五年四月十四日

群馬縣令 楪 取 素 彦

此の斷乎たる楫取縣令の布達に對し、貸座敷業者は極度に狼狽して、中央に對して種々の醜運動を試みたが結局無効であつた。

明治十七年七月三十日楫取縣令は、元老院議官に榮轉し、其の後任として佐藤與三氏が知事に襲任した。

斯て廢娼實施の期日が切迫するや貸座敷業者等は猛惡なる裏面運動を開始し、縣民の一部にも彼等の運動に加擔して存娼を主張する者が現はれ、佐藤縣知事を動かして遂に當分延期と云ふ事になり、左の如き縣令が發せられた。

明治十五年甲第二十七號布達娼妓貸座敷營業廢止ノ儀ハ詮議ノ次第有之當分ノ内延期ス

明治二十一年五月二十六日

群馬縣知事 佐 藤 與 三

茲に於て縣民多數は、積年待望の廢娼斷行が骨抜きとなつたので、大に憤慨した。廢娼派の縣會議員等は寄り合へ集會を重ねて善後策を講究し、我が縣會に於ける娼妓廢止問題は政派を超越して一致團結し、平素の政治問題とは別個の問題として取扱はれた。斯て明治二十一年十一月の縣會に於ては、此の問題に關して知事に對する質問が續出した。廢娼延期の理由と當分の間の意義に就て、知事の答辯が曖昧であつたので頗る紛擾を來し、議場は喧噪を極めた。

上毛青年聯合會の活動

晴天の霹靂、廢娼延期の縣令の發布により最も憤激したものは、縣下の青年達であつた。殊に、縣會議員中の存娼論者等が、公娼は縣下青年の風紀維持に必要であるてふ所論は、上毛の青年達を侮辱

するの甚しきものであるとして、各郡の青年會を奮起せしめた。縣下二十有餘の町村青年會代表者百一名は、明治二十二年七月十四日前橋本町三眺樓に會し、上毛青年聯合會の旗印を立てゝ一大運動を開始する事となり、是より外部に於ける廢娼運動は、主として此の上毛青年聯合會の手に移つた。同年十一月二十七日高崎春露館に第二回の集會を催し、左の數項を決議して直ちに運動を開始した。

- 一、各團體より委員二名宛を選舉し 委員の互選により幹事二名を選舉し事務に當る事
- 二、本會の集會には禁酒主義を探る事
- 三、全國及本縣下の娼妓を廢すべき事
- 四、聯合各會は本會運動費を適宜支出する事
- 五、毎月運動資金を醵出し本會に積み置く事
- 六、縣會及縣知事及元老院に建白書を提出する事
- 七、地方遊説を爲す事

同夜同所に於て上毛青年聯合會の廢娼大演説會を開き、知事の廢娼延期の不法を難詰した。會衆場外に溢るゝの盛況であつた。續て縣下各地に演説會を催し、公娼廢止の輿論を喚起した。當時遊説員

等は、草鞋、腰辨當といふ扮裝で、孰も地方青年の發起による演説會で、到る處盛會であつた。内には地方有志の寄附金があり、婦人にして裝身具を賣つて其の資に提供する者すらもあつた。

當時集つた青年の主なるものは、

石島良三郎 齋藤鎌雄 渡邊金次郎 下山勇司 宮崎鉄三郎
 住谷彌作 宮城萩三郎 明石濱太郎 關根元哉 塚越金次郎
 加藤虎善 高橋林平 德江辰三郎 塚越愛太郎 堤安栗
 阿部勘作 河波荒次郎 勝山秀三郎 鈴木耕七郎 井上夏六
 町田直吉 久野三吉雄 小見道太郎 三井龜久松 竹下久次郎
 橋本伊勢松 大竹勝衛 今鑄造 石井宗作 今井申一郎
 長沼左文治 武井福太郎 葉山於菟 多胡貞三郎 佐和銅太郎
 永山悌太郎 筒倉信吉 根岸讓 高島房治 木村力太郎
 中村鉢太郎 木村卯六 橋本文平 宮前右太郎 金井富太郎
 常見千穎 森川抱次 小此木次郎彦 大林秋次郎 青木類次郎

荒木真平

諸氏にして、其他地方青年會は

上毛青年會 名和青年會 宮城青年會 烏淵自助會 烏淵學友會
 青年進成會 赤陽青年會 多胡青年會 桂萱青年會 勢多青年會
 宮鄉青年會 緑野談和會 室田青年會 生品青年會 前橋婦人協和會
 南甘樂青年會 澪川青年會 岩鼻少年會 新田協同會 上白井青年會
 北甘樂青年會 大胡青年會

等で地方青年會員は、其の所在地と其の附近に於て演説會の開催、建白書の調印等に熱心に奔走した。上毛青年聯合會事務所は、前橋市曲輪町石島良三郎氏宅で、石島氏が専ら同會を主導した。同氏は、熱血男子であつて、此の運動の爲に全力を傾注して盡力した。同氏が、明治二十六年廢娼實施後此の運動に參加せざりし事は惜む可き事であつた。尙、島田三郎先生が、此の時代より本縣下の運動に對し、青年と伍して挺身盡瘁された事は、特記すべきことである。

幼年時代の項に記述した如く、柴驛には、明治九年迄四五軒も女郎屋があつた。殊に、予の近所の

親戚の家が妓樓で六七人も抱娼妓が居り、時々祖父の許に此の娼妓が来て、樓主の苛酷を泣いて訴へたので、其の都度祖父は樓主に忠告をした事、而して母が慰めて遣つた事などを、幼年の予は傍らで見聞して居た。予は成人したならば、あの様な憐れな人々を助けてやらねばならぬと稚な心に刻みつけられ、又一面には其の女郎を醜惡な者だと思つた。爾來予は、青年になつて後も、賣笑婦が如何に美貌であつても、其の醜惡なる事を感じて一種の魔女としか見られなくなり、一生涯それに近づかなかつたことは幸福であつた。

廢娼問題沸騰の時恰も予は、明治二十二年秋から歸省し靜養して居た際であつたから、直ちに名和村青年會に加盟して此の運動に參加した。先づ第一に上毛青年聯合會の遊説員を聘し、自宅を會場に提供して、廢娼演説會を開いた。當時發行された『上毛青年』と題する雑誌に左の記事がある。

○名和青年會

十二月三日午後七時より那波郡柴町なる伊勢屋（予の家の商號）に於て開會せり、聽衆遠近より集ひ來り其數三百五六十名左の諸辯士交り／＼登壇して娼妓の害毒を流す事を痛論されたり、因に云ふ同地は舊幕時代に在りては例幣使街道の要路に當り當時は貸座敷等軒を並べ隨分繁華の地なりし

が其頃は最寄りの住民も之れが爲め驕奢に流れ遊惰淫逸の惡風に感染せしが七八年以前より斷然妓樓を全廢したれば其當時は密賣淫の形迹ありしが年を経るに従つて之れ等惡風は追々去り遊惰の人も正業に眞勉する様になり昨今は經驗上實際廢娼の大利益あるを知て老年も青年も擧げて此回の義舉を賛美し運動費として有志及役場吏員等より金若干圓を寄附せられたり云々

予は、其の後引續き遊説員に加はり、縣下數ヶ所の演説會に出演した。

明治二十二年十一月の縣會に再び廢娼建議案が提出された。議場外では、上毛青年聯合會の廢娼運動が頗る熾烈となり、爲に縣内の輿論は勃興し、毎日縣會の傍聽席は超滿員の盛況であつた。二十六日の縣會に愈々同案が上程せられ、贊否兩議員の意見が討議されたが存娼派の意氣甚だ昂らず、採決以前に於て大勢は既に決し、廢娼建議案通過の機運が漲つて居た。果せる哉、反対者の起立僅かに十七名（六十名中）で、直ちに議長名を以て知事に建議する事となり、廢娼派の大勝利を以て散會した。

斯くて知事は、縣下の輿論に抗する能はず、翌明治二十三年三月三十一日、是が緩和策として、新町、安中、妙義の三ヶ町は同年九月三十日限り廢止する旨縣令を布達した。

時しも京都在住の新島先生より左の書面に接す

社會矯風之元氣基於信基督

人心改良之精神生於愛基督

明治二十二年十一月十三日

新島襄敬呈

上毛青年會中基督信徒諸君

明治二十三年十一月の通常縣會に對し上毛青年聯合會は、速かに公娼全廢の建議書を提出した。縣會は更に、知事の處置を手緩しと難じた。知事は、此の縣會に於て、秘密會を要求して説明したが、議員は之に厭き足らず、遂に大多數を以て知事の失政を算え辭職勸告の決議をなし、之を知事に提出した。知事は、三日間の停會を命ずると云ふ一大波瀾を捲き起し、次で内務大臣は縣會を解散した。茲に於て縣會の總選舉が施行され、上毛青年聯合會員は總出動を以て、廢娼派議員の選出に應援し、大勝利を以て終幕するに至つた。予は始終此の運動に參加した。

明治二十四年二月、臨時縣會は新議員に依つて開會された。知事と議員との間は頗る險惡の空氣を以て始終され、漸く閉會を告げ、遂に佐藤知事は非職となつた。

明治二十四年四月九日、新任知事中村元雄氏は、就任と共に内外の状勢を洞察し、同年九月十二日左の廢娼令を公布した。

群馬縣令第三十九號

群馬縣知事 中 村 元 雄

因に、之は即ち楫取縣令布達明治十五年四月十四日甲第二十七號廢娼令の五年六ヶ月遅れの復活であつた。思へば、上毛青年聯合會が明治二十二年秋蹶起して以來の間斷なき猛運動は遂に酬ひられ、群馬縣會が明治十三年に廢娼の建議書を可決し縣令に提出して以來、如上の迂餘曲折を経て茲に凱歌を奏するに至つたのである。青年と同志の歡喜は、蓋し想像に餘りある事であつた。斯して群馬縣の公娼廢止は一先づ斷行された。然し廢娼後の再設に對する防禦運動こそ、眞に悲壯な戦であつた。

紛爭調停と禁酒斷行

明治二十六年春、予の郷土柴町は、少年時代の頃に記した如く、共有金の問題で大紛擾を致し、遂

に訴訟問題となり、數年に亘つて争闘を續けた。爲に町民は極度に貧窮に陥つた。而して町民は、孰も兩派に別れて居た爲に、之が調停に立つ者が無かつた。郡選出の縣會議員が見るに見兼ねて調停を試みた事もあつたが、功を奏する事は出来なかつた。予は、修學時代の事で多く不在であつたから、此の問題には深く關係を有たなかつた。然し祖父が町役人であつた關係から役人派であつた。而して役人派が訴訟で敗けたので、今迄の總代理人では信用が無かつた。予の歸省を捉へて新たに訴訟事件の擔當を依頼して來た。茲に於て共有管理者は非常に恐慌を來した。其の頃町の内でも、東京で學問をして來た新進の青年が、此の事件の擔當者として新たに訴訟を提起すると云ふので評判になつた。いづれ强硬な要求を以て臨むであらうし、共有管理者等としては、味方の敗北は明瞭であり、訴訟には一先づ勝つたけれども、後に来る可き必然の結果に對しては、大に恐怖を抱いた。斯る状態の下に其の首領と目される某氏が、一夜私かに予に面會を求めて來た。予は其の請を容れて、伊勢崎町新橋通藤屋で面談した。其の申入の要件は、下記の通であつた。現在其の人々に仍て占められて居る町の名譽職は、總て責任を負うて辭職する事、其の他一切の裁斷は擧げて予の指圖通りに服従すると云ふ、謂はば無條件降服といつた様な事であつた。予の回答は、暫らく熟慮の必要があるので、保留を約し

て別れた。元來此の問題は、共有金管理派が良くない、不當の方法により自分等の失権回復手段の爲に、町民を煽動して町の政權を乗取り、莫大の共有金を前役人の違算てふ名目の下に棒引をして、味方の増加を策したので、其の處置は如何にも不都合極まるものである、彼等は決して私腹を肥しては居ないが、今日舊役人派や中正派の人々が、其の不當を難詰するのも當然である、然し訴訟を新たにして勝訴になつたとしても、彼等管理者側は無資産又は薄資産者が多く、一二の幹部を除いては到底賠償の資力は無い、唯利得した共有金借用人の棒引に依る違算問題を更生するを至當とはするも、是亦其の解決が容易では無い、重ねて紛擾を來すに至るであらう、従つて紛争を長く繁からしむるだけである、さなきだに今日迄訴訟費や紛争の爲に町民の困憊を招來して居る上に、更に之に苦難を加重するだけである、結局彼等が無條件降服を花として平和を克服する事が、町の窮乏救済策であり、平和郷の實現であり、町民の幸福である、尙、共有金を復活するより、之を無くして平和を來らすことが町民將來の利益であると考へた。そこで予は舊役人派及び中正派の人々の集會を求め、調停の議を申入れた。然し是等の人々は長年の屈辱と、其の前途に訴訟の勝利を見透して居るので、容易に此の調停に應する氣色なく、頗る强硬の意見を抱く者が多かつた。其れは尤もの事であるとは考へた

が、前述の理由で、段々利害を説いた。後には個人別に、町の利害や町の子弟に及ぼして居る弊害を語り、町の暗澹たる現状は、若しも今日予の調停に應ぜざれば、何時平和の樂土を回復する事が出来るか豫測する事は出来ない、徒らなる感情の激突は、永遠の破滅を招來する計りである、と懇々説諭したので、追々と予の調停を容れる者が起り、遂に予の調停に一任すると云ふ事になつた。そこで予は、左の調停案を作成した。

柴町共有金問題に關する調停案

- 一、現共有管理者は其採りたる處分方法は誤りたる不當の處置たる事を認むる事
 - 二、以上の責任を負ふて一切の公職を辭任する事
 - 三、共有管理者は訴訟上の権利を主張せざる事
 - 四、訴訟上の原告たる舊役人側及中正側は再度訴訟を提起せざる事
- 柴町の窮乏せる生活改善の爲左の條々を町民一般に嚴守せしむる事
- (イ) 冠婚葬祭其他に關する一切の振舞に飲酒を禁止する事
- (ロ) 振舞に對して質素を旨とし獻立に就ては豫め後に選任せられたる振舞委員の許可を経る事

(ハ) 婚禮の衣類調度は前條の趣旨に則り總て質素にし豫め振舞委員の認諾を求むる事

(ニ) 振舞に立寄る人數は近親の外成る可く少數とし振舞委員の同意を得る事

(ホ) 振舞委員は二名とし町民の選舉に由る事 任期は三ヶ年とする事

(ヘ) 振舞委員は其家に出張し之が監督を爲す事

(ト) 總ての集會に時間を嚴守する事

以上の案を兩者に示した所、孰も異議無く承認され、さしも長年月に亘つた紛争の調停が成立した。直ちに町民の總會を催し前條の調停案を示した所、此處でも全員一致の同意を以て議決されたので、町民一般の契約書を作成し、全員の調印を爲さしめ、極めて質素な獻立により平和成立の祝賀會を盛大に催し、佐波郡長、名和村長を初め役場吏員を招待した。前日迄暗雲低迷した柴町も、此の青年調停者に依つて俄かに平和郷と變り、總て一致の行動を取る様になり、生活狀態も追々更正するに至つた。今迄犬猿の間柄であつた兩者が互に和合して、何事も圓満に事を運ぶ様になつた。振舞委員を初め町の名譽職も別に選舉を用ひず、予の推薦に一任されて、萬事すらゝと事が運ばれ、一切落着し、之で予の村の兩派對立も融合して平和な村落となつた。而して禁酒條例は今も猶勵行されて居

る。

予は、幼少の頃から飲酒をした。予の家は米穀商を營んで居たが、當時精米は主として地賣搗と稱する人の踏む力に由て精穀されるので、其の職人を二三人は常雇して居た。是等の労働者が、何時も夕刻早仕舞して酒屋へ夕食前に晚酌に出かけるのが常であつたが、予は三四歳の頃から其等の人々に愛され、何時も背負はれて連れて行かれるのであつた。而して其の傍で飲食をする事から、遂に少年時代に飲酒の習慣がついたのであつた。殊に予の家は、祖父も父も酒豪であつた。其の頃の農村では、大酒を飲むのを一種の誇りとして居たので、予の家などは自家醸造をした程であつた。従つて予の飲酒の如きは、餘り異とされなかつた。予が六七歳の頃親戚に客に往くと、膳の傍らに德利を一本立てゝ饗應される事が常例とされて居た。故に青年時代には、既に一角の飲酒家となつて居た。然しそも東京遊學時代に一旦禁絶したが永續はしなかつた。時に一升酒位は平氣であつた。明治二十六年三月予の妻の弟の結婚式の時に、一見客として嫁の家に往つて其の座敷で一升以上飲酒し、最後に七五三重ねの大杯の中央の五合杯を飲み乾し、猶隣席の姉婿の残したのを三合餘り平らげて、一旦妻の家迄一里計り歩行で歸り、更に嫁入の結婚式にも立會ひ、亦嫁方よりの來客の接待役を主人代役（當

時妻の父死亡）として済ませて、猶端然として其等一切を終了したので、居合せた親戚一同の人々に驚かれた事もあつた。併し予は、紛擾の調停者として、柴町に禁酒條例を出したので、其の席上予自身今日限禁酒を斷行する旨宣言して、爾來飲酒の惡風より脱却し、續いで信仰生活に入り、それを繼續する事が出來て感謝して居る。

結婚と初子昇天

予は、明治二十三年三月、同郡上陽村大字上福島の角田孝八三女禮子を娶つた。而して其の翌二十九年六月長男が生れ、秀夫と命名して家内中大喜びであつた。然るに此の子は、何の不幸か其の翌年十一月に昇天した。初子の死は、家族一同の深き悲歎であつた。予も初めて経験した悲みであつて、俄かに世の中が暗黒に成つた様な氣がし、深夜妻と共に泣いた事もあつた。

翌年の夏、予は、前橋市神明町に借家して、二十數臺の座繰機を据え臨時に座繰製絲を營んだ。それは豫て數年前から毎年夏秋に兩親が自家の收繭を製絲して居たのを移轉したので、かうして交水社に加入した。曩に予の地方の養蠶家有志が各自に製絲し、共同出荷し横濱に賣つて居た組合が解散し

たので、餘儀なく前項の方法を取つた。予が主任となつて、妹と工女を連れて出張した。學生上りの青年の企業であるから、前橋の友人がよく參觀に來た。是は前にも記した少年時代に勝山製絲工場に於て見習をした其れが大に役立つた。然し原料蘭の購入は頗る苦心を要した。蘭の鑑定に於て、幾度か見込違ひをして損をした事もあつた。最も困難を感じた事は工女の監督と操縱であつた。少しは利益も挙げ、先づ成功であつたが、五ヶ月で止めた。此の間に兩親の別居準備をして、立川町に借家して移轉した。時は十一月三日天長の佳節であつた。それには母の實兄、南城の伯父が前橋に居たので、何かと世話をしてくれた。母の實弟も其の近所に店を有つて商賣をして居り、其の他の親戚も多くあつて萬事好都合であつた。翌年四月迄予と妹とで、母の名義で質屋を營業した。開店早々は頗る閑散であつたから、近所の學童を集め家庭教師をして其の親達から喜ばれた。斯して稍や店の準備も出來たので、三月末兩親と交代し、妹を留めて、予は柴の家に歸り養蠶の準備をした。其の二月に二男が生れた。長男の夭折した後に男子を得たので、家中は大喜びで、漸く長男を失つた哀愁の涙が拭ひ去られた様に感じた。兩親は、此の孫に非常な愛惜を有つて居た。

明治二十三年七月一日は、待ちに待つた衆議院議員の選舉であつて、予の先輩で同村の廢娼派の巨

頭、縣議野村藤太氏が候補者として出馬した。予は、本部事務所の記錄掛となつて應援した。最初の選舉の事で、佐位、那波、綠野、多胡、南甘樂の五郡を一選舉區とした。佐位郡より中島祐八氏が立候補し、綠野郡よりは高津仲次郎、三俣素平の二氏、我が那波郡よりは前記野村氏が立つた。孰も廢娼派の有力者であり、五角の勢力を以ての競争で頗る激烈であつたが、結局六票の差で高津氏が當選し、野村氏は次點で落選した。續で明治二十四年十二月には議會が解散となつて、翌二十五年二月に總選舉が行はれた。此の時は三俣氏は候補者を辭退して中島氏を扶け、高津、中島、野村の三氏が出馬した。此の選舉區は全國有數の激烈なる競争地で、壯士の殺害事件や、選舉事務所の燒打事件等もあつた。予は、引續き野村氏を應援して、本部事務所の主任となつた。此の時代の選舉人は納稅資格で制限された少數者であつたから、直接贊成者自身の爭奪が行はれ、武装した運動者が白晝公然隊を組んで選舉人の家を訪問し、或は選舉人を同行して集める云ふ様な事で、殆ど義勇軍の出動であつた。結果は遂に、聯合した中島氏が少數の差で當選して、野村氏は又もや敗戦して次點となつた。

四青年時代下

公娼廢止後の再設問題

群馬縣の公娼廢止は、迂餘曲折實に十七年の長き歲月を経て實施されるに至つたのである。中村縣知事の廢止斷行理由の中に、現在の公娼設置地は舊來の街道に面せる宿場にして、縣下繁盛の都會にあらず、従つて其の必要顯著ならず云々とあるので、前橋、高崎、桐生、伊勢崎、沼田、館林、富岡等の都會に新設の目標を立てゝ、東京の吉原、洲崎の貸座敷業者等は、縣内各地の利權屋と結び、先づ高崎、沼田、館林、富岡の各地方有志を動かし、公娼設置の建議を明治二十七年の通常縣會に提出する事を企圖したが、遂に其の目的を果さず、翌二十八年の通常縣會に至るの間、一部議員の買收運動が行はれ、遂に六十名の議員中其の半數を占むるに至つて、建議書の提出となつた。議場に於て論戰の結果、廢娼派は議長を有する爲、當時の採決法としては、議長が投票に加はらざる爲一名の少數となるので、遂に總退席を爲した。其の結果、居残りの半數三十名の議員に因り、公娼設置の建議を二十四名を以て決議するに至つた。斯る事情の下に可決したものだから、縣當局は不問に附して顧みずにさし置いた。然るに公娼設置運動者等は我が事成れりと爲し、公娼設置候補地の爭奪に熱中する

に至つたのであつた。然うした頃の廢娼派の情勢如何と見れば、既に勝利を以て廢娼實施を見た爲に、昔日の熱情は消磨して跡方なく、當時上毛青年聯合會の如きは既に解散し、其の幹部たりし人々の多數は種々の關係を以て殆ど四散し、殘れる者は少數となつて甚だ氣勢が揚らなかつた。兎角攻勢の時は意氣も軒昂となるのであるが、守勢となると銷沈し勝ちとなるのは通有である。我が廢娼軍も亦其の如くであつた。が、援もあるべきならねば、當時前橋在住の同志は集合して之が對抗運動を起し、群馬青年會を新設する事とした。當時會する者、森村堯太、徳江亥之助、宮崎鉢三郎、松宮武雄、金子尙雄、宮前右太郎、宮内國太郎、荒木眞平の諸氏と予とであつた。今回の公娼設置派の戰法は頗る陰險で、豊富なる運動費を散じての裏面的運動であるから、前日の如く單に公然たる言論戰だけでは到底對抗する事が出來ないので、常時間斷なき防禦策を構するの必要を痛感する事となつた。其の機關として日刊新聞紙の發行は、必須の武器であつた。然るに縣下に發行せる各新聞紙は何れも公娼設置派に屬して居たので新たに刊行するの外策は無かつた。仍つて新聞發行の問題につき會を重ねて協議したが容易に纏らす、取敢ず『群馬青年』と題する一枚摺のパムフレットを出版して其の用に供したが、其の效果は頗る薄弱であつた。

明治三十年十二月の通常縣會に於て、義に決議された公娼設置建議取消案が提出され、縣會は可也騒擾を極めたが、遂に多數を以て前々年公娼設置の必要ありとして可決された建議は、全く縣民の興望にあらずとの理由により、其の決議を取消し、公娼設置の建議を覆した。

明治三十一年七月知事の交迭があつて、政友會の代議士草刈親明氏が赴任した。此の時に當り、再び公娼設置運動が擡頭した。知事も折に觸れては其の必要を公言するに至り、急に勢を得た公娼設置派は、東奔西走遂に元衆議院議員中江篤介氏（兆民）を黒幕として策動し、吉原、洲崎の重立たる樓主等が黃白を散じて、猛烈に縣内の利權屋をして運動せしめた。然るに縣内に在りては縣議の多數を初め産業方面に從事せる重立たる人々は之に反対し、既往十數年間幾多の犠牲を拂ひ、漸く廢娼せらる本縣に再び公娼設置の必要はないとの聲が各地に起り、當時機業地なる伊勢崎盛年會の如き、滿場一致の決議を以て群馬青年會に加盟し來り、代表者戸谷清一郎、大澤虎雄、大和重太郎の三氏を送つて反對運動に參加せしめた。予等は阻止運動に全力を傾注した。縣廳内に於ては、書記官、警察部長を初め殆ど一致の意見として、知事に公娼設置無用の獻言をした。然るに草刈知事は、赴任前に既に數萬金の豫約を爲したる事とて、縣民並に廳内一致の反対を押切つて、明治三十一年十一月十八日貸

座敷營業免許地を、前橋、高崎、一之宮、桐生、館林、沼田の六ヶ所に指定し、縣令第五十一號を以て公娼設置の縣令を發布したのであつた。茲に於て縣内の議論は俄然極度に沸騰し、其の不當を鳴らし、當局に肉迫する者あり、縣會の廢娼派の有志は直ちに上京して、政府當局に迫つて之が取消の要求を爲す等、各方面に涉つて猛烈に運動を開始した。時偶々縣下磯部溫泉に療養の爲來浴中なりし參謀總長川上操六氏が、其の隣室に於て縣議諸氏の之が對策に就ての協議を聞知するに至り、知事の不都合の處置を憤慨せられ、歸京後直ちに某々方面に忠言を致さるゝあり、又一面に縣會の同志は時の重臣品川彌次郎子爵邸に參向して助力を求むるあり、是等の運動が奏功して、同月二十四日草刈知事は免官となり、古莊嘉門氏が新知事として赴任され、同じく二十四日附を以て内務大臣の訓令に本づき左の公娼設置縣令取消の縣令を發布した。

群馬縣令第五十二號

明治三十一年十一月群馬縣令第五十一號ヲ取消ス

明治三十一年十一月二十四日

知事草刈親明氏は、赴任後四ヶ月在任、遂に公娼設置問題に失政し、發令後僅々七日にして取消されて免官となつたのであるが、巷間傳ふる所によれば、數萬圓の豫約金は既に彼が囊中深く秘められて前橋の地を退却し、馬鹿を見たのは公娼設置派の利權屋であつた。

北甘樂郡富岡町の一富豪が此の設置運動に參加した結果、遂に家産を蕩盡し、曾ては農商務大臣の宿舎に宛てられた豪壯なる邸宅も後日賣家の貼紙をするに至つた。其の頃上毛孤兒院が其の地に寄附金募集の演藝會を催すに就て其の家を事務所に借り受けたので、予は一夜此の家に宿泊し感慨無量であつた。公娼設置派に取つて此の舉は一大痛棒であつて、本縣廢娼史に一異彩を放つたものである。

斯る狀態で公娼問題も一時閉塞した様であつたが、其の後運動の方針を更へて、各都會地に根深く基礎的地盤を造る事になつた。義に草刈知事に依て發令された公娼設置地六ヶ所の存娼派の利權屋はそれ／＼資金を投入してあるので、此の傾勢挽回に頗る真剣になり、内面運動は反つて猛烈になつた。殊に誤れる都會繁榮策に藉口して、地方民を煽動し更に妓樓設置土地の賣却により暴利を貪らんとする地主と、吉原、洲崎の業者等が執拗なる運動は、益々新聞紙の必要を痛感せしめた。

新聞經營の苦闘

時に偶々隣縣宇都宮市に於て新聞業に從事して居た佐藤櫻哉氏が、宮内氏及び金子氏の經營して居る上毛孤兒院の爲に、小冊子の編輯を嘱託されて來橋して居た。同氏は、印刷所と保證金と少額の資金の調達を得れば、日刊新聞發行の衝に當ると云ふので、事は急轉直下に決した。當時予は考へた、若し此の儘に推移すれば、我が群馬縣の公娼は必らず再設する事になる、岐阜縣や鹿兒島縣の二の舞を踏む事になつて、予が生涯の使命として與へられた公娼廢止と娼妓救濟の運動は畫餅に歸する事となる、殊に本縣が此處で挫折すれば、日本の公娼廢止問題の成立の期を見る事は到底出來ないであらう。さりとて予は、資産薄くして其の衝に當る事は困難である、仍つて先輩の同志で年來兄の如く交際して居る森村氏を動かす外はない、と。かく決心した予は、一日同氏を訪問して、保證金と資金及び印刷所新設の問題に就て懇談を遂げた。氏は大に決する所あり、數日の後具體案を決して快答を與へられた、即ち保證金は自分で出す、印刷所の新設には予が當るなれば、氏の管理して居る銀行より貸與する、一部の資金に就ては、或る隠れたる資産家の寄附を得る約束が出來た、と。茲に於て予は

意を決して印刷所新設の責任を負ふ事とした。當時予等の同志中資金問題に就ては森村氏を煩はす外に途はなかつた。予は、父の有する少額の資産はあつても、未だ予の自由にはならなかつた。仍つて強ても森村氏に懇願したのであつた。當時松宮氏は、耕雲堂と云ふ書籍兼雑誌店を始めた計りの所であつた。同氏宅の二階が予等の集会所の様になつて居た。相談會は、其の都度深更に及ぶのが通例であつたが、信子夫人は何時も會衆の爲に茶菓を提供し、辨當の準備其の他接待に意を用ひられた。そこで、彌々新聞發行の準備に取懸つた。松宮氏や宮崎氏の附近の同じ横山町に粗末な二階家を借り、新聞社兼印刷所に宛てた。時は明治三十二年十一月三日天長の佳節とトし、「上野民報」といふ題號で、其の第一號を發刊した。印刷所の實務は、主として松宮氏が擔當してくれた。宮崎氏は、發行兼編輯人の責任者となつた。總てが新規なので、活字其の他機械器具が不整備で頗る困難した。時々印刷が遅れ發送時間が切迫して、記者が新聞紙を擔いで前橋驛に飛んで往くと云ふ様な事も珍らしくは無かつた。殆ど不眠不休で繼續した。

當時、既刊の新聞紙に對して種々の惡評があつた。殊に赤新聞と稱する赤紙刷の「上州新報」は、世間から餘り好評を有たれなかつた。斯る際に、毛色の全然變つた予等眞面目な同志に依つて發行さ

れた新聞紙は、縣内各方面から頗る歡迎された。従つて最初は廣告も多く、紙數の賣高も新刊としては相當にあつた。是なれば佐藤氏の經營もやつて行かれると思つた。之は併し乍ら、公娼設置派に取つては一大敵國の出現であつた。彼等が醜運動の内幕の暴露も遠慮なく行はれるであらうし、其の一舉一動は事毎に細大洩さず報導されるであらうから、彼等は大恐慌であつた。が、予等は、風教の改善問題に對しては特に力を注ぎ、政治問題殊に政黨に關しては不偏不黨を標榜し嚴正中立であつたから、各方面から頗る注意を拂はれた。斯うした中で佐藤氏は、いつしか一部の政派と關係を密にし、言論の切賣を爲すが如き態度になつたので、同志中に異論が勃發し、遂に氏の退社を要求する事となつた。三月初旬、佐藤氏は、予が後繼發行者になるといふ條件の下に退社し、長野市に赴いて新聞を發行する事となつて落着した。茲に於て予は、社長として經營の衝に當らねばならぬ事となり、松宮氏は主幹として實務を執る事となり、高崎支局長加藤徳重氏は主筆となつた。宮崎氏は、發行人として引續き社務を手傳ふ事となつた。同時に本紙の題號を「群馬新聞」と改稱した。

予は、當時自宅に於て養蠶と蠶種製造をなし手廣く營業して居り、其の上新たに新聞經營の重任を負うたのであるから、其の繁忙は想像の外であつた。其の頃の予の家は、兩親は前橋に別居し、老祖

父母と予等夫妻と三人の幼児とであつた。予の家から前橋迄は四里であつたから毎日自転車で通勤したが、縣下に自転車を乗用する者の餘り無い頃なので、路傍の兒童が珍らしがつて集つて來た。殊に厄介なのは犬の襲來で、時として數匹が一齊に群がり來つて噛み付かんばかり、猛烈に包囲攻撃をして來るのに出會ふ事も珍らしくはなかつた。

養蠶と蠶種製造とは、各主任を置いて其の衝に當らせた。朝は夙に起き、夜は遅く眠り、頗る奮闘努力をした。予の健康は非常に良く、頭腦の働きと、肉體の勞働とは遺憾なく全能力を發揮した。予の斯うした多忙な日常生活は、松宮氏初め社務に當る人々には非常に迷惑をかけた。兩親の店には殆ど毎日訪問して、午餐は何時も其處で済ます事にしたが、母は常に予の健康を氣遣つて、營養ある御馳走をしてくれた。晚秋から冬にかけての空つ風の中の往復は遂に予をして、後日鼻疾を患へしむる事となつた。

斯くて我が群馬新聞は、縣下同業が孰も公娼派を支持する中で、克く孤軍奮闘して譲らず、時々筆戦が行はれ、勇敢に善戦した。殊に世間から兎角悪評のあつた赤新聞の醜聞問題に對しては、寸毫の假借なく其の事實を摘發して彼等を難詰し、遂に先方より人を介して和を請ふに至らしめた事もあつた。

た。斯る眞面目な筆陣は、單り公娼派に對してのみならず、一般社會に對しても一大警鐘となり、時に反省自肅せしむる所があつた。

縣會計課の紊亂と筆禍問題

當時は官紀頗る緩み、綱紀の紊亂甚しきものがあり、長年勤續した縣會計課の一屬官某が二十數萬圓の大金を費消し、それが殺人未遂事件を惹起するに至つた如き問題が勃發したが、他の新聞紙は殆ど一片の報導に止めて、其の責任に論及する者はなかつた。單り我が群馬新聞は、斷然其の責任者たる知事、警察部長等の怠慢を難じ、其の責を負ふ可き事を痛論した所、縣は日中多數の警官を派して我が社を包圍せしめ、嚴重なる家宅搜索を斷行して市民を驚ろかし、遂に一部の原稿を押收し、加藤主筆及び宮崎發行人兼編輯人を官吏侮辱の罪名の下に公訴した。茲に於て我が社は、更に筆を改めて、益々其の不法を攻撃した。當時縣は綱紀頗る緩み遂に如上の事件を生ぜしめた様な状態であつたから、縣民は大に同情を我が社に寄せて、販賣紙數は俄かに激増した。以後縣知事及び警察長官と我が社との対立抗争は激化し、後幾もなく知事、警察部長等は更迭され、凱歌は群馬新聞に揚つたが、

其の犠牲として加藤主筆と宮崎發行人とは各二ヶ月の禁錮に處せられた。此の事件以後群馬新聞の威力は頓に昂揚し、漸く縣内に認めらるゝに至つた。當時予は深く考へた、破邪顯正の筆劍を揮つて降魔の大業に突進するは、新聞紙に與へられた一大使命である、唯單に報導機關を以て甘んずるならば予如きが微力を盡すの要は無い、と。世を擧げて惰眠を貪り、官紀は緩み綱紀肅正の聲のみ徒らに高くして其の實揚らす、縣の一屬官にして二十數萬圓の大金を費消したといふ、彼が平素の豪奢なる遊蕩の生活は、薄給の一屬吏の爲し能はざる位の事は、警察當局の夙に承知すべき筈のものであり、殊に長く縣の出納吏を勤續し、市民の口の端にも屢々上つた札付の人物である、尙其の數日前に於て事件發覺の端緒は暴露し、會計課長は今更の如く驚いて秘かに調査を始めたので、彼は豫て出入して居た株屋に罪跡を轉嫁抹消する運動に上京したが、警察はそれを野放しにして警戒を加へず、遂に彼は同夜課長宅に押しかけ、課長に對し殺人未遂の大罪を敢行した、實に驚ろく可き事件であつた。否驚ろくべきは、當該事件よりも當局の怠慢振であつた。知事は其の部下の取締に就て、亦警察部長は其の當局として、其の部下と共に當然責任を負ふ可き筈なるに、恬として顧みず、自分等を侮辱したと云ふ微罪搜索の爲に日中多數の警官を徒らに動員して新聞社を包囲し、市民に一大衝動を與へた、

官吏が自己個人の爲なら斯る大騒ぎを敢てして、縣民の血と汗により納入した二十數萬圓と云ふ大金費消並に殺人未遂罪を犯したる大罪人を放任して顧みざるとは、何たる失政であるか、偶々群馬新聞が縣民に代り問責したのは當然の事であつて、彼等が少しも反省しなかつたのは、實に言語同斷な事で、當時の官吏が如何に無責任無反省であつたかを顯著に暴露して居る。從來穩健であつた我が群馬新聞の方針は、弛緩した一般社會と殊に官界に對して、餘りにも效果の薄弱であつた事を痛感したので、爾後方針を改め、強く、堅く、各方面に反響を喚び起す可き一大攻勢に出づる事とした。そこで先づ高崎市長の奉迎費濫費事件、多野郡長の失政事件、某製絲會社主の多數工女凌辱事件、某富豪の家産横領事件等、矢繼早に登場させた。高崎市長某は、其の所管郡長を通じて、其の非を改めて更生する事を誓つた。多野郡長も其の失政を改善實施を誓つて實行した。然るに某製絲會社主は頑強にして容易に改悛の實を示さず、仍つて其の事實を摘發したので大多數工女の父兄が大に驚き、殆ど全部解雇を要求して歸郷し、爲に工場は自然閉鎖の止むなきに至り、遂に地方有力者を以て工場主を隠退せしめ、嗣子が代つて工場を監督すると云ふ條件實行の下に筆を納める事となつた。更に某富豪の資產横領事件は、既に近親者の訴訟事件に迄進展して居たが、我が社の筆誅に依つて富豪の屈服とな

り、遂に和解が成立して訴訟を取下げた。大體以上の如き官公吏及び地方有力家の暴行、富豪の横領等凡そ一般人の爲すを恥とするが如き邪道を是正し、其の解決方法も公明にして毫も私議を許さず、孰も反省實行の誓ひに本づいたものであるから、其の效果は歴然たるものがあつた。凡て事件の記事は、中央及び地方の各新聞紙にも轉載されて、世間の衝動を捲き起した。田舎の新聞記者輩の中には、往々にして其の記事を亂用して恐喝取財の種にする惡徳漢もあるので、其の頃の事、或る有力者は暮夜私かに予を訪問して多額の寄附金を提供し、以て記事の中止を申込まれたものがあつたが、予は其の不心得を諭し、予は金錢の爲に新聞を發行して居るのではない、世の罪惡と戰つて改過遷善の實を擧げしむる事が出來、社會が改善されたならば、予の使命は達成されたものである、記事關係に由る寄附金提供の如きは斷然謝絶する旨を懇ろに説明したので、其の意を諒として辭し去つた。當時警察官は、予等の非行を摘發せんとして虎視耽々として居た時代であるから、若しも予等に些かの疑をも容るゝ餘地があるならば、假借なく摘發されるであらう。が予等は、其の隙を與へなかつた。斯く世人は群馬新聞を評して、あれは上州の長脇差だ、弱者を虐げる者があれば、群馬新聞に往け、彼は強者を挫くであらう、公正なる審判を與へるであらう、と云つた。

公娼設置の運動者等も、廢娼派が言論機關を有たなかつた時代は、縣下總ての新聞紙が公娼設置の禮讀者であつたから、如何なる醜惡の運動を行ふも看過されて居たので、誰に憚る所もなく横行闊歩したのであつたが、群馬新聞の出現に逢つて頗る狼狽し、警戒に警戒を加へて地下運動をする様になり、從つて其の效果も顯著ならず、暫らくは殆ど冬眠の状態に陥つたのであつた。

斯くする内に、新聞社の經營は追々困難となり、長年月の戦闘に勢力も甚しく減退して來た。予は其の頃春蠶に於て成繭七百餘貫を收穫したが、其の賣上金の大部分は新聞社の毎月の赤字に補填したるも尙足らず、缺損額は増大の一路を辿り、時としては用紙購入金や月末の支拂にも窮する仕末となり、松宮氏の如きも無報酬で働いた上に、時には耕雲堂の書籍雑誌の賣上金を新聞社の出費に補填し、元賣捌店への送金が出来なくなる様な事も珍らしくなつた。爲に本家から新聞社を辭退せよと勸告された事もあつた。其の困難な財政を抱えて店舗を守る夫人は、主人松宮氏と本家の中間に立て窮地に陥り困つた事もあつたが、予に對しては何時も毫も不満の色を見せず、反つて予の勞苦を慰め、敢闘を激勵してくれるので、時に予は其の温情に對し涙を以て感謝したのであつた。主幹たる松宮氏は寡黙の人で、債主に追窮されても、職工に不平を言はれても、唯黙々として堪忍の一二字を

守り、熱意を以て事業に精進して居たのであつた。一日廢娼派の政客たる友人某が、其の經營の困難に同情して二三の同志と共同經營の斡旋をしてくれた。當時公娼派の運動も稍や沈靜の状態であり、予も松宮氏も共に非常に疲勞を覺えて居たので、其の友人等の好意を謝し、共同經營者の代理人として三井某氏を入社させ、社務に當らせる契約を締結し、予等は少しく休養を取る事にした。然るに三井氏は、其の友人等の好意に背き、社業を種に専ら私腹を肥すの手段を探る様になり、追々魔手を伸すに至つた。

社内の紛争と訴訟問題

新聞社の總ての方針は其の儘踏襲する事とし、印刷機械器具其の他の物件は予の所有の儘にして、新聞發行は代表者が經營する事とした。折柄前橋區裁判所民事部に予等同志の弟某氏と外一名が検事試補として赴任した。然るに此の同志の弟某氏は、豫て三井氏とは知己の間柄であつたが、東京遊學時代には頗る遊蕩兒で、藝妓との醜關係があり、検事試補として前橋へ赴任するや其の藝妓が後を追うて來た。若しそれが暴露すれば免職となるので、其の善後處置を三井氏に頼み相當多額の手切金を

出して解決した。三井氏は、後日之を何かの役に立たせる事を豫期してゐたのであつた。予は豫て新聞社の印刷機具の購入資金を或る銀行から借受けて居たので、經營者の交替に際し改めて擔保として登記した所、三井氏は検事某氏と密謀を廻らし、予を冒任罪として前橋區裁判所の民事部へ告訴した。其の掛は新任兩檢事試補であつた。一日予と宮崎氏とは證人として召喚され、各別個の廳内にて同時に訊問された。其の訊問最中兩檢事は、廳の出入口に錠を下して打合せの爲退席し、暫らくして席に戻り訊問を續行せんとした。其處で予は、被告人でもない自分に對し、不法監禁を爲した理由を反問した所、檢事試補は大聲疾呼して威嚇した。予は益々其の不法を詰つて、訊問に應じなかつたので己むなく歸宅させた。茲に於て該事件は、翌日他の新聞に大々的に報導され、其の翌々日予と宮崎氏に對して拘引狀が發せられ、前橋警察署に其の執行方が命令された。然るに當時警察署長は予等の行爲を知悉して居たので、其の命令書の不備の點を指摘して一旦裁判所へ返戻した。それが地方の新聞を初め中央の新聞に迄も掲載された。前橋在住の辯護士協會は、此の問題につき臨時會議を開いて協議の結果會長より其の不法を裁判所に提起した。時偶々裁判所長は、地方出張所巡視中であつたが、急遽歸所して該事件を區裁判所より地方裁判所の豫審に移し、從つて掛檢事も交替された。各新聞紙

は、三井氏と某検事試補との醜關係を摘發する迄に及んだ。其の後予と宮崎氏とは豫審廷に二三回召喚されたが、其の眞相が明瞭になつて事は済んだ。而して其の検事試補は他縣に轉任を命ぜられ、後收賄の爲免職された。予は、茲に於て代理辯護士をして印刷機具引渡の訴訟を提起し、其の間自分等の機關たる群馬新聞から捏造記事を以て攻撃され、反つて他の新聞が予等を擁護して反駁する云ふ珍現象を出現した。そこで予等は急遽計畫を立て別に新聞を發行したが、他の印刷所は義俠的に其の印刷を引受けてくれた。三井氏は、群馬新聞の題號を登錄して對戦したので、予等は前橋群馬新聞と題した、而して再び松宮、宮崎兩氏を初め關係の同志は社務に當つた。予等は三井氏を攻撃しなかつた。

三井氏は、該檢事試補と密謀して、予等を冒任罪に陥れ、印刷機具其の他の物件を強奪せんと企圖したのであつた。斯くて此の係争は半歳に及んだ。共同經營を約した友人等も、事の眞相が判明したので、同志徳江氏を仲裁として和議を申込んで來た。訴訟事件も予の勝訴となつたので、結局三井氏は退社し、再び予等は元の新聞社に復歸して經營に當つた。時恰も日露戰爭勃發の際であつた。

日露戰役と我が社の奮闘

曾つて我が國が日清戰役に於て高價なる血の値を以て獲得した遼東半島は、露國が獨佛二國を誘つて干渉し、遂に清國に還附するの餘儀なきに至らしめられ、反つて露國自ら九十九年間借款の名目の下に横奪したのであつた。我が國民の憤慨は其の極に達したが、如何せん當時我が國の實力は即時之に應酬するに足らず、涙を呑んで屈伏し、爾來臥薪嘗膽の十年を過した。然るに露國は西比利亞鐵道を滿洲に延長し旅順口に難攻不落の要塞を建造して、益々我が國を壓迫して來たので、我が國は興亡の岐路に立つに至り、遂に一大決心を以て奮起し、日露戰役となつたのである。茲に於て予は、盡忠奉公の赤誠を獻ぐるは此の秋ぞと思ひ、新聞報國の一大覺悟を定め勇猛に敢闘する様に、松宮氏を初め社内一同の團結を固くして事に當つた。斯くて我が社は、報導機關として敏捷に活動し、常に縣民の賞讃を受けた。戰況の報告、號外の發行等は毎に他社に先んじ、號外といへば群馬新聞と云はれる位であった。

然し社の經營は容易でなかつた。一般財界の不況はどん底に陥り、爲に新聞社として唯一の收入の

廣告が激減したところに、號外發行の爲通信費は膨脹し、紙價は殆ど倍額になり、社の會計は甚しき赤字を生じ、財政の困難は其の極に達した。予は、借金をして其の補填に努めたが、主幹たる松宮氏が經營上の困難は言語に絶し、社内一同重大なる決意を以て局に當り、頗る緊張した氣分にて一致協力して事に處し、其の痛苦に堪えた。

第三次公娼設置運動

當時、日露戰爭の爲に國內は擧げて悲壯な覺悟を以て起つてゐたのであるが、然うした際にも利慾に目の無い公娼設置派は地下運動に餘念なく、縣下都會地の議員を買收して、公娼設置の建議を物にしようとする運動を起した。彼等は先づ利權屋の巢窟と目されて居た高崎市に於て其の運動を始め、遂に明治三十八年十二月高崎市會に於て公娼設置の建議を可決し、翌三十九年十月には更に其の具申書を知事に提出するに至つた。其の理由とする所は、高崎市は陸軍第十五聯隊の處在地であるから其の必要は急を要する、と云ふのであつた。續いて前橋、沼田の二ヶ所から區長總代の名を以て知事に上申書を提出した。更に高崎市は市參事會員等を縣廳に出頭せしめて直接知事に陳情し、又前橋、沼田

の有志等も知事に屢々面陳する等、運動は益々猛烈になつて來た。殊に當時前橋市會は、明治四十三年に近接各府縣聯合共進會開催の豫定であつたから、其の論議は頗る沸騰した。公娼派は其の機會を見遁さず、一部の議員は公娼設置の決議案を市會に提出するに至つた。時に市會議長は我が同志の人徳江亥之助氏であつたが、議會の形勢は公娼設置派が多數を制し、議長に對して其の案の附議を強要するに至つたので、徳江氏は斯る醜惡な問題を前橋市會に於て決議するを潔とせず、該提案を拒絶し斷然職を辭した。然るに市會の多數は反省の誠意なく、反つて副議長大澤氏を推し、遂に多數を以て之を決議して知事に意見書を提出した。前橋市長も又、市參事會長として同意書を添付するに至つた。

そこで予等は、新聞紙上に於て其の理由の誤謬を指摘し、且つ公娼設置派の内面暴露の戰法を以て之に反駁を加へた。更に群馬青年會は前橋市に島田三郎、南條文雄兩氏を聘して大會並に演説會を開催する事とした。然るに公娼派は各劇場に手を廻し、何れも使用拒絕の戰法を取つた。單り前橋劇場の管理者野中倉吉氏は、公娼派の卑劣なる行動に憤激して無料貸與を申出られ、大會は無事開催せられ滿場一致を以て公娼設置反対の決議をなし、引續き演説會も超満員の盛會にて破るゝ計りの拍手裡

に散會した。亞いで高崎市民有志及び多數婦人の連署を以て公娼設置反対の陳情書が提出されたのを始めとし、前橋市の基督教婦人矯風會、碓氷、北甘樂、多野、其他各郡の有志等の反対陳情書が續々と知事の手許に提出され、殊に縣下の機業地たる伊勢崎、桐生の如きは、公娼設置が地方産業に及ぼす弊害を深く憂慮し、有力なる人々が斷然反対の強硬意見を知事に面陳する等の運動が起つて來た。此の間公娼設置派は、當時の前橋市會議長並に議員の一人をして知事に面談せしめ、其の採否の決答を促したので、知事神山潤次氏は左の如き答辯を以て、之が拒絶の理由を明かにした。

公娼未設置に對する縣知事の聲明

公娼非公娼は共に大なる社會問題として研究を要するものなれば、公益を思ふの士が衷心より主張する處は之を傾聽し参考に供す可き事なれども自己の德義心を衒はんが爲若くは私利の爲め之を論ずるは唾棄す可きなり而して當局は此の問題に付ては充分先覺者の議論を聽き且つ研究を重ねたる上採否を決す可きなり之を共進會會期前に於て決定するが如きは斷じて爲さざる處なり況んや共進會準備として之を設くるが如きことは絶対に出現せしめ得ず然も此問題は本縣と惡因縁ある問題にして其採否何れに決するも縣民に大波瀾を生ず可きは當然なり来る可き共進會は勿論舉縣一致之れ

に當らざる可からず此大事業を控え居る今日俄に此の波瀾を起す可き問題を決せんとせば爲に縣民歩調の一一致を缺き共進會事業に頓挫を來すべく尙現狀に於て採否を決せざる特別の理由無きに因り徐に研究と考慮を加へ充分先覺者の意見を聽きたる上にて決せんとするものなり故に直に設置の意嚮を有するものに非ず

以上知事の明確なる聲明は、さしも執拗であつた公娼設置派をして屏息の餘儀なきに至らしめた。時は當に明治四十二年三月であつた。

公娼再設問題の終熄

本縣の廢娼問題は、明治十一年に端を發し星霜三十有餘年波瀾を重ね、時には縣下青年の大運動を捲き起し、或は縣會の解散となり、知事の轉任となり、一時は公娼設置の縣令が發布せられ、縣下の大反対運動を誘起し僅々七日間に於て知事の免官となつて取消され、血腥き戰陣に幾多の犠牲は拂はれ、之が導火線となつて全國に公娼廢止の運動が點火さるゝに至り、遂に中央に於ける大運動となつた。而して公娼廢止實施後の群馬縣各般の實績が、他の公娼存置縣に比して、遙かに優良なる

ことは幾多の事實に仍て例證せらるゝに至つた。爾來本縣に於て公娼再設の聲は跡を絶つに至つた。

斯して予が其の防止を任務とした縣下公娼再設運動は終熄し、日露戰役も目出度我が國の大勝利に歸し、強豪露西亞を屈伏させて終幕となつた。之で予の責務も、一應解除さる可き時が來た。松宮氏の如き九年に亘る努力奮闘に於て、予と共に一家の財政を窮乏に陥らしめ、身心の疲勞甚しく當に休養を要する時と成つたので、同志協議の結果、公娼廢止と風紀改善の旗印を其の儘敢闘する事を條件として、社の資産一切を主筆加藤徳重氏に無償譲渡して退社した。時に、明治四十年十二月であつた。

郡司大尉の講演と予の禁煙

予が十三四歳の頃、初めて店の硝子箱の中に金口つきの巻煙草が飾られた。予は、其の美しさに魅惑されて、それを手にして喫煙を始めた。最初は眩暈がして嘔吐を催す様であつたが、何時とはなしに馴れてしまつて、十五六歳頃には公然喫煙の惡習慣に浸つて居た。當時の青年は、一般に喫煙を普通の事と思つて居たので、敢て異とされなかつた。予は後日東京に遊學した時、煙草道具を賣拂つて

英和辭書を購入し、斷然禁煙したが、同室の予と同年の義叔父が喫煙するに釣り込まれて、何時しか復た喫煙する様になり、折角の禁煙は破られた。斯うして後は平氣で繼續し、段々大量になつて來た。

是より先、明治二十六年三月、海軍大尉郡司成忠氏は、報效義會を組織し、我が日本の北端なる千島に、北門の鑽輪を死守して外國の占領を排撃せんと企圖され、占守島迄二千海里の海洋を、木の葉に均しきボートを以て征服せんとする壯舉の門出を隅田川にて決行されんとし、恰も其の日は春季皇靈祭の祝日で、墨堤は人を以て埋められる程の群衆であつた。公私の團體は此の壯舉の爲に盛んに送別の催しを爲し、國內の新聞紙は之を大々的に報道し、郡司大尉外九十餘名の鹿島立を祝した。此の一行は、途中幾多の困難に遭遇し、數名は病に仆れ、或者は海洋の藻屑となり、大なる犠牲を出したが、郡司大尉と數名の人々は遂に占守島に達して永住の準備をした時、偶々日清戰役の勃發するに會ひ、郡司大尉は同志數名を残して召命に應じ、歸國して從軍した。明治二十八年秋、日清戰役は大勝利を以て媾和の成立を見、大尉は復び占守島に移住するの計畫を立てた。其の間大尉は日本全國を行脚して北方問題の講演をした。其の途次前橋へも來られる事になつたので、我等青年は、同氏を聘して其の講演を聴いた。閉會後、發企人十數名は、大尉を圍んで懇談會を催した。其の時會衆の一人は

大尉に『貴下が内地に歸還上陸された時、吾等青年を見て如何なる感想を抱かれたか』と質問した。大尉は之に答へて『自分が神戸へ上陸して初めて市内を散歩した時に目についたのは、未だ年の若い少年がシガーレを口に銜え乍ら闊歩して居る姿であつた。予はそれを見た時、我が國は今財政豊かならず、從つて軍艦の製造も思ふに任せず、爲に北門を守ることも充分でない、吾等一味は一大犠牲を拂つて之に當らんとして居る。然るに内地に歸つて見れば、是等の少年が高價なシガーレを平氣で徒らに消費し乍ら闊歩して居るとは何事だ、自分は思はず其の少年を殴り倒してやりたいと云ふ興奮を禁じ得なかつた』と、頗る激昂した容姿を以て語られた。其の時予は、當に予自身に對して言はれて居る言だと痛感した。而して予は、其の夜から斷然禁煙を決行した。爾來予は、之を繼續し、更に信仰生活に入つて、現今に至る迄實行して居る。予は此の事に於て、常に郡司大尉に感謝して居る者である。

鎌毒事件と田中翁の禁煙

渡良瀬川は、其の水源を栃木縣足尾山に發し、群馬縣と栃木縣との縣境を流下して利根川に注ぐ河

川である。此の水源地足尾山は、有名なる古河家の經營に成る銅山である。最初は發掘量も少なく、之が精煉にも下流に被害を及ぼす程の事もなかつたが、年を逐うて事業の擴張と共に銅鎌の洗煉が多量となり、鎌毒を包有する沈澱物が洪水の度毎に渡良瀬川に流下し、下流の田畠に氾濫して漸次被害が劇しくなり、明治二十三年八月の洪水は激甚を極めて稻作の被害甚しく、其の面積も廣範圍に涉り、被害農民は遂に座視する事能はず、之を群馬、栃木兩管轄縣廳に訴へ出でたが容易に解決の道が立たなかつた。之を見た田中正造代議士は黙過する事能はず、議會に質問書を提出して政府に肉迫した。農民の中には、鎌業主たる古河家から些少の見舞金を振り撒かれて泣寝入になつた者もあつたが、其の洪水の慘害は年々甚大となり、到底古河家の見舞金位では償はれない計りでなく、追々耕作地が荒廢に歸し、兩縣被害農家は生活が頗る困難になつて來た。殊に、最初から此の問題を重大視した田中正造氏は、帝國議會に屢々此の問題を提出して、鎌業停止並に防毒除害施設、及び被害地免租の儀を絶叫したけれども、初めの内は政府初め一般人も餘り此の問題に耳を藉さなかつたが、追々其の害毒が激甚となり、農作物は著しき減收となり、甚しきは收穫皆無の土地さへ顯はるゝに至り、被害民は遂に忍耐が出來なくなり、明治三十年三月下旬多數農民が結束し、大舉上京して直接政府に訴

へ様と云ふ事になり、三千有餘名の者が押出した。栃木縣警察當局は極力阻止鎮壓を加へ、憲兵までも出動すると云ふ大騒動を演出したが、容易に解散させる事能はず、被害民の陳情隊は有ゆる障礙を突破して前進を續け、遂に時の農商務大臣榎本氏に面接し實情を陳述して歸國した。併し事は容易に解決を見ず、越えて明治三十一年二月下旬、又々三千餘名の者が直接請願の爲上京するに決し、途上甚だ嚴重なる種々の制壓を蒙つたが頑として退却せず、偶々埼玉縣岩槻町では、郡長、町長、町の有志等の頗る同情ある待遇を受け、一夜を其の地の寺院に明かし、其等の人々の懇切なる取成で、總代人七十五名を上京せしめ、他は歸村した様な事もあつた。だが、事件の解決は容易でなく、兎角する内に同年秋の洪水で被害は一層激甚を極めたので、更に第三回目の上京請願運動を企てた。其の時の參加人員は約一萬人に達したが、途中警官に阻止せられて利根川を渡り得なかつた者が約半數あり、約五六千名は警戒を破つて帝都に向つた。此の報を耳にした田中正造翁は、病軀を押して東京より駆け來り、途上にて被害民に會ひ之を説諭して歸國せしめ、總代人五十名を選んで政府に陳情せしめた。田中正造翁は、議會毎に此の問題を引つ揚げて奮闘を繼續したが、政府の誠意ある答辯に接しなかつた。それが爲に被害民は一層激昂して、強固なる決意の下に第四回の上京運動を計畫した。時は

明治三十三年二月であつたが、參加者は五千餘名にして館林を過ぎ川俣に至りて利根川を渡らんとするに際し、頗る强硬なる警官隊の阻止に會ひて前進する能はず、加ふるに多數の負傷者をさへ出すに至つたのであつた。而して其の主動者と目せらるゝ者を續々捕縛拘禁すると云ふ一大紛擾を現出したので、上京運動は挫折し、附近の寺院は負傷者の病院に化すると云ふ殆ど前代未聞の珍事が演出された。世に川俣事件と稱され、警官の拔劍事件として、諸新聞紙が此の暴舉を攻撃した。予の群馬新聞に於ても社員を特派して詳細に報道し且つ論難した。然るに警官側は、反つて被害民側の有力者等を前橋地方裁判所檢事局に告發し、官權亂用の横暴を敢行したのであつた。第一回の告發者八名、第二回の告發者二十六名であつた。而して最も奇怪なるは、其の告發者が群馬縣各警察署長の總連名であつた事で、如何にも當時の警察の亂暴振を發揮して居た。更に當時の中央官權が、如何によく金權を擁護し、地方警察をして斯る暴舉に出でしめたかを察知する事が出来る。而して是等被害陳情民中の有力者數十名が兇徒嘯集罪てふ名目の下に前橋監獄に呻吟するに至つたのは時代の權勢として見る可き事であつた。予も屢々出張して被害地の實狀を調査したが、足尾鑛山は、鑛毒と煙毒の爲に全山荒廢して殆ど草木なく、附近一帶の山々の樹木は枯れ、降雨毎に土は洗ひ流されて亢山と化し、爲に秋

季豪雨の際は忽ち大洪水となるのであつた。而して足尾礦業所は、平時礦石の洗礦作業に依る有毒の泥土が、其の不完備なる溜池を溢れて下流に押し出し、渡良瀬川沿岸一帯の土地に被害を與ふるのであつた。當時政府の之が除害設備に對する命令も型計りのものであり、且つ被害地救濟の方策も立てられず、被害民が如何に其の慘状を訴へても殆ど顧みられない實状であつた。地方廳に強訴しても寸毫の効果もないのに、己むを得ず直接中央政府に肉迫したのであるが、衆議院に於ける田中代議士の熱血溢るゝ論難も容易く其の効を見ることが出來なかつた。今日より見れば、斯した被害民の運動は、眞に同情すべきもので、當時既に國內の輿論となり、是等の被告人の爲に中央と地方の一流の辯護士八十九名が奮つて辯護の勞を執られる様になつたのも又當然の事で、如何に天下の同情が被害民に寄せられたかを知るべきである。斯の事件の爲に、田中代議士は前橋市油屋旅館に滯留して、公判の度毎傍聴席に其の雄姿を現はされた。其の公判廷で大欠伸をしたので、官吏侮辱罪に問はれて被告人となつた事があつた。一日予は、一二三の青年と共に田中氏に面會を求め、市内に於ける青年會主催の演説會に出演を懇望した。ところが同氏は、深く考へ込んでしまつて即答を與へられず、其の諸否を翌日迄保留される事となつた。予等は頗る奇異に感じたが、翌日訪問の際は、出演を快諾された。而し

て同氏は、當日演説の冒頭に於て、予は諸君の代表者から出演の招請を蒙つたが、予は元來幼年者喫煙禁止法を議會に於て制定した一人である。然るに予は現在喫煙をして居るので、諸君の前に立つ資格が無い事を深く考へさせられた、故に之を承諾するに就ては深く考慮を廻らし、昨日限り斷然禁煙を致し、漸く今日諸君の前に出る事が出来る様になつたのであると述べられた。如何に同氏が良心的な人で身を持つるに眞摯であるかを思はせられ、一般聽衆に強く且つ深き感銘を與へた。翌日予等は、同氏に謝意を表する爲に訪問したが、遂に謝儀は受けられなかつた。予はそれから以後田中氏と懇意になり、後日島田三郎先生の邸で屢々面會した。ある日田中氏は『森川さん、僕は弱い男で又烟草に敗けて喫煙をする様になつた』と述懐された事があつた。しかし晩年再度禁煙を斷行された、偶々東京の電車の中で、菅笠に蓑を着て居られる翁に會つた時、予に『とうぐ～又煙草に勝ちました』と告げられ『今度は生涯勝ち續けます』と云はれた。聞けば翁は當時、基督教の信仰生活に入つて居たのであつた。斯して足尾の鑛毒事件は、田中翁終生の事業として正義を強唱し、被害民の爲に爲政家の暴戾に對抗して其の一身を献げたので、翁の至誠眞摯の生涯は、眞に大なる教訓を吾等に學ばしむるものである。而して足尾の鑛毒並に煙毒の問題は猶現存して居る。爲政家に於て之が除害施設の

完成と根本的救済策の確立とを怠らんか、再び大被害事件を惹起す時が有るであらう。大に心す可き事である。

京都博覽會と關西旅行

明治二十八年四月初旬の某日、予は突然關西旅行をする事となつた。それは予が小學校時代の校長であり、最も愛好された同郷の先輩で、當時佐波郡役所の主席書記をして居た小暮東策と云ふ人が、偶々郡の要務を帶びて京都市に開催中の全國勵業博覽會に出張すると云ふので、予に同行を勧誘された。時恰も養蠶準備時期で頗る躊躇したが、母は、絶好の道連れであるからと云ふので、頻りに予の旅行を勧めてくれた、而も明早朝の出發と云ふのであつた。我が郡は伊勢崎織物の產地で、而も其の織物の得意先の京都に於ける博覽會であるから、頗る馬力をかけて出品其の他宣傳にも力を盡したので、郡長としては、主席書記を派遣し、併せて平素勤勉の氏に對する慰勞の意も含まれて居たのであつた。之は、予に取りて、長途旅行の初陣であつた。京都に留まる事四日、博覽會並に洛中洛外の名所舊蹟を見物して同地を去り、亞で大阪を見物し、更に岡山に行き三吉野華壇に一泊した。此の行

の出發に際して、予と小暮氏との間に旅行方針を定め、汽車は三等、旅館は一等と云ふ事にした。其の時の三吉野華壇の宿泊料は一夜六十錢で、茶代と合せて七十錢であつた。京都から同郡の機業家門倉京四郎君が、是非同行させてくれと云ふので、斷はる事もならず三人旅となつた。思想觀念の異なる同氏の割込みに、頗る旅の興味を削がれたのは遺憾であつた。岡山を早立して廣島驛に下車すると、驛の開札口に物々しく警官が一々乗降客を取調べ居り、各名刺を要求された。予等の名刺を見て、旅行の目的其の他を訊問し、それより以西の旅行を許されなかつた。偶々日清戰爭の媾和談判に來朝された清國全權李鴻章が、下之關に於て吾が群馬縣人小山六之助（本名小山豊太郎）の爲に狙撃された事件が勃發したからであつた。予等は下之關迄行く豫定であつたが、茲で旅行日程の變更を餘儀なくされて、宇品港から宮島に廻り嚴島神社に參詣して吳港に出で、此の戰役に於て捕獲した軍艦鎮遠、平遠を見物して、四國に渡る事とした。之にも門倉氏の異議があり、小暮氏と門倉氏との間に争論があつたが、予の主張で門倉氏は同意する外なかつた。當時船舶の往來が必迫を極めて、時刻を豫定する事は出來なかつた。予等は、吳から三津濱に廻つた。其處でも来る船毎に滿員で、容易に乗船が出來なかつたので、多數の船客が旅館に充滿して居た。幸にして一日の滞在で多度津に航し、琴

平神宮に参拜する事が出来、そこで小暮氏は軍務を以て丸龜の師團を訪問し、大阪に着いて門倉氏と別れ、漸く師弟水入らずの樂しき旅行となつた。其處より畠傍の樺原神宮に参拜し、人力車を賃して壺坂越を通つて吉野に出た。時恰も四月十五日、吉野神宮の大祭日で、殊に櫻花は満開であつた。更に人夫を雇つて荷物を運ばせ、徒步で塔之峯に出で藤原鎌足公の廟に参拜し、同夜は其處の宿房に一泊した。翌日櫻井驛より汽車にて和歌之浦に出で、仲を利用して名所を見物し、奈良に一泊して名所見物をなし、伊勢の山田に廻つて三日市太夫次郎の宿宅に泊つた。當時其の家は上野國人の定宿につて居て、同家の印半纏を着た案内人を連れて参宮する事は、頗る榮譽であつた。内宮に於ては大神樂を奏し、外宮に参拜して、翌日名古屋に出で、東京に一泊して歸宅した。此の旅行はまことに愉快な旅行で、予に取つて利する所甚だ多く、見聞を廣める事が出来て嬉しかつた。

伊勢崎織物業組合の紛争と調停

群馬縣は、東部桐生及び伊勢崎地方は、織物の生産地として古くより其の名を馳せて居た。殊に我が伊勢崎織物は、明治初年頃より勃興し、明治十六七年頃より俄かに其の產額を増し、明治二十四五年

年頃には其の生産高も追々多額に上り、我が佐波郡を中心に、地方産物として頗る重要な地位を占むるに至つた。従つて組合を設け、製品の粗製濫造を戒め、實用本位とし原料並に染色に對し頗る嚴重なる検査を施して、専ら顧客の信用維持に専念した。然るに茲に時代の產物として、絹紡績絲の使用問題並に染色に對する植物性と礦物性使用との意見が、組合員間に對立する事となつた。偶々明治二十六年一月二十日施行の役員選舉に端を發して一大紛争を惹起し、縣知事初め各種團體の調停となつたが、容易に解決を見る事が出来なかつた。當時我が佐波郡青年有志に依つて組織された上毛赤心會と稱する團體があり、其の事務所を伊勢崎町に設けて居た。其の主なる會員は、鈴木友次郎、後閑平八郎、井下久馬、久保要藏、森川抱次、小林丈太郎、關口京次郎、久保田熊司、外二十餘名であつた。主として青年の風紀、地方問題の研究を目的として居た。然るに、此の織物業組合の紛争は、地方産業に關する大問題である關係から、本會も地方團體と共に調停に參加する事となつた。所が、此の青年團體の主張は、公正にして條理整然たるものであつたから、紛争兩派に敬聽された。予と小林丈太郎、關口京次郎の三名が委員として調停會に出席した。而して調停委員の間に意見の一一致を見る事が出來ず、激しい論争があつた。其の委員の一部に伊勢崎消防組の代表者があつて、事毎に予等の

意見と對立した。彼等は、理論の正否に關せず、現役員派を擁護する立場を固執した。で、予等は寸毫の假借なく其の不法を論駁した。彼等は、遂に暴力に依り予等を脅迫せんとしたので、更に其の暴戾を難詰した。予等の委員の一人關口氏は、體軀堂々たる柔道の有段者であつたから、若しも彼等が腕力沙汰に出でたならば、彼等を手玉に取つて遣らうと豫て手ぐすね引いて待つて居た。予等は、何れの黨派にも偏せず、公正なる立場を取り、地方産業興廢の大問題であるから、其の主張の誤れる者に對しては、堂々彈劾するの氣勢を示して居たので委員間に於ても重を爲して居た。流石の消防組の委員等も、遂に其の意氣に呑まれて沈黙する外なかつた。而して時々直接紛争兩派の重立たる人々に面談して、其の偏重せる誤解の説破に努めたので、兩派共予等の意見に聽從する事となり、頗る畏敬されたが、終に其の調停は成立を見るに至らずして沙汰止みになつたのは、甚だ遺憾であつた。遂に、同年二月二十日森村熊藏氏外百三十五名の組合員は脱退して、別に改良織物業組合を設立し、同年九月七日附を以て認可され、兩々相對峙するの奇觀を呈した。そこで隣接の桐生商工業組合は、兩者の間に立ち懇切に仲裁の勞を執つたので、兩者も遂に之を容れて調停成立を見るに至つたのは、同年十二月十一日であつて、地方産業の爲に祝賀したのであつた。

五 壮 年 時 代

伯父の永眠と南城家の入信

予の最も信頼した母の直ぐの兄に當る伯父は、前橋に在つて常に何かと世話をしてくれた。彼は、幼少の時多人數の同胞で、其の兄は他家に養嗣子となり、彼は弟を家督相續者とし、自分は幼少より前橋藩の重臣白井家に奉公して食祿を受け、別戸を立てた。當時藩士の家祿は容易に別家を許されなかつた、殊に微祿の南城家の如きは、他家に養子にゆくか、否らされば一生涯部屋住の俗にお冷飯として、獨立する事は難かしかつたが、彼は性剛毅にして潤達且つ頗る勤勉で、一生涯埋木になる事を甘んぜず、他家へ婿養子に往く事も欲せず、幼少の時から一大決心をして一家の創建を志さした。故に其の奉公振も極めて忠實で他者を挺んで居たから、主家に於ても非常に愛され重く用ひられて、遂に南城彦惣と云ふ一家を創建して貰ひ、同藩士中より妻を迎へて家庭を作つた。廢藩後彼は、前橋市内に於ける巨商連の結社した運輸事業の會計役に選ばれて就職し、傍ら住宅の周囲の畠地を購入して耕作し、養蠶も營んだ。彼は多くの兄弟中で、直ぐの妹の予の母が最も好きであつた。子供は六人在つたが皆女子であつた。生れる度毎に予の家に出産を知らせる手紙に『又女にて候』と認めて、頗

る遺憾の意を表して居た。多くの甥の中で繁く出入する予を、幼少の頃から愛好した。予も又、此の伯父を最も信頼して、何吳となく相談した。予の生存中は、予を嗣子としたいと云ふ考があり、其の妻の伯母も同じ考を有つて居たが、兄が夭折して其の希望は挫折した。而して予の家が、前橋に父母と別居する様になつて、其の間の親交は一層深くなつた。彼は、前橋の運輸會社が解散する様になつて退社し、其後は専ら農蠶に親しんだ。彼は頗る廉直にして、他の商社よりの招聘には應ぜず、後半生を農蠶業に専念した。日本武士の典型的的人物であり、計算にも長じて居た。少年時代から主家の家政に參割したので、計數に長じた事と思ふ。彼は、孔孟の教を崇敬した。其の頃は洋學萬能とも云ふ可き時代であつたが、彼は子女の教養にも、主として武士道に添ふるに孔孟の教を以てした。時に予と論争して徹夜する事あり、其の高聲に夜中家人を驚かした事もあつた。予に武士的感念を與へたのは、多く此の伯父であつた。彼は、明治二十九年八月蓄膿症に罹つたが、其の頃は醫術も幼稚にして對症療法が殆ど無かつたので、看護に手を盡したけれども、病狀は益々進んで危篤状態に陥つた。伯父は男子を有たず、養嗣子も未定であつたから、其の事を頗る焦慮され、常に予に對し満腔の信頼を以て後事を嘱するのであつた。漸く遠縁の家から長女に婿養子をする事に定まり、伯父は

安心された。然し六人の子女と妻を遣して現世を去るのであるから、同情に堪へぬ事であつた。予は後事一切の責任を負ふ事を伯父に誓つた。伯父は頗る満足の態であつた。予は、伯父の子女を妹として世話を事となり、伯母を母として後援する事となつた。伯父は、遂に明治三十年二月二十六日に永眠した。伯母や娘等の悲歎は申迄もない。予も大に落胆したが、伯母や娘等を勵まして葬儀を済した。後日予は、火葬場の煙突を汽車の窓から眺める度毎に悲哀を新たにするのであつた。其の時から伯母も娘等も、眞實の息子又兄であるとして、予に縋る事になつた。予も亦、伯父の在世時代より一層親密に交はる様になつた。後予が救世軍人となるに及び、此の家が擧げて基督を信じ救世軍人となるに至つたのも、神の深き御攝理が此の時代より胚胎して居た事と思うて感謝に堪へない。

妻の永眠と其の後

予の妻は、明治三十年五月四男を生んで良雄と命名した。前に記した如く、長男は二歳で、二男は四歳で夭折し、三男の三郎が健在であつたが、一人だけでは淋しく感じて居た所へ男子が生れたので、家族一同は大喜びであつた。然るに妻は、七月に至り急に病床に就いた。一體妻は至つて健康

で、生れて以來未だ醫師の診察を受けた事は無いと云ふ身體であつた。産後の肥立も順調であつたのに、急に病に襲はれたので、驚いて醫師の診察を求めたところ、腹膜炎で重症といふ事であつた。地方の醫師は勿論東京からも大家を聘して診断を受け、種々療養に手を盡したが、病氣は益々悪化するばかりで恢復の見込みなく、遂に危篤状態に陥つて、發病後僅かに三週間餘にして二十七歳で永眠した。彼女は、性極めて温順で、能く家事を切り廻し、家族一同から親愛された。殊に母は、非常に愛して居た。祖父母には一段と親しまれた。予等一家の悲みは甚だ深刻であつた。予は、幼き二兒を抱えて途方に暮れた。母は、彼女の病氣と聞いて直ちに駆けつけ、病中の看護、家事上萬端の世話をしてくれた。四男の乳兒は、母の病中牛乳と貢乳とで育てたが、深夜泣き出すと容易に止まないので、遂には予が懷中に抱へて屋外を散歩し乍ら子守歌で寝かす事もあつたが、妻の永眠後は、父と子と共に深夜を泣く事も少なくなかつた。葬儀萬端終り、寂しき忌日を待つ暇もなく、嬰兒を里子に出した。其の後は一層の寂寥を覺えた。當時予は深く考へた、曾て予は病弱の爲に遊學を中止して家業に就いた時代もあつたが、今は健康も恢復して頗る順境にある、今に至り晚學ではあるが、再び學を修むるの好機會である、幼兒は里子に遣り、三男は健全に發育して居る、家業は縮少して支配人を置

き、時々歸宅して事務を總覽する事にすれば遣つて行かれるであらう、と。そこで意を決して、父母の同意を得可く相談したが容易に許諾を與へられず、母は涙を以て予を思ひ止まる様に口説く。祖父母は、此の事を聞いて一層心配をする。親戚の人々も誰一人として賛成する者がない。親友からも無謀だと強く反対された。一面に於ては、予が使命と信じて居る縣下の廢娼運動が、當時頗る急を告げて居た。斯うした間に、其の決意を棄てざるを得ない事情になつたが、予は如何にも遺憾至極であつた、一生涯淺學非才を以て終るのかと思ふと、前途暗澹として光なく、容易に意を翻へす事は出來無かつた。然うして居る間に、里子に出して居た四男が重症に罹り、それを看護する爲に暫らく前橋の父母の家に滯在した。三ヶ月もかゝつて漸く快方に赴いたが、其等で時が段々と経過して、予の決心した事も一先づ中止する外はなかつた。翌年の春、予は一先輩の妻の妹、埼玉縣兒玉郡賀美村金久保の須賀幸七の三女志満を後妻として迎へる事となつた。それより以後予は、地方青年會の育成と廢娼問題とは、養蠶及び蠶種製造の外に、予の與へられた使命と感するに至つた。

青少年の教育

新聞社を退いて後の予は、専ら家業に従事する事となつたが、或る時養蠶に要する糞繩の購入方を從業員に命じた所、附近の農家には一束の糞繩も有たぬとの事であつた。予は不審に思つて、農家に糞繩一房も無いとは何うした事かと訊ねた。すると、近來農家が甚しく怠惰になつて、冬の夜長にも糞を糰ふ者は殆ど無く、殊に青少年は夜遊びに耽り、夜業などする者は無いと聞かされて大に驚いた。段々探知すると、如何にも農村は惰氣に満ちて居る。之は容易ならぬ状態であると痛感した。其處で先づ、歸郷の挨拶を名として、一夜予の家に、友人や壯年者等を招待した。其の席上、予は農村の現状と町民の怠惰の實状とに今更乍ら一驚を喫した事を述べ、之を改善するは壯年者各位の責任であり、殊に當時壯丁検査の際に、曾て小學校で學んだ事を記へて居る者が少ないと云ふ悲しむべき事實を附け加へ、之は主として補習教育の行はれて居ない結果であると話し、尙予が今度歸郷の挨拶として佐波郡長を訪問した際、郡長は、今後に處する予の仕事に就て聞はれたので、予は主として故郷の風紀の改善に力を盡したいと思つて居る旨を答へた所、郡長は、當町には曾ての宿坊時代の惡風が今尙残つて居て容易に改善されない、其が改善は寧ろ煎豆に花ではあるまいか、と言はれた事を語り、今晚お集りの諸君は柴町の有力者であるから、何卒今後其の衝に當つて貢ひたい、と要望した所、全

會一致で賛成された。そこで予の腹案を示した。

一一四

- 第一 柴町の壯年者の團體を結成し會員相互の智徳を養成練磨する事
- 第二 柴町の青少年に夜學校を起し 補習教育を行ふ事
- 第三 青少年補習教育夜學校は十月より翌年三月末に到る間日曜祭日を除き隔夜三時間宛開校し
十一月農繁收穫期は休校する事
- 第四 隔夜休校の夜は 必ず夜業を勵行し其驗として 翌夜登校の際必ず繩一房宛を携帶し是を蓄
積し置き翌春閉校の際に賣却し其代金は本人の貯金とする事
- 第五 青少年補習學校の生徒は男子にして小學校卒業後又は不得已小學校に通學せざる青少年と雖
も壯丁検査を受くる迄の間必ず就學する事
- 第六 壮年團體員は交互に夜學校に出席して是れが監督を爲す事及其團體員住居附近を一區域とし
て其の青少年夜學校生徒の平素の行狀を指導監督をなす事但し其區域は豫め定め置き各團體員の
監督部屬の生徒を責任を以て勤惰を校長に報告する事
- 第七 夜學校の月謝は當分無料とする事

同夜の集會者を以て壯年團體を結成し、名稱は柴町協同誠心會と稱し、委員を選んで會則を規定し、直ちに其の翌夜發會式を舉行した。一同大に喜び、且つ大に緊張して事に當つた。

會場には、予の家の蠶室の一部を充當し、當分總ての費用は予が寄附する事とした。校長は、名和村小學校より、柴町に居住する荻野藤太郎氏を依頼する事とした。更に一面に於て柴町の評議員會を開き、町規として、柴町に居住する青少年男子は、本籍者と寄留者とを問はず、必らず補習學校に入學の義務有る事とした。最初のうちは、青少年の雇主に苦情ケ間敷事を云ふ者もあつたが、實施後には、反つて從來の惰氣が一掃され、青少年が勤勉になつたので、自分等の考の誤つて居た事を知るに至つた。斯くて一期間の成績は頗る良好であつて、壯年團の協同誠心會員も監督の爲隔夜の出席と、自己部下の指導監督をする事と、下級生徒の教授を手傳ふ事に依り、教ふる者は教へらるゝ者との諺の通り、反つて自己の反省修練ともなり、一石二鳥の好結果を得ると共に、町民一般に對しても好影響を與へ、從來の怠惰の惡習は頓に一變するに至つた。之を見た名和村長初め、學校長、有志者等は、予を招いて講演を爲さしめ、其の翌年の秋冬期より村内各字に續々柴町と同一型式に依る夜學校が設立せられ、從つて青少年の風紀と共に、村民一般の狀態も改善さるゝに至つた。軽

て群馬縣は、柴町の修徳夜學校に助成金を與へて、之を奨励した。

由來青少年の教化事業は、専ら指導一點張で、後は殆ど野放しになつて居る、無監督の方法が多かつた。斯る遣方は、勞多くして其の效果の全からざるものである事を予は痛感して居た。故に、此の青少年補習學校に對しても、別に壯年團をして徹底した指導監督の任に當らしめ、其の結果は壯年團員自身に反省と好學の精神を鼓舞し、且つ部下を善導するの責任を自覺せしむる等、一石二鳥の好結果を擧げ、兼て農村一般の良風美俗を醸成する事を考へたのであつた。果して其の結果は、我が名和村の民風を改善し、頗る勤勉なる良村と化した。當時の村長大和李衛門氏の如きは、毎夜自ら藁繩を製作し、繩村長と稱さるゝに至る好模範を村民に與へた。尙此の各部落の補習學校は、其の閉校直前に、名和村小學校に集合して文學會を催し、學びたる成績の發表を爲し、各生徒は競うて其の優良の批評を受くる事を喜んだ。斯うして其の成績は、大に見るべきものがあり、近隣の町村をして追々之に範らしむるに至つた。然るに其の後政府は、青年補習教育の必要を認めて、青年補習學校令を發布し、全國的に之を實施せらるゝ事となり、我が名和村も此の令下に從來の補習夜學校を解散し、中央の名和村小學校に附屬して、夜學校を開設する事となつた。當時予は、之に反対した者であつた。予

は、青少年の教化は、指導と監督との併行に非らざれば、其の效果を擧げ得るものでない、殊に夜學校の教授は居住の部落に於て、其の長者の監督の下に行うて始めて其の成績は擧るのである、之を部落を離れた遠距離の場處に集中する爲に、監督不行届となり、學校通學の途中事故を起す事となり、更に日中の労働に於て相當疲勞して居る青少年が遠距離の通學に惰氣を生ぜしめ、徒らに時間を消耗し且つ無監督の爲に行動が無責任となり、從つて缺席者や生徒間の事故發生が多くなり、學級の編成、教授用材の整備、教職員の調整等の型式は、部落分散のそれより整頓されるであらうけれども、其の精神的方面と監督の不行届とは、佛作つて魂を入れざるものとなり、器械的の人間を造るだけの結果となるであらう、松下村塾の茅屋から偉大な人物を出したのも、又所由ある哉である。果せる哉、折角作り上げた補習學校の設備も、壯年會の監督事業も茲に休止となつて、中央集會の型式的教育の缺點だけが殘る事となつた。法令の下に行はるゝ事であるから、予は何とも手の出し様も無かつた。

六 地方改善之耕地整理

六 地方改善と耕地整理

水利組合と地方改善

明治四十年十二月新聞社を退き、専ら郷里に起臥する事となるや、名和村は予を學務委員に推薦し、亞而廣瀬桃木兩堰普通水利組合會議員に選舉した。此の組合は利根川の水流を利用し、前橋市及び勢多、佐波兩郡を合せて下流の水田約六千數百町歩に涉る灌漑用水を主として、其の他の水利事業を爲す地方稀に見る水利組合であつて、此の會議は縣會に次ぐ大なる吾が地方の重要な機關であった。予は大正十四年十二月迄引續き十八ヶ年間其の職に在り、其の内九ヶ年間は同會議長を勤めた。其の後昭和十四年十月再び同堰の重要問題が起り、選ばれて議員となり現在尙繼續して居る。大正七年群馬縣は、同堰用水取入口より引水して、縣の東部勢多、佐波、新田、山田四郡に於て新規に五千餘町歩に涉る開田を計畫し、名づけて大正用水と稱した。之には既設の廣瀬桃木兩堰水利組合の諒解を必要とするので、當時の縣知事中川友次郎氏は、先づ組合會議長たる予の盡力を求めた。予は、既存の組合地の灌漑に不利を來さざる縣の保證を確約する條件の下に賛成する事とした。勿論用水取入口主流の工事は、一切大正用水側の負擔とする附帶條件であつた。最初、森川は中川知事に買

收されたなど噂が立つたが、段々其の利害を明かに説明した結果、議員全部が同意した。そこで縣から廣瀬、桃木兩用水に對する保證書を交附する段取となつた。所が、當時此の大正用水工事計畫は、設計の結果其の費用が餘りに巨額になるので、當時の狀態として農林省の許可を得る事が出來ない爲に、一時沙汰止みとなつた。然るに大正八年に縣知事の更迭が行はれ、豫而横暴の稱ありし縣知事大芝惣吉氏は廣瀬、桃木兩堰水利組合には交渉なく、組合に不利なる設計の下に突然大正用水の工事計畫を斷行せんとしたので、組合側は大に憤慨して抗議を提起し、一面行政訴訟を提出せんとして、其の準備の爲予は他の委員等と共に屢々上京して大に奔走盡力した。さしもに亂暴な知事の計畫も、農林省の同意を得る能はずして又も中止され、水利組合は、會議の決議を以て予に感謝狀を贈つた。其の後予は、屢々農林省に出頭して、大正用水計畫に對し當局の反省を促した。

明治四十一年四月所得稅調查委員に選舉されて就任した。明治四十三年四月名和村村會議員に選舉され、大正十年四月迄引續き重任した。當時地方自治未だ進まずして、地方民の多數は之を理解する者至つて乏しく、予は、其の頃自治の模範村として全國的に推稱された靜岡縣の稻取村と千葉縣の源村を親しく視察し、歸つて講演會を催し村民に其の實状を報告した、之を傳聞したる隣村各地より招

聘され、地方自治完成の急務なる事を鼓吹した。

土地改善と耕地整理

予は、豫て地方農民の生活が、如何にも低級なる事を慨歎して居た。それには、彼等の生活の基本たる耕作地が舊態依然として些しの改善も施されず、現状に甘んじ、唯黙々として勞役に從事する許りで、如何にも情けない状態である。道路の如きも、縣道を除きては、迂餘曲折して不便極まりなく、殊に耕作道の如きは、唯眼前の個人慾から道路を削り落して、人馬の通行さへ困難を感じる程の狹隘にし、従つて肥料や收穫物の運搬にも、人の肩や馬の背を借らねばならぬ不便を其の儘に、非能率的で労力を無駄に費消して居る。水利の如きも何の考へなく、其の灌漑用水路は原始的で曲折極まりなく、通水頗る悪しくして水田に灌漑するにはなかなかの骨折である。田植時期に際して、互に水利の競争に血眼になつて、時には親類縁者の間柄に在てすら畦畔に於て大格闘を演ずる事が珍らしくない。又夜中水田の畦畔に不寢番をして居る人々を此處彼處に見受ける始末、此の非能率的労働では多くの土地を耕作する事能はず、従つて彼等の收入は薄く、頗る不利益を蒙つて居り、之を先天的因素

果と考へて居るなどは、餘りにも其の無知に驚かざるを得ない。此の不便不利の土地の改善は、先づ耕地整理から行ふ外に手段はない。然るに政府や縣の當局が補助費を出して獎勵しても、之を斷行せんとする氣魄なく、農村の保守的氣分には呆れる外は無い。是等は、町村に先覺者なく、當局者が斷行の勇氣を缺く所から來るものであると痛感し、此の事に深く留意して居たのである。而して予自身先づ之が解決の衝に當る可き筈であると堅く決心した。然るに當時我が地方に於ては、伊勢崎町北部に行はれた耕地整理が甚だ不結果であつた。其れは耕地の知識なき伊勢崎町の商工業者が監督の下に行つた事で、其の工事人も農民で無く、多くは土工人夫に依つて機械的に請負事業として行はれたもので、耕作上最も大切な表土も未熟な底土も同様に見做して、唯引均しを行つた爲に、大切な耕作土が底土の爲に天地されて表土となつたと云ふことで、斯うした土地に作付けされたら、稻も麥も満足な收穫を見ることの出來ないのは當然である。失敗の原因が然うした所にあると云ふ真相を知らぬ農民の多數は、耕地整理は土地を粗悪にする恐ろしいものだと云ふ悪評を立てたので、當時予の地方では、耕地整理に耳を藉る者は殆ど無かつた。然るに予は、此の時に當り、大正元年の御即位記念事業として、我が名和村の西部の柴を中心に此の事業を施行しようと企てたのであつた。が、予は、是よ

り先明治四十三年の秋、同町の友人栗原茂治、野村豊治兩氏に此の事を諮つた所、兩氏は頗る熱心に賛成したので、隣接部落の有志を會して相談すると、伊勢崎北部の耕地整理の失敗を引合に出して、應する者甚だ少なく、數度會合を重ねて要領を得ず、更に平素懇意にして居る村内での大地主西村參吉氏を説いて、稍や耳を藉す程度迄漕ぎつけた。そこで一夜、縣廳から耕地課長宮崎義香氏を招聘して話を聽く事にした。同氏はまことに溫良謹直の人で、懇切に訓話され且つ質問にも叮嚀に答へられた。更に既設耕地整理地區の視察に各關係部落の有志を誘つて親しく其の實況を踏査した。又一方には、栗原、野村兩氏をして、柴の泉龍寺所有の十數町歩の粗惡な畑地を一部は水田にし、一部は桑畑にする整理の實施をする事にして貰つた。それには新田郡の既設施行地に經驗のある綿打村の西村氏を依頼する事にした。之は、粗惡な土地が良田と成つて、多くの收穫を擧げる實績を示す標本にすることと、次に来る可き耕地整理作業の工事人の訓練を兼ねた一石二鳥の企てでもあつた。

大正元年はまことに不景氣な年で、失業者が多く農民勞働者は疲弊困憊して居る時で、人夫一人の勞銀は一日金三十五錢で、壹圓に白米七升を買ふ事が出來ると云ふ、現今から見れば夢の様な時代であつた。予は、斯る時代こそ土木事業を起して窮民救濟を爲す可きであると痛感して、一層決心を堅

くし、毎夜各部落に出張して座談會を催し、漸く話が進んだ。又、或る人は予を評して、「森川は口の人であつて事業の實務に當る人ではない」と陰口をきいた。斯くする間に、泉龍寺の耕地整理は殆ど完成して、田の稻が美事に結實したので、之を見た豫て會合した有志は、彌々本腰に耕地整理施行の決心が出來、組合が結成された。先づ最初に試みたのは、其の面積三百三町歩餘で、柴を中心北部阿彌大寺、北今井、東は堀口、南は中町、戸谷塚の六個大字で、南北に通する縣道を境とする以西、北は並川を以て區域とした。予が推されて組合長に、西村、野村兩氏が副組合長に、栗原氏は評議員の筆頭で工事主任となり、各字の地主の有志がそれ／＼役員に就任した。名稱を名和西部耕地整理組合とした。縣の耕地課より技術員が派遣されて測量に從事したのは大正元年の秋で、それ／＼の事務は分擔され、工事は大正二年の初秋から着手された。工事着手祝も頗る質素にした。縣は暫らく中絶して居た耕地整理の再興であるから、特別に力を入れ、之が事務の指導員として豫て勢多郡南橋村に於て實施した經驗のある金子角治氏が派遣された。氏は、まことに謹直な老農で、懇切叮嚀に指導してくれ、大に便宜を得た。最初工事に着手した當時は、一般區域内の農民に部分的請負をさせたが、不馴な爲に仕事が進捗せず、從つて工賃が低廉であるとの苦情が起つて、各部落の役員が一致

して、組合長たる予に工賃の値上を要求して來た。予は、豫て此の事の有る可きを豫想して、前年泉龍寺の耕地整理に於て経験を得させてあつた熟練せる人夫の仕事高を見させた。それは充分の能率を擧げ、従つて工賃も相當に受けて居るので、各部落の農民人夫をして其の仕事振を參觀せしめた所、大に悟つて努力する様になり、工賃値上の要求は無くなつた。予は、低利資金の借入を日本勸業銀行に申込んで豫定額を得た。外部に對する問題は、主として予自身が當つた。事務は野村氏が、工事は栗原氏と西村氏とが當つてくれた。工事は豫定以上の進捗を見た。區域内の農民は、追々工事に馴れて豫想以上の勞銀が得られるので、大に喜んだ。此の日短かに午前七時始業、午後五時終業を嚴守した。其の間怠業する者は一人もなかつた。而して土地の引均しは其の耕作者の分擔で請負はした。此の工賃は比較的多額に支給した爲、彼等は工賃以上に親切叮嚀に仕上げた。最も難工事は、嚴重なる監督の下に土工に請負はした所もあつた。最も苦情の出るのは、整理後の換地處分で、三角の土地等は何人も割當を受ける事を好まないから、斯した土地は柴では予が引受ける事とし、他の部落に於ては主として役員に引受け貰ふ事にしたので、其の苦情は何等の問題もなく解決した。

工事中各地からの參觀人は、殆ど毎日絶えなかつた。時に農科大學の教授が學生を引率して見學に

來られ、予に耕地整理に對する感想を問はれた事もあつた。予はそれに答へた『耕地整理は先づ第一に人を整理する事で、即ち人の和である。工事の如きは縣の技術者の指導に従つて行ふ事で、さしたる難事ではない。唯役員自身が己を空しふして組合員の利益を念とし、土地に愛を與ふる事が先決問題である。土地の革命であるから、少し位の犠牲は御互に忍び合ふ事である』と。予は、然うした精神であつたから、換地處分に於て問題の場所に對しては、組合長たる予の裁斷で解決する事が多かつた。整理後の土地に對し増歩したもの在其の所有高に按分して附與する事に、政府の指導方針として決定されて居たが、其の點に對しては、予は、其の處分法に反対の意見を有つて居た。組合員中土地を取得する事を望む者と、否らざる者とがある。然るに、土地の取得を望まさる者に、整理後に於て増歩の代金を支拂はせる事は無理である。組合員の所有高に準じて増歩の土地を強制的に割當てる結果、其の欲せざる土地の代金支拂が困難になり、結果組合費に滯納者を出し、組合事業の完成に支障を來すに至るは當然である。耕地整理組合の多くに未完成の場處があり、紛争を來して居る其の大部分は、此の費用滯納者を出す結果から來るのである。若しも増歩を其の區割毎に別に残して、土地を欲する組合員に競賣に附するに於ては、其の代金を以て整理費を償却する事が出來、猶剩餘を生ずる

事となる。勿論其の代金の還納方法は年賦償還として、低利資金の還納期日迄に完済せしむる方法を取る事にする。斯くする事に於て、増歩土地を取得せざる組合員は、其の所有土地に準じて配分金を取得する事が出来、増歩の土地を購入したる者は、低利の年賦償還に於て自己の希望したる土地を比較的容易に所有する事が出来、其處に少しも無理がない。従つて耕地整理事業の最も困難とする組合費の滞納は無くなり、且つ金利計算に於て組合の支拂高は少額となり、土地購買者の負擔する事になり、整理費は輕減される事になる。而して一般組合員は、耕地整理の利益が眼前に取得出来る爲に、其の恩恵に浴する事が判然とするのである。予は、此の點に就て、政府の指導方針に大なる錯誤のある事を指摘して反対したが、縣は政府の方針を盾に承認を與へないので、餘儀なく増歩土地均等割當の方法を取つた。爲に組合員の一部に組合費納入に困難をさせたのもあつた。工事は豫定期日以前に完了し、田植は其の時期に少しの支障なく終了した。耕作者は、初めて與へられた土地で、從前の土地と異なる長方形で整然として居るので、仕事は極めて順調に進捗した。道路の改善は總ての運搬を輕便にし、水路の改善は引水の喧嘩と畦畔の不寢番を解消した。整理施工後最初の耕作では、多少地面引均しに高低の場所もあつたが、それは元々耕作者銘々の請負工事であつたから、耕作者自身の勞た。

力を手直しで支障なく運ぶ事が出来、苦情を云ふ者は無く、耕地が粗悪になつた所も無かつた。初め水田に通水して田植が終了し、整然たる青田を眺めた時は、思はず快哉を叫んだ。而して長期に涉る勞苦も解消された思ひがした。殊に、工事中は、朝は早く、夕は晩く、予自身が整理地の監督に出場する事も屢々あつた。最初森川は口の人で事業の人ではないと蔭口をした者も、今は殆ど予に満幅の信頼を置く様になつた。此の事業の副産物として、地區内は勿論、地方一般に勤勉の風習が浸透した。

予は、此の事業に對して、如何なる場合にも、禁酒主義を探り、質素を旨とした。其の始業式に際して、縣廳の當局官及び郡役所の郡長とその吏員、村長等の來賓があつたけれども、祝賀として他より贈與された酒三升の外は、蜜柑と鰯、赤飯の外には何物も提供しないと云ふ質素振を示し、聊か集會者を一驚せしめた感はあつたが、此の方針で終始する一云ふ事を宣言した。組合役員の會合にも一滴の酒を出した事もない。時として餅や蕎麥や餡飴、赤飯等を馳走する事はあつたが、それも至極稀であつた。役員會は勿論、組合員の總會に於ても、凡て和氣藪々の裡に滿場一致の決議で散會した。時に何か苦情の申出があれば、大部分は予自身が其の應接に當つた。局に當る役員諸氏も、よく熱誠

を以て事に盡された。役員の改選毎に前任者の重任であつた。事務員は村内の青壯年者を以てし、主任野村副組合長の下に克く精勤した。一體耕地整理の事業たるや、人は其の表面に表はれたる土木工事に頗る關心を有つのであるが、實際の仕事は事務上の事が多いのである。各等級や價格の異なる複雜なる耕作土地及び道路、水路、官有、國有、民有等の雜多なる土地を併合して、新規に耕地、道路、水路、畦畔等を造り、それを所有せる新舊の土地に均分して利害を均等配分するのであるから、其の事務は頗る複雜多岐であつて、土木工事完了後尙數ヶ年を要した。

名和西部耕地整理組合は、斯る難局の時代に施行したので、縣及び郡の補助も相當多額を支給される事になつて、費用は頗る輕減され、且つ山林、原野の地價の頗る低廉なる土地の編入に依つて、組合内一般の地價は、整理法の恩典に浴し、從前の田畠に對して他の未整理地の約三割強の低下となり、田畠を通じて組合費は一反歩に對し約十四圓強を以て終了する事が出來た。増歩も約二十分の一強即ち五分強を得る事が出來た。政府及び縣は模範組合として表彰した。予は、後日大日本耕地協會及び群馬縣より表彰狀と記念品とを贈與された。

翌年引續き隣接地七分川耕地整理組合四十三町餘、柴耕地整理組合二十町歩等を結成して、予が組

合長の下に殆ど同じ關係の役員に由つて工事を施行した。兩者合して其の面積は約三百八十五町歩餘で、是等は多く山林の開墾、畑宅地の整理であつて、土木工事は頗る容易であつた。

同じ名和村の東部山王道部落は、是より數年前に一度整理を企てたが、土地の有力者間に感情の衝突があつて遂に中止した様なわけで、容易に再企の希望は無かつた。當時西部の耕地整理工事が美事に完了したので、部落民の間に漸く羨望の機運が漲つて來たけれども、一旦挫折した故障は容易に解消せず、予は屢々此の部落の有志を聞いたがなく、了解するに至らず、荏苒遷延して居たが、遂に一策を案じて、從前の計畫には無關係であった部落の青年會を動かしたので、彼等青年等が大舉して部落民の重立ちたる者を歴訪し、耕地整理の依頼をした。それで漸く其の部落の大勢が定まつた。それに就ては、接續地の豊受村大部分の編入が必要となつて來たので、予は豊受村に數回出張して、有志を訪問し或は座談會を催して勧説した。此の地方は、既に數年前一小部分の特殊耕地整理を施行して好成績を得て居る實驗があつたのと、村長杉本宗藏氏が熱心勧説したので、之が發企は比較的容易であつた。更に西北部に接續する本村地内の大字北今井と堇塚で合せて九十三町餘で、北今井は既に其の大部分の土地が西部耕地整理組合で経験済であるから、無論同意する事は明かであるが、其の北

部の大字韋塚は容易に同意しさうになかつた。大地主は大部分賛成するであらうが、一般農民の多數は應じさうにない。が、其處は用水路の咽喉で、其處が加入しないと水路の改善が出來ないとなるから、此の大字の賛否は東部の事業に對し死活問題である。更に西南部の接續地大字堀口と下福島であるが、堀口は既に西部組合にて一部試験済で、寧ろ率先發起する部落民の意思は明瞭であつた。但、下福島は一部分に難色はあるが、此の部落民大部分の住宅地籍が隣村豊受村地籍なので、諸事頗る不便を感じて居た際であるから、此の耕地整理を機會として地域の變換を行へば、本籍地の名和村に還元出来る希望があるので、其の點を明らかにすれば、寧ろ進んで應ずる事となるであらう。名和村の最南部の大字八斗島の部落は、利根川沿で大部分が畑地であり、且つ將に河川改修が施行されんとして居るので除外する事とし、其の他の名和村全部が區域に編入される事となる。殘るは單り大字韋塚だけとなつた。が、予は此の區域には土地を所有して居ないので、其の發起に盡力するだけであつた。屢々其の地の勸誘に出かけ、座談會等も開いて懇切に說いたのであるが、此處にも大地主に對する感情問題等があつて、多數の部落民が頑強に反対して居る。でも、他方面の協議は順調に進んで、彌々組合を結成する段取となつた。縣に於ても耕地課長を派遣して、韋塚の部落民に說諭したが、遂

に不調に終つたので、不得止同部落は強制執行を爲す事に議が纏つた。區域面積は五百餘町歩で、其の大部分が水田と宅地と畑地で山林原野を僅かに交へて居た。此の區域を甲乙二區に分ち、上部西北地の九十三町歩の區域を乙とし、其の殘餘を甲とした。然しそれは例の大字韋塚の大部分が反対者の有る強制地區で、此の地區の組合主任を得る事が困難であつたから、予が其の地位を引受ける事とし、大字韋塚の地主の土地を買受ける手續を取つて組合員となつた。

組合は、名和豊受耕地整理組合と稱して結成し、組合長には予の親友で山王道の醫師宮田左京氏が推され、予は副組合長となり、乙部地區の組合主任となつた。斯して出來上る迄には、隨分奔走盡力した。茲に於て韋塚部落の反対者等は大舉群馬縣廳に押寄せ、或は地方裁判所の檢事局へ告訴する等の大騒擾を演出し、何れも懇篤なる説諭を受けても容易に屈せず、屢々縣や裁判所に強請を繰返した。斯る内にも事業は追々進捗した。時は當に大正五年一月、既に一般經濟界の不況も稍や立直り、物價も昂騰し、人夫一日の勞銀は七十五錢となり、西部の土木工事施行時代に比し殆ど二倍以上となつた。工事及び事務の指導は總て西部耕地整理組合に於て從事した經驗者を以て充當したので、まことに好都合であつた。乙部の工事場には屢々反対者等の示威妨礙もあつたが、予が出張監督に當つて居

たので、敢て手出しをする者とはなかつた。其の内に、予が實際に事業を統督する事が知られて、部落民の反対氣分も追々薄らいで、予の自宅へ希望する事柄など内密に依頼に来る者もある様になつて來た。西部耕地整理で予の採つた公平無私の方針が、追々部落民に知れ渡つて、大に安堵した事に依つて緩和されたのであつた。

最初西部地區の整理當時は、農林省も縣も机上の空論に傾き、實務には頗る誤れる觀念に陥つて居た點も少なくなかつた。其の一例を擧ぐれば、農村の橋梁は土橋で澤山だ、コンクリート橋の如きは費用が嵩んで贅澤だと稱して、専ら木材使用の土橋の外に認可しなかつた。當時に於ける農界の權威者横井時敬博士の如きも、主として斯る意見を強調して居た。然るに實際遣つて見ると、木材使用的土橋や板橋は腐朽が速かで三年位で修繕の必要を生じ、後には修繕費が多くなり、其の價格の點から云つても、反つて土橋が高價につく事になる。之に就ては既に西部地區で實驗した所により、石材またはコンクリート橋が遙かに有利である事が判明したので、此處の地區では、最初からコンクリート橋を架設する事にした。西部地區の場合は、耕地第一主義を堅持した設計であつたが、今回は其の經驗により、交通方面に主力を注ぐ事とした。従つて道路は設計の當初に甲の箇所より乙の箇所へ通する

最も便利な位置を選んだ。總て學校中心に、縣道への貫通に意を用ひた。關係部落民が主として工事に當り、西部に於ての實驗を活用して總てを處理したので、何れの地區も頗る順調に土木工事は進捗して、豫定以上に早く完了した。葦川の幹線通水路の改修が最も難工事であり、地元多數の反対による強制施行の土地であつたから、最初は頗る危ぶまれたが、前述の如く、予が主任になつた事がよく知れ渡つて反対氣分が緩和され、工事も順調に進捗したので、豫定通り完成し通水する事が出來、組合内全部の田植に支障なく、組合員は満足と歡喜に充たされ、役員諸氏は其の勞苦を報ひられて安堵の思ひをした。

當時多數が反対した大字葦塚部落は、整理以前に於ては、道路が狹隘で米麥の搬出にも一駄二十五錢以上の運賃を餘分に支拂はねばならず、従つて穀商は餘り購入に入り込まないと云ふ不便と不利益とがあつた。斯る交通の不良は自然耕作能率を低減して、耕作不能の荒蕪地も此處彼處に存在すると云ふ有様であつたが、工事完了後は交通が良くなり、斯る不便が解消されたので、反対者の多數が加盟を申出づる様になり、結局二年後には全部が組合員となつた。

當時の名和村長大和李衛門氏は、予の先輩で頗る謹直の老農であり、事業の最初から最も盡力さ

れ、殊に自己居住部落の工事が滞りなく完成したのを見て非常に喜び、予の手を固く握つて『能くやつてくれました』と感激の涙を浮べて感謝された。予は、身に浸みて嬉しかつた。而して西部組合と共に事務も豫定通りに捲取り少しの支障もなく、充分效果を收めて西部に三年遅れて何れも終了した。之が記念碑を建設して、質素な祝賀會を催し閉業式を營んだ。

此の組合の面積は、第一區山王道其の他二百九十三町八反、豊受村分が百五十四町三反、第二區九十三町六反を合せて五百四十一町七反餘で、西部地區と合して九百十六町餘の當時稀に見る廣大な面積であつた。

是等の影響を受けて、縣下各地に耕地整理氣分が勃興して、之を實施する村が續出した。予は、各地の招聘に應じて出張講演した。又兩組合の從事員等は、各地の工事指導者として招聘された。現在我が日本は大東亞建設の大使命達成の爲に舉國一致の奮闘を續行して居る、別けても食糧増産は農家銃後の第一の奉仕として、農村手薄の今日、老も若きも男女の別なく子供迄が手傳ふ田植に於て、我が名和村は一村擧げて、共同作業が部落的に勵行され、團體作業が見渡す田の面に、幾隊も幾隊も一列になつて成されて居るのを見る時、整然たる區割の耕地が、彼等の能率の上に如何に便宜を與へて

居るかを知り、三十年の既往を追憶して轉た感慨無量である。(因に、此の稿を筆する時は昭和十七年六月三十日、當に田植の真最中であつた)

うかがひた。その間は、おまかせしておられた。子のことを心配されたり、おはなかられておられたことは、おもろかに思ひあつた。おまかせしておられたことは、おもろかに思ひあつた。

おまかせしておられたことは、おもろかに思ひあつた。おまかせしておられたことは、おもろかに思ひあつた。おまかせしておられたことは、おもろかに思ひあつた。おまかせしておられたことは、おもろかに思ひあつた。

おまかせしておられたことは、おもろかに思ひあつた。おまかせしておられたことは、おもろかに思ひあつた。おまかせしておられたことは、おもろかに思ひあつた。おまかせしておられたことは、おもろかに思ひあつた。

七村長就任

七村長就任の喜びは、おまかせしておられたことは、おもろかに思ひあつた。おまかせしておられたことは、おもろかに思ひあつた。おまかせしておられたことは、おもろかに思ひあつた。

村長就任と弊政改革

大正七年三月村長の満期となつた。現任大和李衛門氏は四期十六年間繼續就任し、其の間頗る治績の見るべきものがあつた。然し地方の慣習はしで、如何に良村長でも餘り長いと村民の間にも厭氣がさす、村會にも改選の氣分が濃厚になり、全員協議會が開かれた結果、村内の大地主西村參吉氏を推す事に大略話が纏まり、予も村會議員の一人として其の議に與かつたのであつたが、決定と共に所用あり後事を托して上京した。然るに歸宅して見ると、前の話とは打つて變つて、不在中予を村長に選舉して居たのであつた。予は驚いて、村會議員の參集を求め、辭退を申出でたのであるが、全議員が頑として應ぜず、甚だ困つた。予は當時、各種の要職に擧げられ、大正四年三月には郡會議員に選出され、蠶種業同業組合縣聯合會副組合長にも就任し、各方面に多忙を極めて居るので、再三辭退した。然るに予が強いて辭退すれば村會議員の全部が辭任すると決した。そこで予に如何なる希望ありて斯る重任を負はしむるか、其の眞意を質した所、村會議員は左の條件を提示し、それを果す事が出来れば何時辭任しても差支ないと云ふ事であつた。

第一 村政の改革

- イ 納稅の完納
- ロ 役場事務の刷新
- ハ 衛生事業の改善

第二 小學校教育の振興と青少年教育

そこで予は、村長就任に對する條件として、前任大和氏は専任事に當り精勵能く事務に枉掌されたけれども、予は多忙の身で役場に出勤する事は稀であらうが、其の點は前以て承諾を得て置きたい、と云つた。此の條件は直ちに承認され、予は就任する事となつた。役場吏員の間には、役場事務の刷新と云ふ希望意見があるから、恐らく吏員の淘汰が行はれるのではないか、殊に長く庶務主任をして居る筆頭書記太田福松氏の如き第一に槍玉に擧げられるのであらうと憂慮して居た様子であつたが、現助役滿期退任と同時に其の筆頭書記の太田氏を抜擢して助役に推薦し、他は其の儘として唯事務の所管を交替せしめた。村民は事の意表外に驚いた。新任太田助役は、其の優遇に感激して、從來の態度を一變して頗る精勵事に當つた。其の他の書記も兎角滯滯勝ちであつた事務が所管替に依つて氣分

が刷新され、各其の持場に勉勵する事となつた。予は、其の際吏員一同に集つて貰ひ、左の如く述べた「村長たる自分は諸君の了知せらるゝ通り、他の公務が多端であるから、兎角缺勤勝ちとなる、其の點は既に就任の際に豫じめ諸君を初め村民に均しく諒知を乞うてある所である、甚だ勝手の御頼みであるが、予の缺勤に對しては、諸君が協力一致して事に當り、其の缺點を補充して貰ひたい、更に書記が助役になつたので書記一人不足となるが、之は補充せず現在の諸君で間に合せて貰ひたい、其の一人の俸給は諸君銘々の俸給を増す事にしたから、能率増進主義で精勵されたい、殊に出勤退場等の時間を勵行されたい、村長の役場でなく、諸君の役場であると共に、村民の役場であるから、村民に對しては理解ある親切第一主義で應接されたい、太田助役は住居も近し常に精勵の人であるから、同氏を助けて事務分擔も協議の上で遺つて貰ひたい、事務繁忙の課に對しては互に助け合つて、事務を滞滯させぬ様に、役場全體を共同責任と心得て處理して貰ひたい、村長たる予に對して、諸君の希望する點は常に遠慮なく話して貰ひたい」と。以上は、予が就任に於ける挨拶の辭であつた。斯くて村會の希望たる役場事務の改善は直ちに斷行された。前任者大和氏は謙讓の人であつたから、兎角吏員に對しても遠慮勝ちで、所管事務の交替の如き殆ど行はれず、一面それは事務に通ずる便宜の方法

ではあつたが、其處に惰氣が生じ易く、他人の所管は安易で自己の所管は難事であるとの偏見が起り、従つて各持場に不平不満を醸成するに至り、結果は事務の滞滯を來す事となつたのであつた。殊に當時歴代の助役は名譽職の各字に對する均等割當を主眼として選任され、不適當な人物が唯節物的に席を占めた様な状態であつた。予は、常に此の點に着眼して居た。太田助役は性温良寡黙の人で、長く役場に勤続して居たので頗る事務に精通して居り、自然不適任の節物的助役に對しては無愛想になり、村長に對しても我儘者に成り、従つて他の部下の書記に對しては横柄になるので、周囲の誤解をも惹起する事となつて、太田役場であるとの蔭口を生ぜしめ、事務の滞滯は太田書記の頑張が根本である様に村會議員にも見られ、延いては村民にも悪影響を推し及ぼすのであつた。それが予の村長就職に對する役場事務の刷新てふ希望條件となつたのであつたが、予が此の真相を洞察して居たので、逆に太田書記を重用して助役に拔擢し、彼の手腕を思ふ存分に振はしめる様にした所、果せる哉、彼は予の優遇に感じて奮勵事に當る様になり、他の書記も常に不満に考へて居た所管事務の交替が斷行されて氣分を好くし、更に節物的の助役が無くなり、書記が助役に昇進する端を開き、一人の書記を補填せずして、其の俸給は銘々に分割され、昨日迄同僚であつた太田氏の指圖は不平であつた

が、今日助役としての太田氏の命令は自然であるから不平不満は解消するに至つた。之が予の村長就職の序幕であつた。村會議員初め村民は、此の意外の緒劇で薄か奇異に感じた様だつたが、役場内の空氣は更新されたので、第二刷新を鶴首して待つものゝ如くであつた。然るに其の後、新村長の予は豫て就任當時公表の如く、役場に出勤する事も甚だ稀で、殆ど何事も着手する氣配は見へなかつた。斯して夏は去り、秋は來た。村民の中には、予に對する豫望の當てが外れたかの感じを有つ者も出て來た。村會議員の中にさへ疑惑を含む者があつた。予の親近の人々は、内々頗る心配し出した。然し予は靜かに時の到るを待つて居た。時々夜間役場へ出かけて宿直員の勤惰を見廻る事があつて、吏員や小使を驚ろかした。怠慢は出來ぬとの觀念は絶えず與へて置いた。太田助役にも夜間の見廻りをなし、宿直員の精神的緊張を緩漫ならしめぬ様注意を頼んだ。此れが日常の勤務に及ぼす效果は少なくなかつた。時に、退場後の談話會に笑話ををして、茶菓の馳走をする事もあつた。斯くする内に、農村の閑暇な秋が愈々來た。是が予の豫期した機會であつた。一日、退場後の時間に、助役と收入役、小學校長初め吏員一同に集つて貰ひ、各部落を巡回して茶話會を催す事を發表した。其の出演者は、村長、助役、收入役、小學校長、書記等とし、先づ各部落村民に男女を問はず必ず一家一人以

上出席して貰ふ事とし、茶菓を饗して後、各所管事務に對する話をする事とし、收入役は納稅の滯納が事務を繁雜にする事、督促令狀の發行、常任小使の外に臨時雇入の人夫の給與等に由る村費の増嵩の狀態等を數字的に説明する事とし、小學校長は生徒の勤惰が其の生徒の成績と其の將來に及ぼす實績等、各部落の比較統計を示して、小學校時代の初等教育の重要な重要性を話す事とし、衛生所管書記は平素の衛生的觀念の缺乏が傳染病患者の數を増し、隔離病舍費の支出の状況等を數字的に示す事、助役は總括的に事務上の問題に就て役場へ相談に來れば詳細の指導をする事等を説明し、最後に村長は、村民が幸福ならんとすれば、役場と村民とが一處になつてお互に理解ある制度を確立し、其れを遵守して村政を行ふに在る、先づ近日中に從來の隣組を更新し、近所の約十戸内外を以て地番組合を結成し、其の組合内に納稅組合、衛生組合、農事組合等を置き、納稅組合に於ては、役場から配付する納稅告知書を毎戸に納稅組合長が配付集金し、期日迄に完納する事とし、それには切符一枚に付若干の獎勵金を交附する事、衛生組合長は衛生に關する諸般の事務を執行し、農事組合長は種子の配付其の他農事に關する諸般の事務に當り、隣組々合長は組合内諸般の事に當り、何れも任期は一ヶ年として交互に勤務する事とする事等、詳細を各區長を經て具體的に村民に協力を願ふ等の事により、村自治

制度は村民相互に於て、理解ある組織の組立をなし、村政を刷新する事が、村民の安居樂業の土臺である事等の説明を爲す事等で、其の材料を至急取纏めて貰ひたいと頼んだ。秋の夜長に日を定めて各部落に依頼して、其の會合を開催する準備の打合せをした。猶村會議員、區長と代理者との懇談會を開いて諒解協力を求めたが、満場喜んで賛成した。日ならずして、毎夜各部落の巡回茶話會を催し、村民一般に村政の大略を了知せしむる運動を開始した。各部落の村民は、此の茶話會により村政の忽緒に出來ない事と、村政刷新案の大體を了知する事が出來て、頗る感銘する所があつた。

斯て、村内一般に隣組の編制替を斷行した。其の内に納稅組合、衛生組合、農事組合等を結成せしめた。而してそれは、毎年一月役員を改選した。なるべく輪番に交替して、全部の人が勤務する様にした。其の結果、納稅組合の如きは、施行の月から納稅期日前に村内残らず完納になつて、組合の全部が獎勵金を受けた。衛生、農事兩組合も各成績を擧げて來た。殘るは、小學校教育の振興と、青少年教育の問題である。現任の校長は、極めて溫順の精勤者であるが、既に少しく時代に後れ、併せて迫力に乏しき缺點があるので、縣學務當局と相談して、翌年三月伊勢崎商業學校の教諭に進級轉任して貰ひ、代ふるに新進氣鋭の青年訓導馬場三郎氏を前橋の師範學校から招聘した。（氏は現在雄辯會

講談社支配人）小學校は俄かに活氣を呈して、各方面に改善の機運が漲り、青少年教育にも刷新を斷行し、各部落の青少年會長に壯年者を以て充當し、予の平素の主張通り指導と監督とを併行せしめた。其等を聯合して名和村青年聯合會を組織し、聯合會長には小學校長が當る事とした。更に、此の男子青年會の組織に倣うて、女子青年會を起した。中央より屢々名士を聘して講演會を開催し、一般成年者教育をも行つた。村民は、漸く覺醒して來た。

是より十數年前、予は友人を糾合して、社會問題の研究團體を結成し、相互に研究をして來た。時々中央より名士を聘して講演を聽いたが、當時官憲は社會問題と社會主義とを混同して居たので、色眼鏡を以て予を見る様になり、警察は此の加盟者を要視察者として取扱ひ、予は其の巨頭と見做され、刑事巡査は予が身邊の監視を怠らなかつた。勿論、予が新聞社在任中、幸徳傳次郎、堺枯川、木下尙江、石川三四郎、松居松葉、辯塚麗水諸氏と親交があつた事も因を爲して居た。要視察人の村長は、恐らく全國中に其の類が無かつた。斯した時代であつたから、予が村に於ての施設に對しても官憲の注意は嚴重であつたが、其の治績が追々良好に擧つて居るので、遂に大正七年十二月解除さるゝ事と爲つた。

斯して予が村長としての就任に對する村民の要望は殆ど履行されたので、七月に至り村會に辭職を申出でた。村會も當初の約束であるから、之を認容する事となつて、就職後僅かに一年と四ヶ月の勤務で、村長を退職する事となつた。村民も以上の改革案斷行の成績が良好であつたから、喜んで其の案の實行を熱心に遵守してくれた。其の後二十五年を経過した今日に於ても、隣組と納稅、衛生、農事等各組合は存續勵行して好成績を示して居る。（昭和十七年七月七日支那事變五週年の日稿を草す）

八 縣 會 議 員

附 衆議院議員候補者

縣會議員選舉

予が村長辭職後に起つた事は、縣會議員選舉の問題であつた。名和村の村會議員一同は、予を縣會議員候補者として推薦するの運動を起し、村の有力者殆ど全部が賛成して、之を郡内の有志に諮り、多數の同意を得たので、予に承諾を求めて來た。予は之を辭退したが、なかく熾烈に勧誘された。予は再度謝絶した。之と同時に、地方銀行の重役をして居る予の友人からも、予の出馬を懲諭して來た。該友人は、曾て予が縣會議員に推薦し、當選して議長にまでなつた人で、中途大芝知事に壓迫されて政友會に加入した人で、其の懲諭は縣知事の内意を受けての事であつた。知事大芝惣吉氏は、豫て政友會知事として露骨な態度を執つた。該選舉に於て、豫て群馬縣會が非政友派議員に依て多數を占められて居るのを逆轉せんとする、時の政友會内閣首相原敬氏よりの秘命を實行せんとの野望であつた。當時予は、何れの政黨にも關係なく、政友會にも非政友派にも友人を有つて居た。そこで知事は予を政友會に加擔せしめんとしての策謀で、其の條件として運動費一切は其の友人が負擔する、當選の曉には議長にする、と云ふ頗る有利な條件を提供された。予は元來多數の横暴を以て弱者を壓迫する事を憎んだ。それが團體であると個人であるとは間はない、如何なる場合に於ても、正しき道理の下に行はる可きものだとの信念を強く有つて居たので、當時群馬縣會が非政友派の多數を以て、少數の政友派を壓して、非理の縣政を爲す事を攻撃した。故に一部の人は、予をして政友會に近い者と誤解し、該友人も然した眼を以て予を見た爲に、予に對し頗る親切な提供を爲したつもりで、善意の勧誘をされたのであつたが、予は其の友人に對して眞意を語り、若し予が縣會議員の候補者として立つとしても、何れの黨派にも屬する事を欲しない、殊に現在の群馬縣會の様な狀態の下に在つては、不偏不黨の立場で、縣の政治に公正なる協賛を與ふる事にせねばならぬと考へて居る旨を述べ、今現に村民の殆ど全部と郡内多數の有志から、立候補の勧誘を受けて居るが、未だ承諾を與へて居ない事をも併せて告げた。友人は予に告ぐるに、若し君が政友會に屬さないで立候補すれば、知事は猛烈なる選舉干渉をして君を落選させるであらう、左様な割の悪い立場を取らないで、樂な立場で縣會議員に成る事が君の利益ではないか、と懇切に勧誘されたが、其の好意を謝絶した。然るに村民と郡の有志とは、予の承諾の有無に關せず、推薦する事に決して開戦した。更に一面、前二回縣會議員に當選した郡内境町の正田虎四郎氏は、予の親友であり名和村出身者であるが、其の得點は名和村有權

者の推舉であつて、其の投票が多數を占めて居たので、兩町村の有志の間には、次回に名和村より候補者の出馬する節は、正田氏居町の有志は擧げて名和村の候補者を推舉すると云ふ默契が成立つて居た。然るに縣知事大芝氏は、友人の談にあつた如く、予を極力落選せしむべく、政友會正面の反對黨である憲政會の正田氏の立候補を百方勸説劃策した。殊に正田氏の養父某氏も名和村出身であつたから、正田氏の立候補に承諾を與へなかつたが、巧妙なる反間策を以て、一度立候補を辭退したる正田氏をして再起せしむるに至つた。名和村民は、正田氏父子に對し頗る憤慨して、益々戰意を強固にした。茲に於て憲政會二名、政友會一名と、不偏不黨の予と、定員三名を越ゆる一名の多數を以て決戦に入つた。其の競争は、頗る激烈を極めた。知事は、此の選舉に於て政友會に絶對多數の當選者を得るの策を立て、官權を亂用して露骨な干渉を爲さしむるに至つた。憲政會の有力候補者三四名と予とを、極力落選せしむ可く惡辣なる妨礙策を講じた。所が、予の推薦者等は、主として郡内の青年有力者等であつたから、選舉干渉は反つて反感を買つて、一層熾烈な運動を惹起せしめた。知事は、最後の手段として、選舉期日切迫の三日前に於て、予の參謀幹部十數名を一擧に伊勢崎警察署に拘禁した。村民は頗る激昂し、老年も青年も數百名が大舉して伊勢崎警察署を包囲して、出張の檢事に面會

を強請するに至つた。出張の檢事も捜査の結果、選舉干渉の歴然たる事が知れたので、其の群衆の總代の請を容れて面談し、夕刻には必らず全部歸宅せしむる旨を言明したので、村民も解散した。此の騒擾事件が郡内に知れ渡つたので、郡民多數も憤慨して、自然予の賛成者が増加した。茲に於て知事は第二の策を講じた。それは既に予の當選豫想が確實となつたので、開票の際、政友會と憲政會との立會人が共謀して、森川は無資格者なりとの斷定を以て落選せしむべしとの密謀を憲政會に申込ました。即ち、森川が無資格者だと開票立會人の斷定によりて除外すれば、残るは憲政會二名と政友會一名は票數に關せず當選する事になるから、無論憲政會は應ずるものと豫想したのであつた。所が、此の不法卑劣なる策謀に對して、憲政會の長老は非常に憤慨して反対した。得票の數を以て勝敗を爭ふ可き選舉に對し、如何に勝利を熱望すればとて、斯る暴戾極まる非法を敢て爲さんとするが如き卑劣の行爲は斷じて應ず可きに非ずと一蹴し、正々堂々、正當な開票を爲す可として立會人は頗る緊張した。果せる哉、予は多數を以て當選した。村民と同志青年男女等とは歡呼のどよめきを擧げた。然るに知事は、更に執拗に手を替へて、予に當選狀を渡さぬと云ふ策を取るに至つた。其の理由は、予は當時救世軍の下士官であつたから、それを故らに宗教の教師と見做して、被選舉人たる資格なし

と断定しようと試みたのであつた。其の消息を、餘りにも亂暴な干渉に同情した内部からの情報に依つて豫知する事が出来たので、直ちに人を派して東京の救世軍本營の山室軍平氏に告げた。折しも内務省に於て神佛基三教者會同の開催中であつたから、會衆一同は之を聞いて大に驚き、直ちに其の會衆の總代人が内務大臣床次竹次郎氏に面談して、救世軍の下士官は寺院の世話人、基督教會の役員と同質のものであり、若しもそれが被選舉人の權利無しとすれば、一地方縣會議員の問題に非らずして、全國的大問題であるとて論議された。床次内務大臣は、直ちに地方課長に命じて、森川縣會議員の資格問題は知事の權限に於て決定す可らず、内務省の指令を待つ可しと電達された。然うした次第で、第三の策謀も遂に破れて、流石横暴なる大芝知事も予に當選狀を渡すの止むなきに至つた。斯うした重ね々の選舉干渉は、如何に當時の政友内閣の總理大臣たる原敬氏の亂暴政治振が地方自治に迄滲透して居たかを知る一例として見る事が出来る。郡に於ては、正田氏は遂に慘敗した。予は此の選舉が終了するを待つて、縣會に不偏不黨の中正組を組織せんとして運動し、予を合せて九名の同意者を得た。當時の當選者中、憲政會は僅かに十名となり、政友會は十七名となり、中正派九名となつた。かくて政友會も絶對多數派たる事が出來ず、大芝知事も豫期に反した。群馬縣會は、中正派の

去就に依つて事を決する事となつたので、大芝知事の狼狽振は殊の外甚しく、中正派の切崩し運動は頗る猛烈を極めた。或る者は、選舉違反ありとして脅迫し、或る者は買收し、或る者は貸借關係で強要し、或る者は地位を以て誘ひ、果は予に迄最も懇親の友人を通じて地位と金錢とを以て誘惑せんとして來た。予は斷乎として一蹴した。遂に予一人を除きて、他の八名は悉く知事の軍門に降伏した。然した事で、政友會は漸く二十五名となり、憲政會は十名、中正派は予唯一人となつて、群馬縣會は政友會の絶對多數となつた。縣民は、予を一人一黨と稱した。尙、選舉投票日の二日前、上毛新聞紙上本間庶務課長談として、森川候補は當選しても無資格者であると掲載して當選妨碍をした。斯て臨時縣會は開かれ、正副議長は政友會の獨占する所となり、參事會は辛うじて憲政會が二名を得、予は一票を自選して飽迄中正を表明した。通常縣會は、續て開會された。予は知事に對して、上毛新聞掲載の本間庶務課長談の記事を了知して居るか、猶それは知事の命令に由るかを質した。之に對して、大芝知事は頗る曖昧な答辯をなし、地方官々制に由る知事にか、又は府縣制による知事にか、と反問して來た。予は、兩方面から答辯せよと迫つた。知事は、そんな不明瞭な質問には答辯せぬ、てふ苦しい遁辭を以て誤魔化さうとし、遂に明確なる答辯を與へない。知事は、前任が檢事であつたから、

此の答辯を選舉妨礙訴訟の基本にされる事を恐れて、再三の質問に對しても、終に答辯しなかつた。予は、知事は斯る卑劣なる選舉干渉をして、非合法の多數議員を製造したのである。斯る多數は眞の縣民總意の表現ではない、其の點縣民は確かに記憶して置く可きである、と結んで質問を打切つた。

知事の暴政と政友會議員の盲動

斯して運ばれた多數政友會議員は、知事の横暴を助長した。憲政會議員の選出地盤の郡村に於ける縣道は、廢止される所が多かつた。然して郡村地方の有志の陳情に對しては、政友會に多數が入會すれば復活する、と知事は公言した。地方民は「泣く子と地頭には勝てぬ」てふ諺の如く、續々政友會に入黨する者が出來た。更に、縣立又は郡町立高等女學校の整理問題に對しては、政友會に多數が入會する様の手段を取り、憲政會地盤の學校は廢止又は昇格否認の暴舉が斷行された。又、此の機會を観つて政友會幹部の一部には、地方より賄賂收受の醜運動を起した。予は、此の縣會に於て知事の提出原案の理由とされた原町高等女學校と安中高等女學校との比較數字の錯誤を指摘して、歷然たる不法を質した。更に其の原案に盲目的に賛成する議員は、縣會を公正に執行せんとする者に非ず、且つ數字を

識別するの腦力無く、徒らに知事の暴舉を迎合せんとする者であると難詰し、斯る多數の政友會議員は、縣民の代表者に非ずして知事の番頭であると極論した。議長は、其の失言を取消せと命じたが、予は事實であつて失言ではないと強調して應じなかつたので、遂に退場を命ぜられて退出した。翌日の各新聞紙は不法の縣會として大見出しで此の記事を掲載した。縣會に斯る横暴の所爲があつてから、縣下各地に一大衝動を捲き起し、政友會員の内にすら顔をそむける者が尠くなかつた。

當時縣會の問題としては、大道路新設問題と電氣縣營問題で、道路問題は黨勢擴張の具に供せんとし、電氣問題は暴利を獲得せんとするものであつた。道路問題は、縣下に四十九路線を新設するといふ、大々的縣道改善の大設計であり、豫て大芝知事が黨勢擴張の最も良き機會であり、其の豫算に就ては追々施行に當つて説明する、といふ漠然たる議案の提出であつた。予は、豫算の大要、起工時期、年度割等の大略を示さるゝ様にと質問した。知事は、内務部長をして、起工の時機は何れ明年紅白の旗を振廻す多數の人夫が出現する、其の時に知つて貰ひたい、豫算の金額も參事會に提出するから其の機會に承知されたい、と答へさせた。何たる傍若無人の答辯であるか、予は豫算概數を示さず、其の個所を提示せず、何を以て賛否を決する事が出来るか、若しも斯の如く豫算も個所も示さずして、

唯之に賛成する議員ありとすれば、其の人は議員たるの資格が無いものであると論じた。然るに政友會の一議員は、議員の資格無してふ失言取消の動議を提出し多數を以て之を決議したので、議長は予に失言取消を命じた。知事は、昨日の縣會で十番議員の予に資格なしと論じた、先づ知事の失言を取消さぬ限り断じて取消さぬと應酬した。遂に議長は、予に退場を命じた。如何にも亂暴なる議會であり、大芝知事の横暴振が遺憾なく發揮されて居り、多數の政友會議員が非常識な行動を爲して居た事を知る事が出来る。

猶、其の前日、大芝知事は、森川十番議員（議席十番）の如きは議員たるの資格なしと痛罵して居ると云ふ言辭に對し、翌日の議場に出席して、自分は昨日の議場に於て、森川議員の資格なしと云つた事には、語辭に綾があつて決して單に左様に云つたのではないと詭辯を弄し、速記錄を見て協商したいと提議した。縣會は休憩となつて、予と、大芝知事とは、知事室に於て速記錄を中心にして論議した。其の時大芝知事は熱發三十九度以上で戰慄して居たが、速記錄には其等の議論が筆記されて居た。知事は、自分は御覽の通高熱に苦しんで居る、其處は聞き方に依つては資格無しとも聞へるが又聞方に依つては其處に段落もあるとも見へる、此の事實を議場に報告する事にして妥協されたい、と

頗る哀願的に申出された。予も斯る些末の問題で彼を苦むるは人情に於て忍びないと思つたから、それを承認し遂に其の顎末を議場に報告して免はつた。後に大芝知事は、或る人に向つて、森川氏は眞剣であるから迂闊に手は出せぬ、と語つたといふ事を聞いた。

扱て次の大問題は、縣營電氣問題であつた。縣會への提案は、利根川の上流と大正用水路とを利用するもので、其の工費は一キロワットにつき一千二十五圓で、年一割の利益獲得が出來る豫算であつた。縣下一般の民衆も、此の案には大なる注意を喚起した。當時電氣業者の定評として、一キロワットに對し工費六百五十圓以上を要しては、到底一割の利益は上らないと云はれて居た。縣會の内外に於て、反対の氣勢が揚つた。外部に於ては演説會を開催して、中央より電氣事業の權威者を聘し、予と憲政會の縣會議員とが演壇に於て其の理由を説明し、一朝事を誤らば永く子孫に禍根を残す事になるから容易に決すべきでない、先づ慎重に調査會を設けて除ろに事を運ぶ可きで、此の事は黨利黨略の具に供す可きでない、之は計數上の問題であるから、何人が其の衝に當るとしても、正確なる豫算を以て事を起すべしと極論した。別に多數の印刷物を配付し輿論に訴へた。縣民よりも反対陳情が續々と知事の手許へ提出された。更に内務省に對しても、委員を選んで之が阻止方を陳情した。然るに

縣會は、政友會の多數を以て一舉に之を決議せんとした。予は知事に對し、豫算の基礎に就て詳細の説明を要求した。知事の説明は要領を得ないので、更に鋭く追及した。土木課長が代つて説明したが、予は或る電氣會社の企業目論見書を提示して、更に質問した。遂に縣提出豫算の杜撰なる事が暴露した。議場は頗る混亂を來し、政友會議員の賛成演説は、唯知事の調査を信頼するといふ一點張であつた。予は、其等の議員に質問した、諸君は前年の縣會に於て、女學校整理問題を多數で不法の決議をした、遂に、諸君同志の内に二より一が多數也との迷論をなしたではないか、今亦非理を押し通さんとする、諸君は愈々以て正しき數字に基礎を置かずして、唯知事の提案なるが故に賛成すると云ふは、縣民に不誠實にして、知事に忠義を盡さんとする者である、と論難した。政友會議員より失言取消の動議を提出され、議長は又も予に失言取消を命じたが、予は斯る言論は當然であつて、政友會議員諸君多數こそ其の良心に反省せよ、と詰つた。遂に退場を命ぜられた。此の日議場は、傍聴者が超満員で、傍聴席より喧々囂々の反対の氣勢が揚つたが、竟に多數を頼んで原案を可決し去つた。政友會議員等が、歸路民衆の襲撃を恐れて警戒を嚴重にしたのは笑止の沙汰であつた。

當時縣内に於ける盲人教育事業を醫師後藤源九郎氏が主管し、大森房吉氏が小學校訓導を辭して献

身的に教育に從事して居た。此の兩氏は共に前橋基督教會の信徒であつた。後藤氏歿後、大森氏が前橋盲學校として主裁する事となつた。縣は之に對し賑恤救濟資金より僅かの補助をして居た。當時予は、縣會に於て、此の事業は賑恤事業と見るべきものでなく、教育事業として取扱ふ可きであり、且つ縣立として移管すべきであると主張し、大芝縣知事との間に毎縣會に論爭した。其の事業の性質の解釋に根本的相異があつたのである。後日政府より盲啞教育令が發布せらるゝに及び、群馬縣も予の主張通り縣立盲啞學校が設置さるゝに至つた。

予は、其の頃上京の機會に島田三郎先生を訪問し、先生が演壇に於て毎に政友會を極度に攻撃される如何なる理由によるかと質した。先生は、衣容を正して答へられた、予は反對黨なるが故に之を攻撃する者ではない、各政黨の間に意見の別るゝは當然であり、其の説は互に敬聽すべきであると考へて居る、然るに現在政友會の言動は少しも正しき理論に聽從する事なく、唯徒らに多數の勢力を擁して他の言論を暴壓し、如何なる非理不法をも敢行して少しも憚る所が無い、斯る状態が繼續すれば我が立憲政治の衰滅に陥るは當然であり、國政を毒する事は頗る甚しきものがある、延いては畏くも皇室に累を及ぼし奉る事なきを保し難い、故に先づ政友會を反省せしめ、暴力政治を改悛せしむる事

が當面の緊急問題である、現在の如き政友會の暴力政治は、封建政治よりも反つて國家を毒するものである、と痛論され、明日の議會を傍聴して現状を實觀せよ、とて傍聴券に自己の紹介を記入して與へられた。

予は又、政友會の長老江原素六先生とは、豫て廢娼問題で知遇を得て居たので、一日其の自邸に訪問して先生が不評判の政友會に席を置かるゝ感想を質した。溫厚なる先生は、予の質問に對し、君が何れの黨派にも加盟せざる立場よりする斯る質問は當然である、原敬氏が専ら力の政治を推進して居る點につき、又議場の現狀に就ても、私にも全部賛成は出來ない、尙黨内に所謂暴力團的の議員が跋扈して居るのも苦々しき限りである、が、私共は常に之を内部より牽制して正道に導きつゝあるのである、若も私共が政友會を去つたとしたら更に一層甚しいものになると思ふ、今暫らく時の推移を待つ外はない、と頗る苦悶の内情を語られた。それより予は、屢々議院を傍聴して、其の暴戾極まる狀態を見、島田先生の痛論を今更の如く感するに至つた。

由來政黨は、主義と政見を同じふする者が結合し互に研究練磨して、我が國政上 天皇政治を翼賛し奉る團體でなければならない。故に政友會と云ひ、憲政會といひ、其の主義政見に由て離合集散は

當然の事である。然るに當時政友會の議會に於ける暴狀は、中央並に地方を通じて眞に言語に絶する次第で、唯多數を力として自己の野望を遂行し、良民は甚しく痛苦を嘗めさせられ、殆ど古の戰亂時代の武力政治と毫も撰ぶ所なき有様であつた。畏くも 明治天皇陛下の下し給うた憲法の御精神は少しも見る事が出來なかつた。予が一人一黨として地方議會に奮闘を續けて居たのは、少なくとも多數横暴の弊を除かんとする所に、聊かなりとも『地の鹽』たらんとする基督の教訓を實行せんとして居たので、縣會議員を榮職と心得て其の地位に甘んじて居たのではない。其の立場に於て、些しも他の牽制を受くる事無しに、自己の使命達成に邁進して居たのである。外部より見た議會と、内部に於てのそれとを見較べては、益々大改革の急なるを痛感し乍らも、唯孤軍奮闘其の功の乏しきを恥づるばかりであった。當時我が群馬縣會に於ける無識多數の政友會の横暴は、中央に於ける原敬内閣が政友會の多數を擁して横車の限りを盡したのと同軌であつた。然した事の由來を探ねれば、政友會の先輩星亨氏が米國の力の政治を輸入し來り、先づ東京市會に其の暴威を振つたに端を發し、それを我が國立憲政治上に直用せんとした星氏の遺風を繼承した原敬氏が、力の政治遂行に邁進した其の爲に我が國政を蠱毒した事は頗る甚大である。此の誤れる觀念を取除く事は、島田先生の言はるゝ如く、總

ての政治問題の先決問題である。然るに予が尙一人一黨として、地方議會に孤軍奮闘を續ける事の可否の判断には迷はざるを得なかつた。原敬氏の横暴振は益々熾烈となつた。何人も此の儘ではならぬと考へた。我が國政の前途は、實に暗雲低迷の状態で、何事か起らねば済むまいと、一般民衆をして豫想せしむるに至つた。果せる哉、原敬氏は、大正九年十一月四日東京驛頭に於て、十九歳の青年鐵道從事員中岡良一の爲に暗殺された。原敬氏こそ我が立憲政治を黨争政治に導いた張本人であり、政黨政治を誤らしめた人である。然るに多數政友會員が其の非を悟らず、之を謳歌したのは、何時の世に在ても事大思想の國家を誤らしめたものである事を痛感するものである。代つて高橋内閣が出現したが、大正十一年六月内江の爲に總辭職となり、加藤友三郎内閣が登局したので、大芝知事は宮崎縣知事に轉任を命ぜられて退縣した。

大芝知事轉任後の縣會

大正十一年六月の政變に依り知事が更迭し、夫の横暴知事が去つて政黨色の無い山岡國利氏が赴任したので、縣民も聊か生色を復し落着を見せて來た。獨り政友會所屬の縣會議員等は憂色に包まれ

た。今迄やつて來た非行を掘返されるのではないかと、特に一部の醜類團は心配し出した。政友會の手先になつて居た役人等も、戦々競々として居た。

新知事は、赴任早々新聞記者團に語つて、公平不偏、縣民本位で精進する、と聲明した。大正十一年の通常縣會は開會された。知事の豫算説明の濟んだ後、縣會議員選舉費の項に於て、予は山岡知事に質問した、前知事大芝氏は選舉に際し候補者取締に就ては、それ自身の平素の行績により、それ／＼特に或る方法を以て各別に注意を拂つて居ると稱して居たが、之は暗々裡に選舉干渉を言葉巧みに表はしたものであつた、今や明年行はれんとする縣會議員選舉に對し、其の取締方針を伺ひたい、と。山岡知事は之に對して、法規に従つて公平嚴正に取締る方針であり、殊に人に依つて取締を差別する考は毛頭無い、と答辯した。先づ茲に言質を得て置く必要を感じたからであつた。更に社會問題癱瘓所問題、水平運動、草津湯の澤部落の整理等に就て質問した。此の縣會には、大體知事提出の原案が通過したが、唯縣下各郡又は町立の高等女學校移管問題が提出され、政友會幹部は例の收賄の具に供せんとして容易に通過せしめず、殊更に憲政會地盤の地方のそれに對し其の氣配を濃厚にした、爲に其の事務所には、諒解を得る爲に各關係地方有志が押寄せた。遂に政友會地盤に非らざる伊

勢崎町及び沼田町の高等女学校は、縣の移管より除外さるゝに至つた。後に藤岡町立高等女学校移管問題に於ける贈賄事件の告訴が提起されて其の事實が暴露した。同町長は入監中横死を遂げ、地方選出政友會所屬議員は收賄罪で服罪した。斯る問題は各地で實行された事柄であつて、獨り藤岡町は告訴に由つて暴露するに至つただけの事であつた。如何に當時政友會の多數が、大芝知事の横暴政治下に醜惡な行爲を敢てしたかを知る事が出来る。大正十二年九月は愈々縣會議員改選期であつた。政友憲政兩派は、互に多數獲得の秘策を廻らした。政友會は、大芝知事の暴政が祟つて頗る不人氣で、戦はざるに既に敗色歴然たるものあり、爲に政友會候補者中にも公認候補者たる看板を掲げる者は少なかつた。憲政會は、此の一戦に前期の屈辱を挽回せんとして大に割策した。佐波郡よりの候補者は、憲政會より五十嵐榮三郎、平田源作兩氏の外に、更に予を推薦して來た。政友會よりは八木丈作氏を推薦した。結局一名の多數で競争は前回に比し激甚を豫想された。九月一日には突如關東大震災が起り、物情騒然として居た。予は、五十嵐、平田兩氏に協議した、斯うした際に徒らに競争を敢てして巨額の運動費を費消するよりも、予が辭退すれば三氏は無競争で當選する、そこで各候補者が金一千圓宛を醸出し、予も一千圓を出金し、合計四千圓を震災義捐金として贈る事が有意義である、八木氏

には自分から相談して承認を得る事にするが、然うする事は何うであらうか、と。然るに此の事は、兩氏は勿論、予の居村と同志が承知しないので、遂に沙汰止みとなつたが、選舉運動は斯した際であるから地味に行はれた。結果は、政友會の八木氏が落選して、予は再び最高點で、五十嵐、平田二氏の順序で憲政會推薦の三人が全部當選した。他の郡市に於ても、政友會は慘敗して、僅かに十二名を得るに過ぎなかつた。中立が六名で、憲政會は十七名と予を合して半數十八名を得た。議長候補者として、予と古屋氏と同點であつたが、予が年長の故を以て當選した。此の役員選舉以前に於て、其の結果は判明して居た。中立六名の内、桑原、石井、古屋三氏は既に憲政會に投する豫定であり、竹越、茂木兩氏は政友會に入會し、畑氏は中立となつた。結局、憲政會は二十一名の絶對多數となり、政友會は十四名、中立一名となつた。此の選舉に於て最も注目すべきは、政友會の賄賂收受の醜聞議員の幹部が一名も當選しなかつた事であつた。予は、豫て島田三郎先生の意見に賛して、横暴の政友會を倒すには孤立にては其の功を奏する事は出來ない、先づ憲政會に加盟し、中央と地方とを通じて政友會の勢力を驅逐するにありと考へ、同志の賛成の下に之を決行し、憲政會群馬支部の幹事長となつた。

予は、議長に當選すると同時に、先づ同志議員に、從來の縣會は時間が餘りにも不正確であつた、此の度我が憲政會の同志が多數となつた以上は、先づ第一に時間の勵行から始めたい、而して過去の政友會は横暴政治に由て縣民を苦めたが、吾々は公平無私を以て事に當りたい、今日迄歪められた政友會暴政の跡は公正に是正せねばならぬ、以上の點は豫じめ諸君の御諒承を願つて置くと申出でた。全會大賛成であつた。十一月の通常縣會の開會初頭に於て、時間勵行を議場で宣言して、午前十時一定時間に開會した。政友會所屬の議員中には遅刻する者もあつて驚かれたが、之は縣民全體に好き感化を及ぼした。翌朝、前橋市の元老にて元代議士の下村善右衛門翁は議事堂に出頭して、予に感謝狀を贈られ、固く手を握つて能く遣つてくれた、と喜ばれた。此の縣會に於ては、前知事大芝氏の暴政の跡を是正する爲に、全員手分けして縣道の實地視察を斷行し、其の全部を踏査した。山岡知事も、我が憲政會の調査委員の踏査した同一場所に就て能く自身出張調査した。果せる哉政友會議員の選出地方の路面は良く、非政友議員の選出地方のそれは悪しく、修理も満足に出来て居ない仕末が判明した。殊に大芝知事に由つて廢止された樞要道路復活の件を縣當局に要請して容れられた。曩に政友會暴政の犠牲となり、或は賄賂の提供に應じない爲に取り残された沼田、伊勢崎兩高等女學校の昇

格は斷行された。新設縣道四十九路線は公開され、其の施行豫定の先後關係を調査の結果修正される事になつた。尙政友會知事の暴政は綱紀を弛緩せしめ、賄賂公行、請托盛行、神聖なるべき教育界迄が風紀紊乱するに至つたので、予は、縣會に綱紀肅正戒節の建議案を憲政會同志賛成の下に提出し、満場一致を以て可決した。當時縣の土木事業も大芝知事の暴政下に毒され、其の工事請負者との間に請托が盛んに行はれ、不正行爲が横行したが、大芝氏左遷後憲政會議員が多數を制して綱紀が肅正され、又新任山岡知事が銳意改善に當つた爲、其等の弊風は一掃さるゝに至つた。

大正十三年は春から旱魃が打ち續き諸川の水量甚しく減少し、爲に田植期には用水に困難を來した。就中其の最も甚しきは、群馬郡長野堰用水關係地區であった。此の地區の上部と、下流農民間に用水の爭奪問題が惹起し、下流農民の一團が上流農民に對する不法彈劾の爲に五百餘名縣廳に押しかけ、知事に陳情する大騒動が勃發した。知事は懇切に慰撫し、其の願意を容れて散會せしめ、關係官吏を派し、之が對應策として對岸の漏水を利用する案を立てゝ、其の實施に當らしむる事となつたが、其の設計に對しては上流農民が極力反対をなし、又も四百餘の農民が縣廳に反対陳情の爲に押寄せた。知事の懇切なる説明も聽かばこそ、頑強に抗辯して容易に退散を肯んぜず、知事も持て餘して

居る所に、偶々予が出縣して居たので、知事は予に其の解決方を依頼された。予は當時縣會議長であつたから、直ちに農民等に面接して其の委細を聽取し、翌日其の實地の視察を約して引取らしめた。同用水は、源を本縣碓氷郡に發して流下する烏川水流を利用し、群馬縣長野村に堰堤を設けて群馬郡東部用水に引用するもので、内には高崎市の水道の水源池もあり、其の水量が一旦旱魃に際會するや大なる不足を來すので、縣は烏川右岸の漏水を利用するの設計を以て、之が救濟に資せんとしたのであつたが、上流農民は爲に其の害を蒙るものとして反對騒動を起し、上下農民の一大争擾を惹起するに至つたのであつた。予は親しく用水堰關係者及び縣關係官吏を伴つて實地を踏査した。上流農民の意思を容れて、水量實地調査を用水時期の一期間測定する事とし、關係農民の立會人をも加へて、用水使用期間内を通じて之を斷行せしめた。又下流農民の總代を招いて予の意思を説明し、暫らく調査決了迄待機する事を求めて承諾を得た。斯して予は、酷暑の最中數回出張して實地調査をなし、遂に成案を得たので、上下兩者總代に對し予に解決方の一任を求めた。兩者共容易に承諾を與へなかつた。然し縣の設計實施の方針に對して、下流は稍や承諾の色を示した。上流に於ても、予の熱誠なる調査に對して、頗る感謝の意を表して來た。之に對して、工事費用は全部高崎市と下流農民の負擔に

於て施行すると云ふ調停案を公示して、兩者の承諾を求めた。兩者共、予の公正なる裁斷に對して、遂に縣の設計實施による下流増水の策を容れる事となり、圓滿に解決する事となつた。此の間殆ど一年を要した。果して其の實施により増水して用水地農民に喜ばれて居る。

斯した中に、中央に在ては、加藤總理大臣の薨去に依り内閣の總辭職が行はれ、山本權兵衛伯が大命を拜して内閣を組織したが、大震災に於ける幾多の事件を惹起して大に手傷を受けた上に、虎の門事件を突發せしめた爲に總辭職をした。其の後に清浦内閣が出來た。政友會は、此の内閣を助ける政友本黨の分裂があり、護憲三派聯合の反政府黨が成立したので、議會は遂に解散となつて、總選舉が行はれた。予は、憲政會群馬支部の選舉長に推されて、縣内の選舉戰を司つた。此の選舉の結果は憲政會の大勝利となり、縣下九名の定員中五名を獲得し、政友會三名、實業同志會一名にして、政府黨の政友本黨は全部落選であつた。之に仍て、予は大に面目を施した。全國に於ても、憲政會が多數を占めて第一黨となつた。其の結果、清浦内閣は總辭職をなし、憲政會の總裁加藤高明伯に大命が降下し、護憲三派の聯立内閣が成立した。

是より先、予は、普通選舉實施の爲、地方より中央に涉り奔走した。而して、此の機會こそ斷行の

好機と見たので、更に一層盛んに運動した。

加藤内閣は地方官の更迭を断行したので、本縣知事山岡國利氏は三重縣に轉任し、岩手縣知事牛塚虎太郎氏が群馬縣知事として赴任した。同氏は、溫厚の紳士で、頗る嚴正公平に縣政を執つた。縣費緊縮方針を採つて、政友會知事大芝氏の大道路案を打切り、別の道路案を提出して、政友會議員をアツと云はせた。當時縣廳舍の壞廢甚しく、之が改築は縣民の要望する所であったが、知事は、廳舍改築を先づ憲政會議員に諮り、一夜にして議が纏まり、翌々日の縣會に提案して、高崎市選出の芥川議員を除き、全部の賛成で可決した。元來高崎市は、最初群馬縣廳創設の際、廳舍其の他の建築に多額の出費を恐れて氣乘薄であつた。然るに、前橋の巨商下村善太郎氏は將來に於ける前橋の繁榮を豫想し、私財を投じて官舍の建築をなし、藩邸を修理して縣廳舍に當てる等に全力を盡した。爲に群馬縣廳は、時の縣令楫取素彦氏の英斷に依つて、前橋の地に置かれる事と成り、前橋は年と共に繁榮に赴き、遂に高崎を凌駕するに至り、高崎町民は今更の如く驚いて、其の後機會ある毎に其の移轉を策謀したが果し得なかつた。然した次第であつたが、縣廳舍の改築成るの曉は、永久に移轉の機會去るを以て、茲に反対の氣勢を表示したのであるが、其の機は既に五十年の昔に去つて又復歸すべくもなか

つた。當時高崎の有志家に眞の愛郷心あり、將來の見透しのつく人が一人もなかつたことは遺憾であつた。之に反して、私財を抛つて盡力された下村氏の先見の明と其の愛郷心の發露とは、遂に今日の前橋市の繁榮を來したる因を爲したのである。前橋市民が此の改築案成立の日、下村氏の銅像下に報告祭を執行したのは所由ある事である。それは餘談として、知事は、調査委員を設けて、各方面に既設廳舍を参考の爲視察せしめた。予も數ヶ所出張視察を遂げた。

予は又、憲政會の縣會議員に、産業調査會を設け、恒久的に縣の方針を確立して踏襲し、當局官吏の更迭、縣會議員の改選に依つて動かさるゝ事なき縣是を確立する事にしたいと提議し、内議一決して縣會に建議を提出した。牛塚知事は、満幅の贊意を表し、全會一致の決議と成つて、建議書を知事に提出した。直ちに臨時産業調査會は創設され、其の委員は縣民中の有力者を選任する事とした。
(一) 農林水利改善に關する事項 (二) 蠶絲業改善に關する事項 (三) 治水及び水源涵養に關する事項
(四) 金融機關の整備に關する事項 (五) 工業振興に關する事項 第一第二の調査委員は何れも二十名とし、其の委員長に予が推薦され、第三より第五迄の委員は何れも十五名とし、第三の委員長に青山徳太郎氏が推され、第四の委員長に農工銀行頭取齋藤義太郎氏が推され、第五の委員長に彦部駒雄氏

が推され、會長を知事とした。何れも其の調査に於て研究の上成案を得て、會長に報告する事とした。

予は、更に足尾銅山の鑛毒問題を提議した。當時足尾全山と其の周圍が鑛毒の爲に枯渇し、洪水の際は下流の耕地に氾濫し、鑛毒の沈澱せる泥土が浸入して、其の害を及ぼした。群馬縣管内は特に其の被害の激甚なるものがあつたので、工業主をして除害設備を嚴重に施行す可き命令を主務大臣に要請するの件を、縣會一致の決議を以て、知事に之が實施方を要請する事となつた。

予は、議長就任二年目に、議長を辭して他の同僚に譲る事を考へた。前期の縣會に於て、大芝知事の暴政に惡戦苦闘した同志にして、現在議席を有する者が、予の外に青山、林二氏がある。孰も溫厚篤實の士であつて議長たるの適材である。予は今推されて議長の榮職に在るも、此の光榮を他の兩氏に分譲する事は敢て公器亂用ではあるまい。斯る友情と推讓とは、寧ろ公人の美德として爲す可きの至誠ではあるまいかと考へた。仍つて之を先づ同志縣會議員に諮つて賛成を得たので、支部の幹部會に相談した所、全員予の謙讓を推賞して賛成したので、年齢順に依つて青山氏、林氏の各一年交代の條件を以て選任する事に定めて、三年目の通常縣會の初頭に於て之を實行した。兩氏は、其の友情を

深く感謝され、反對黨の政友會議員よりは惜まれた。

邑樂郡伊奈良村外十五ヶ村に於ける耕地二千餘町歩は、常に晚秋期に湛水の慘害を蒙るの處があり、粒々辛苦の末耕作を終つた水田が將に其の收穫期に及び、一朝増水の爲に湛水して收穫皆無の慘状に際會する事が屢々あつた。之が排水改良の急務なる聲は高く叫ばれて居たが、未だ實現されて居なかつた。予は之を我が憲政會同志議員に諮り、縣營事業となし、國庫の補助を受けて完成する事にし、來年度より實行する様に縣に要請するの建議を提出する事とし、全員の賛成を得て提出し、滿場一致を以て可決された。時偶々翌年の秋季に湛水激甚の聲を聞いて、予は實地調査の爲縣の當局と共に出張し、親しく地方關係農地の實情を視察した。其の後も屢々出張した。時の農林大臣町田忠治氏の視察を懇請して、其の實情を見聞に供した。茲に於て、其の具體的設計が進めらるゝ事になり、何時も政友會の選舉の具に供せられて長らく棄て置かれ、之が實現を見棄られて居た大水害地が、予等の盡力に依つて漸く施工さるゝに至つたので、地方民の歡喜は頗る大きかつた。其の後工事が完成し、二千數百町歩の良田を得るに至つた。

當時中央の政界は、護憲三派内閣に龜裂を生じ、一旦總辭職となつたが、大命は再び加藤憲政會總

裁に降り、憲政會單獨内閣が組織された。此の議會に普通選舉案が提出され、政友會は之に反對で、論戰が頗る盛んであつた。憲政會では、全國の支部幹事長會議を開いて之に應援した。予も又出席して此の運動に參加し、奔走頗る努めた。遂に多年の要望は達成されて、普選案の通過を見る事が出来た。

大正十五年十一月の通常縣會に於て、青山議長は辭して、林庸太郎氏が議長となつた。此の縣會に於て、最も注目すべき問題は、地方製絲業者が、前年絲價の暴落に由り大損害を蒙り、本年の蠶繭の購入に際して、縣内の養蠶家に對する代金の不拂續出し、爲に養蠶農民は甚しく困窮し、各處に繭代金拂渡請求問題が惹起され、其の金額數百餘萬圓と稱せられた。茲に於て予は、縣下養蠶業者救濟の建議案を同志の贊成を得て提出し、満場一致を以て通過し、至急之が對策の研究を知事に陳情した。牛塚知事は、全面的に贊意を表せられたが、之が研究の半途にして、大正十五年十二月十八日宮城縣知事に轉任を命ぜられ、頗る縣民に惜まれて退縣した。其の在職中、縣廳舍の建築をなし、群馬會館の設計をなし、久しく大芝知事に依つて歪められた暴政後の改善に山岡知事の着手後を受け、除々に頗る穩健の手段を以て之を是正し、產業調査會を起して縣是を確立し、縣農工銀行重役の政黨關係偏

在を是正し、能く各方面に涉りて成績を擧げ、政事熾烈なる本縣に對し民心緩和に努めたる等多くの治績を残された。

後任知事百濟文輔氏は、千葉縣より轉任して來た。氏は、義に内務部長として大芝知事の下に一年五ヶ月在勤し、大芝知事の縣營電氣問題に對し、秘かに牽制の策を取り、各縣に行はれて居た縣營電氣事業視察に自ら出張し、其の復命として其の不利なる點を列舉した。流石横暴なる大芝知事をして、折角縣會を通過した案の實施を爲さしめずして、共に轉任を爲したる其の手腕は、予の深く徳として居た所であつたが、今回本縣知事として赴任の途上、東京の旅館に於て會見し、本縣養蠶家救濟策につき豫じめ懇談を遂げ置きたるは、產業組合製絲群馬社創設の端であつた。

中央政變と地方議會

大正十五年十二月二十五日には、畏くも 大正天皇が崩御遊ばされた。翌昭和二年四月十七日には若槻民政黨内閣が總辭職を爲し、田中政友會内閣が誕生し、百濟知事は在職僅かに半年にして奈良縣知事に轉じ、其の後任として千葉縣知事忍氏が赴任し、大森佳一氏が内務部長として就任した。中

央に於ては、内務大臣として鈴木喜三郎氏が怪腕を振ひ、黨勢擴張策を強化し、来る可き九月の府縣會議員選舉に於ける多數獲得の準備をした。當時『腕の喜三郎』の綽名が附せられた。愈々九月に縣會議員の改選が行はれ、結果は憲政十八、政友十八の同數となり、中立の畠氏は無産黨から出馬して遂に政友會に加擔し、無產派の激怒を買つた。議長は、政友會の都木重五郎氏が、副議長は畠桃作氏が當選した。佐波郡よりは予と、五十嵐榮三郎氏が憲政會として當選し、平田源作氏が落選して、政友會の井田金七氏が當選した。

昭和二年十一月の通常縣會は、無產派の畠氏の加擔に依り、一人の差で漸く議長を政友會が得た位であつたから、多數横暴も餘り振はれなかつた。選舉後の初縣會であつたから、かなり警察攻撃が盛んであつた。其の頃政友會群馬支部は、總裁田中義一氏を迎へて黨勢を張つた。其の機會に、同氏を伊香保溫泉に案内する爲に、東京八洲自動車會社から購入の名目で、高級自動車を試運轉の名の下に提供させて、公々然と群馬一千五百番の番號をつけて、田中總裁を乗せて往復運轉した。而も其の後、不合格として其の儘會社に返還した。斯る不法の行爲は、群馬縣の體面を汚辱するもので、綱紀紊亂の甚しきものである。此の警察部長の處置を質問した所、彼は傲然たる態度で、左様な事は毫も

不都合な處置では無い、當然の事である、と答辯して反省の色を見せないので、議會は頗る激昂した。予は、政友會員の缺席の多き、閉會三日前の議場に、警察部長不信任の決議案を提出した。之は同志にも秘して突然に時を計つて行つた事で、一氣に決議する段取であつた。政友會は非常に狼狽した。其の内に氣がついて總退場をした。時當に予が演壇に於て決議案の理由の説明中であつたから、議長が休憩を宣言する前に、發言權の留保を確定して置いて休會に入った。畠氏が遅刻して入場して來た、其の理由を訊ねたから、其の事實を告げた。畠氏も其の不都合を承認し、共に上京して調査する事となつて、憲政會議員三名の調査委員と共に出發した。政友會の議員は、鼎の沸が如き大騒ぎとなつた。事實は、果して其の通りであつた。政友會も畠氏が參加しないと定數に達しないので開會は出來なかつた。其の内に、知事と内務部長とが中間に立つて調停をした。

今期の縣會の豫算中には、豫て縣下伊勢崎町より埼玉縣本庄町の國道に通する利根川に大鐵橋を架する案が提出されて居る、其の地元が予の出身地で、五十嵐縣議の隣接地である故に、政友會は多數を擁して、之を否決せんとして居た。此の問題も一つの案件と爲つて居た。容易に議が纏まらなかつた、殊に畠氏が憲政會の調査委員と同行して上京したので頗る軟化して來た。其の夜畠氏と調査委員

の一行が歸橋した。政友會は畠氏を脅迫して檻禁し、俄かに硬化して談判は不調となり、知事、内務部長は反つて政友會に對し頗る氣を悪くした。予は、此の上は、議會を不成立にして原案執行の外なしと肚を定めた。

翌日議會は開會した。予は、一昨日の繼續として登壇した。議長は、予の發言を許さない。予は、言論を留保しておいた、速記錄に記載してある筈である、依つて言論を繼續すると主張したが、議長は更に降壇を強ひ、予は承知せず、言論留保は既に成立つて居るから議論を進める。茲に於て議長は、休憩を宣して休會となつた。政友會より協商を申込んで來たので、双方委員を出して協議を重ねたが、遂に不調に了つた。政友會は、所屬代議士迄も召集して大評定を開いた。斯て議會は再開された。予は直ちに登壇して言論を繼續した。斯くする内に、既に黃昏になつた。議長は又もや予に降壇を強要し、言論の中止を命じたが、予は其の不法を難詰して應ぜず、茲に於て議場は騒然として、憲政會の議員は議長席に詰めかけて談判する、又政友會の議員は議長席を取り圍んで應酬する、然した中で警官は予を議場外に拉し去つた。議場は益々混亂に陥り、又々議長は休憩を宣するの止むなきに至つた。而して兩派の協議會は催されたが、又もや不調に終つた。議會は四度開會した、予は直ちに

登壇して留保せる言論を繼續した。時は當に定刻を過ぎんとし、議會は竟に不成立となつて閉會した。傍聴席は超満員の盛況で、「憲政會萬歳」「政友會撲滅」の聲は議場の内外に溢れた。斯くして、知事内務部長は原案を執行して、坂東大橋の工事に着手し、次の堀田知事の時代に竣工した。橋畔に記念碑を建て、若規民政黨總裁が天額を染筆し、堀田知事が碑文を揮毫した。

予は、此の縣會閉會の翌々日、長野市城山館に於て開催さるべき廢娼演説會に、埼玉縣に於ける廢娼の熱心なる闘將出井兵吉郎代議士と共に出席する約があつたが、此の縣會に於ける演壇に於て、數度の長演説で殆ど聲を嗄らしたので、斯る狀態で長野の演説が出来るであらうかと心配した。然るに縣會閉會の翌朝歸宅の途次、前橋驛頭で平素懇意の知人に會つたところ、其の知人は予の聲色の變つて居るのを見て、持合せて居た獨乙輸入・薬剤を惠まれたので、それを服用するに漸次發聲が恢復して、漸く其の演説會に出席し二時間に亘るとする長廣舌を揮つて其の責任を果す事が出來た。

昭和三年一月衆議院は開會せられ、直ちに解散になつた。總選舉は二月二十日を以て行はれた。普選第一回の總選舉で、鈴木内相が極度の干渉は反つて民衆の反感を買つた。結果は、政友二一九、民政二一七、其の差僅かに二名で、其の他の小會派で政友會の大干渉も餘り効を奏さなかつた。其の議

會に於て、鈴木内務大臣に對する反感が熾んであつた爲、遂に中途辭職した。

昭和三年の縣會は、縣忍知事が去つて、大森佳一内務部長昇格知事の下に開かれた。大森知事は、餘り政友會に好意を有たなかつた。縣會の議席も兩派同數であつたから、殆ど中正の立場で縣政を執行したので、餘り問題も起らなかつた。

昭和四年三月の議會で、田中政友會内閣は遂に瓦解し、濱口憲政會内閣が出現した。九月に地方官の更迭が行はれ、大森知事は島根縣に轉任し、滋賀縣知事の堀田鼎氏が赴任した。内務、警察の兩部長も、それ／＼轉任して、新たに兩部長が就任した。

昭和四年十一月通常縣會は開會されたが、別に特記する程の事件もなくすらくと終了した。昭和五年一月、衆議院は解散になつて、二月十五日に總選舉が執行された。予は推されて民政黨群馬支部の選舉長となつた。其の選舉に於ては一區民政三、政友二で、二區に於ては民政三、政友一で、民政としては公認候補者の内唯一人清水留三郎氏が落選したが、好結果を得た。然るに清水派の壯年輩多数が、選舉開票の翌早曉、民政黨支部選舉事務所に襲撃して來た。予は單獨で應接した。選舉長を殺せ、殴れといふ騒ぎであつた。予は懇切に慰撫した。予の失敗で、支部推薦の候補者中、唯一人の落

選者を出した事は頗る遺憾とするが、素より全部の當選は困難であつた。勿論、其の責任は予が負ふ可きであるが、而も其の選舉長たる推薦は諸君の爲された所で、謂はゞ諸君の選舉長たる森川である。戰略の拙劣であつた事に就ては、其の責任は予一人の負ふ可きものに非ずして、我が民政黨群馬支部員全部が負ふ可きである。然し予個人としての責任は、選舉事務終了を待つて、幹事長を辭任して謝罪すべきであると言明した。押寄せたる會衆も、追々昂奮が醒めて解散した。予は、其の數日後に、選舉事務を完結して幹事長の辭表を提出した。然るに支部の幹部は、此の選舉戦は豫想以上の好結果を得たので、反つて謝辭を表す可きであり、責任などの問題の起る可き筈はない、殊に清水氏の落選は支部の節制に従はずして、自儘勝手の行動を爲したのが其の因を爲して居る事が判明したので、其の辭表は返戻され、反対に感謝狀を受くるに至つた。此の選舉に於ては、民政黨は二四九名の多數を得、政友會は一ヒ一名の少數となつた。

昭和六年十一月十四日濱口首相は、大演習參加の爲西下せんとして、東京驛に於て兎漠に要擊せられ、重傷を負うて帝大病院に入院せられたが、其の創が凶を爲して遂に薨去された。仍て大命は、若規男に降下して民政黨内閣が繼續された。